令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　（環境省　7　－　①　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 目標　　1－1　　地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり | 担当部局名 | 地球環境局<br>脱炭素社会移行推進室<br>地球温暖化対策課<br>地球温暖化対策事業室<br>フロン対策室<br>脱炭素ライフスタイル推進室<br>脱炭素ビジネス推進室<br>気候変動科学・適応室<br>大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ<br>地域政策課<br>地域脱炭素事業推進課<br>地域脱炭素政策調整担当参事官室<br>大臣官房総合環境政策統括官グループ<br>環境影響評価課<br>環境経済課<br>環境再生・資源循環局<br>廃棄物適正処理推進課<br>廃棄物規制担当参事官室<br>浄化槽推進室<br>資源循環課<br>資源循環ビジネス推進室<br>容器包装・プラスチック資源循環室<br>福島再生・未来志向プロジェクト推進室<br>水・大気環境局<br>脱炭素モビリティ事業室 | | |
| 施策の概要 | 地球温暖化対策計画に基づき、対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2050年ネット・ゼロ実現に向け、社会経済構造の転換を推進しつつ、戦略的に取組を進める。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指し、2050年までのネット・ゼロの実現を目指す。 | 政策体系上の位置付け | 1. 地球温暖化対策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年５月21日閣議決定）第３部等<br>・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）：第２章および第３章<br>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）：Ⅵ. 1.<br>・経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）：第２章３.（２）<br>・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）：第２章及び第３章<br>・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和7年2月18日提出）：「世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを 2013年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　温室効果ガス排出量・吸収量（CO2換算トン） | 13億9,400万 | H25年度 | 7億6,000万 | R12年度 | －<br>10億5,700万 | －<br>10億1,300万 | －<br>9億9,400万 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく。 | ○ |
| 2　エネルギー起源二酸化炭素の排出量（CO2換算トン） | 12億3,500万 | H25年度 | 6億7,700万 | R12年度 | －<br>9億6,100万 | －<br>9億2,200万 | －<br>9億700万 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 同上 | ○ |
| 3　非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量（CO2換算トン） | 1億2,940万 | H25年度 | 1億1,560万 | R12年度 | －<br>1億1,450万 | －<br>1億1,110万 | －<br>1億750万 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 同上 | ○ |
| 4　代替フロン等4ガスの排出量（CO2換算トン） | 2,880万 | H25年度 | 2,090万 | R12年度 | －<br>3,530万 | －<br>3,390万 | －<br>3,220万 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 同上 | ○ |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量（CO2換算トン） | － | － | 4,770万 | R12年度 | － | － | － | － | － | － | － | 同上 | ○ |
| | | | | | | 5,420万 | 5,390万 | 5,230万 | 集計中 | － | － | － | | |
| 6 | デコ活応援団（官民連携協議会）参画者数（企業、自治体、団体等） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | 同上 | － |
| | | | | | | － | 1204 | 2236 | 3896 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (1) | 地球温暖化対策推進法施行推進経費（平成10年度） | 1 | 004675 |
| (2) | 脱炭素社会実現に向けた国際研究調査事業（平成26年度） | 1,2 | 004676 |
| (3) | 廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業（平成24年度） | 1,2 | 004679 |
| (4) | 環境金融の拡大に向けた利子補給事業（平成25年度） | 1,2 | 004681 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (5) | 環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）（平成31年度） | 1,2 | 004735 |
| (6) | 地域共生型廃棄物発電等導入促進事業（令和7年度） | 1,2 | 019589 |
| (7) | 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）（令和4年度） | 1,2 | 007463 |
| (8) | 住宅のZEH・省CO2化促進事業（平成30年度） | 1,2 | 004761 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (9) | 温室効果ガス関連情報基盤整備事業（平成16年度） | 1,2 | 004684 |
| (10) | 2050年ネット・ゼロの実現に向けたインベントリ整備・中長期的排出削減対策検討等調査費（平成29年度） | 1,2,3,4,5 | 004749 |
| (11) | 家庭部門のCO2排出実態統計調査事業（平成25年度） | 1,2 | 004685 |
| (12) | 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業（令和6年度） | 1,2,3,6 | 007457 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (13) | 先進的な資源循環投資促進事業（経済産業省連携事業）（令和6年度） | 1,2 | 019732 |
| (14) | Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業（令和7年度） | 1,2 | 021306 |
| (15) | 革新的な省CO2実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業（令和2年度） | 1,2 | 004755 |
| (16) | 産業車両等の脱炭素化促進事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）（令和3年度） | 1,2 | 006220 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (17) | 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年度） | 1,2 | 001900 |
| (18) | ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業（令和7年度） | 1,2 | 021137 |
| (19) | 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業（令和6年度） | 1,2 | 007455 |
| (20) | 建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業（令和5年度） | 1,2 | 007456 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (21) | 金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（令和6年度） | 1,2 | 007458 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (25) | ゼロエミッション船等の建造促進事業（国土交通省連携事業）（令和6年度） | 1,2 | 019618 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (29) | 浄化槽システムの脱炭素化推進事業（令和4年度） | 1,2 | 005018 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (33) | プラスチック資源・金属資源等の脱炭素型有効活用設備等導入促進事業のうち、「高効率廃熱回収設備等導入支援事業」（令和5年度） | 1,2 | 007623 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (37) | 「脱炭素×復興まちづくり」推進事業（令和3年度） | 1,2 | 005002 |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (22) | 運輸部門の脱炭素化に向けた先進的システム社会実装促進事業（一部農林水産省、国土交通省連携事業、令和6年度） | 1,2 | 007459 | (26) | 森林等の吸収源対策に関する国内基盤整備事業費（平成11年度） | 1,5 | 004705 | (30) | 地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（一部国土交通省、農林水産省連携事業）（令和4年度） | 1,2 | 005019 | (34) | 脱炭素志向型住宅の導入支援事業（経済産業省・国土交通省連携業務）（令和6年度） | 1,2 | 020829 | (38) | ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度） | 1,2,3,4,5 | 005003 |
| (23) | エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業費（平成25年度） | 1,2 | 004695 | (27) | 事業全体のマネジメント・サイクル体制確立事業（令和2年度） | 1,2 | 004758 | (31) | 地域資源循環を通じた脱炭素化に向けた革新的触媒技術の開発・実証事業（文部科学省連携事業）（令和4年度） | 1,2 | 005023 | (35) | 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和2年度） | 1,2 | 004766 | (39) | ESG金融実践促進事業（令和4年度） | 1,2 | 005025 |
| (24) | CCUS早期社会実装のための環境調和の確保及び脱炭素・循環型社会モデル構築事業（一部経済産業省連携事業）（平成26年度） | 1,2 | 004696 | (28) | 革新的な省CO2型環境衛生技術等の実用化加速のための実証事業（令和2年度） | 1,2 | 004763 | (32) | 潮流発電による地域の脱炭素化モデル構築事業（令和4年度） | 1,2 | 005024 | (36) | 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和3年度） | 1,2 | 004767 | (40) | バリューチェーン全体での企業の脱炭経営普及・高度化事業（令和5年度） | 1,2 | 005846 |
| (41) | グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（令和5年度） | 1,2 | 005847 | (45) | 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（令和5年度） | 1,2 | 007625 | (49) | コールドチェーンを支える冷凍冷蔵機器の脱フロン・脱炭素化推進事業（令和5年度） | 1,2,4 | 004756 | (53) | － | － | － | (57) | － | － | － |
| (42) | プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業（令和5年度） | 1,2 | 005848 | (46) | 脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業（令和3年度） | 1,2 | 005008 | (50) | 特定地域脱炭素移行加速化交付金（令和5年度） | 1,2 | 007469 | (54) | － | － | － | (58) | － | － | － |
| (43) | 再生可能エネルギー資源発掘・創生のための情報提供システム整備事業（平成30年度） | 1,2 | 004727 | (47) | 離島における再エネ主力化・レジリエンス強化実証事業（令和3年度） | 1,2 | 005009 | (51) | 商用車等の電動化促進事業（経済産業省、国土交通省連携事業）（令和5年度） | 1,2 | 007470 | (55) | － | － | － | (59) | － | － | － |
| (44) | 脱炭素社会の実現に向けた取組・施策等に関する情報発信事業（平成30年度） | 1,2 | 004729 | (48) | 脱炭素型循環経済システム構築促進事業（令和5年度） | 1,2 | 005849 | (52) | － | － | － | (56) | － | － | － | (60) | － | － | － |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | | （判断根拠） | 【温室効果ガスの排出状況】<br>〇令和6年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、約9億9,400万トンで、令和5年度比で1.9%の減少、また平成25年度比では28.7%の減少となった。これは基準年である平成25年度以降の最低値であり、初めて10億トンの大台を下回った。令和5年度からの排出量減少の主な要因としては、製造業の生産量の減少によるエネルギー消費量の減少や電源の脱炭素化の進展（電源構成に占める再生可能エネルギーと原子力の合計割合が3割超え）等が挙げられる。これは、2030年度目標に向けた進捗としても、年度ごとに多少の振れ幅はあるものの、全体としての減少傾向は継続しているが、2050年ネット・ゼロ及び各年度の削減目標の実現に向けて、引き続き、地球温暖化対策計画等に基づき、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいくことが必要。<br>【代替フロン等4ガスの排出抑制】<br>〇令和6年の代替フロン等4ガスの排出量は令和5年比で4.8%減となった。これは、オゾン層保護法に基づく生産量・消費量の規制、フロン排出抑制法に基づく低GWP（地球温暖化係数）冷媒への転換推進、機器使用時・廃棄時の排出対策等による効果と考えられる。<br>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】<br>〇令和6年度の森林等の吸収源対策による吸収量の実績は約5,230万トンで、令和5年度比で約2.9%の減少となった。<br>今後は、吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策の取組を加速し、CO2吸収源対策の拡充を推進する。<br>【デコ活応援団（官民連携協議会）参画者数（企業、自治体、団体等）】<br>〇デコ活応援団について令和6年度を上回る約3,000以上の企業、自治体、団体等が参画しており、引き続き、参画者数の増加、協議会の取組の拡大に努める。<br><br>上記根拠より、地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくりについて相当程度進展したと考える。 |
| | | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | 【温室効果ガス全体の排出削減】<br>〇将来の電力需要量や脱炭素技術の開発・実装の不確実性が大きい中、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくためには、地球温暖化対策計画のフォローアップを通じて対策の柔軟な見直し・強化を図り、創造的に地球温暖化対策を実施することが必要不可欠である。毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策としていく必要がある。<br>〇Scope1,2については、「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」において、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者に、自らの排出量の算定と国への報告を義務付け、報告された情報を公表しており、令和4年度報告からは「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」を活用したデジタル化や情報開示機能の改善を進めている。また、排出量算定・データ共有に係る企業ニーズの高まり等を踏まえ、報告義務の対象外となる中小・中堅事業者が排出量を簡易に算定・公表できるよう、EEGSの機能を拡充している。ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3開示の動きに伴い、一部の民間企業ではサプライチェーンにおける排出量削減の更なる強化が進められており、政策面での対応も今後必要となる。<br>【代替フロン等ガスの排出抑制】<br>〇フロン類の削減目標の達成に向け、自然冷媒を使用した機器への転換支援等を行い、市中に新規で投入されるフロン機器の削減を一層進める必要がある。<br>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】<br>〇吸収源としての期待が大きい沖合のブルーカーボンについて、関係省庁連携や官民連携による推進体制を構築して検討を進めるとともに、CO2吸収型コンクリートについて、インベントリ報告対象技術の拡充やJ-クレジット化を加速することで、CO2吸収源対策の拡充を推進する。<br>【国民への普及啓発】<br>〇「COOL CHOICE」等のこれまでに実施してきた国民運動は、単なる普及啓発にとどまっていたため、賛同者数及び賛同事業所数が伸び悩むとともに、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル転換に直結しなかった。<br>〇令和4年10月に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」について、令和5年7月に愛称を「デコ活」に決定、同年8月に、ロゴマーク、メッセージ、デコ活アクション、デコ活宣言等の情報を発信、令和6年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定しているところ、これらの取組を踏まえ、今後、デコ活応援団（官民連携協議会）を通じ、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンを展開することで、家庭部門等における排出削減を一層強化することが必要。<br>〇国民の行動変容・ライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトへの支援を継続することにより、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業をより一層創出することが必要。 |
| | | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 【温室効果ガス全体の排出削減】<br>〇毎年度、関係府省庁における審議会や地球温暖化対策推進本部において、個別の対策・施策の進捗状況や今後講ずる対策の具体化の状況等のフォローアップを行うことで、進捗が遅れている項目の確認や、具体化ができていない項目の確認を行い、対策・施策の柔軟な見直し・強化・具体化を図ることで、より実効性の高い対策・施策に取り組む必要がある。また、法及び地球温暖化対策計画に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。<br>〇集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、2050年ネット・ゼロ及び各年度の削減目標の実現に向けて、地球温暖化対策計画等に基づき、脱炭素、経済成長、エネルギー安定供給の同時実現を目指すGXの推進など、あらゆる対策・施策を総動員しながら、政府一丸となって取り組んでいく。<br><br>【Scope3の排出削減の状況】<br>〇ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等における開示義務化の検討状況を踏まえつつScope3の排出状況の把握の在り方を検討する。<br><br>【代替フロン等ガスの排出抑制】<br>〇フロン類について、HFCの生産量・消費量の規制、新規出荷機器に使用する冷媒の低GWP化、使用機器からの漏えい対策の推進、廃棄機器の冷媒回収の推進等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。<br>〇改正フロン排出抑制法の施行後5年を迎えたため、改正法の施行状況について検討を行い、その結果に基づいて必要な対策を推進する。<br><br>【吸収源対策】<br>〇パリ協定下において、引き続き気候変動枠組条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、改善を行うとともに、関係省庁と連携し、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進め、適切な評価が可能になった吸収源から、吸収量の算定・報告を進める。<br>〇令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ（温室効果ガス吸排出量の目録）に関する対応の検討を継続的に行う。<br>〇沖合のブルーカーボンやCO2吸収型コンクリートなどの新たな吸収源対策に取り組むことにより、CO2吸収源を拡充していく。<br><br>【国民への普及啓発】<br>〇デコ活を推進するプラットフォームであるデコ活応援団（官民連携協議会）を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、認知拡大キャンペーン・社会実装プロジェクトを展開し、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル転換と併せて消費・行動の喚起と脱炭素に資する製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。 |
| | | | 【測定指標】 | 【温室効果ガス全体の排出削減】<br>〇令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による排出・吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。<br><br>【Scope3の排出削減の状況】<br>〇引き続き、ISSB（SSBJ）や有価証券報告書等のScope3の開示の動きを見つつ政策評価指標について検討する。<br><br>【代替フロン等ガスの排出抑制】<br>〇令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガスによる排出を目標値としていることから、測定指標は変更しない。<br><br>【吸収源対策】<br>〇令和7年2月18日に地球温暖化対策計画を改定し、引き続き温室効果ガス吸収源による吸収量を目標値としていることから、測定指標は変更しない。<br><br>【国民への普及啓発】<br>〇デコ活応援団（官民連携協議会）の参画者数は、地球温暖化対策計画の目標値に設定していないものの「デコ活」の進捗を測る上で重要な指標となるため、測定指標を変更しない。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | 令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「目標設定に対して毎年の数値が示されているが、それで果たして2030年度という長期の目標に間に合うようなペースとなっているのかわかりづらいので、それがわかりやすくなっていると良い。」とのご指摘があった。これを受けて、「目標達成度合いの測定結果（判断根拠）」において、2030年度目標に向けて年度ごとに多少の振れ幅があるものの、全体としての減少傾向が継続している旨の記載を追記した。<br><br>＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>〇中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。<br>〇改正フロン排出抑制法の施行後５年を迎えたことを踏まえ、改正法の施行状況について検討を加えるため、中央環境審議会地球環境部会フルオロカーボン対策小委員会（合同会議）を開催した。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>削減目標の達成に向けて地球温暖化対策計画に基づき対策・施策を推進し、我が国の温室効果ガス排出量は減少を継続している。この観点から、目標13番「気候変動に具体的な対策」の達成に貢献した。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>地球温暖化対策計画に基づき、環境省だけではなく関係省庁と連携して気候変動対策を総合的及び計画的に推進しているという観点で、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」，９番「働きがいも経済成長も」，１１番「住み続けられるまちづくりを」，１４番「海の豊かさを守ろう」，１５「緑の豊かさを守ろう」の達成に貢献した。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ― | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　R7　－　②　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　1－2　　世界全体での抜本的な排出削減への貢献 | 担当部局名 | 地球環境局<br>脱炭素社会移行推進室<br>気候変動観測研究戦略室<br>地球温暖化対策課<br>国際連携課<br>気候変動国際交渉室<br>国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室<br>国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官付JCM推進室 | | |
| 施策の概要 | パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標を達成するための努力を継続することが世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度（JCM）等を通じ、途上国等への脱炭素技術等の普及を推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。<br>カーボンニュートラルに向けて、世界中でビジネスチャンスが拡大する中、日本の優れた技術を活用して世界の脱炭素化に貢献する。 | 政策体系上の位置付け | 1．地球温暖化対策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第2章及び第3章<br>・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和3年10月22日閣議決定）第2章及び第3章<br>・日本のNDC（国が決定する貢献）（令和7年2月18日提出）「世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」<br>・新しい資本主義実行計画・フォローアップ（令和4年6月7日閣議決定）IV. 個別分野の取組 2.宇宙<br>・インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月24日決定）第2章具体的な施策　3.GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応　（GX、気候変動、環境関連の取組）・（その他気候変動対策、環境分野）<br>・環境インフラ海外展開基本戦略（令和7年版）（令和7年8月策定）第Ⅲ章3つの戦略の柱<br>・パリ協定（平成28年11月発効）<br>・GX2040ビジョン　～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略～（令和5年7月28日閣議決定、令和7年2月改訂）4．現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量（単位：万t-CO2）（運転・開始済みの事業の数値に基づく） | － | － | 10,000 | R12 | 目標値 | － | － | － | － | － | － | － | 地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づき設定。 | － |
| | | | | | 実績値 | 670 | 943 | 1,314 | 1,533 | － | － | － | | |

| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|
| 2 パリ協定の実施に向けた貢献 | － | R12年度 | パリ協定が2020年から本格実施となり、途上国の削減目標（NDC）の支援等に積極的に取り組むことが不可欠であるため。 | － |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|
| (1) 脱炭素移行支援関連拠出・分担金(平成22年度) | 1,2 | 004693 |
| (2) 気候変動枠組条約拠出金（平成16年度） | 2 | 004739 |
| (3) パリ協定の実施に向けた検討経費（平成19年度） | 2 | 004740 |
| (5) アジア等国際的な脱炭素移行支援のための基盤整備事業（平成16年度） | 1, 2 | 004744 |
| (6) 温室効果ガス観測技術衛星等による排出量検証に向けた技術高度化事業（平成26年度） | 2 | 004746 |
| (7) 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）の推進事業（令和4年度） | － | 006241 |
| (9) － | － | － |
| (10) － | － | － |
| (11) － | － | － |
| (13) － | － | － |
| (14) － | － | － |
| (15) － | － | － |
| (17) － | － | － |
| (18) － | － | － |
| (19) － | － | － |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (4) | 脱炭素移行に向けた二国間クレジット制度（JCM）促進事業（平成16年度） | 1,2 | 004742 | | (8) | － | － | － | (12) | － | － | － | (16) | － | － | － | (20) | － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ④進展が大きくない |
| | | （判断根拠） | 【二国間クレジット制度（JCM）等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】<br>〇排出削減・吸収量は着実に積み上がってきているが、R6年度からの積み上げについて、顕著な増加は無かった。<br>【パリ協定や、各国への連携、支援の進展状況】<br>〇気候変動交渉において、令和7年度は日本から計6本の正式なサブミッションを提出した。<br>〇ASEAN諸国等に対し、長期戦略・削減目標の策定、企業による排出量算定・報告の制度構築、隔年透明性報告書(BTR)の作成等のための支援を実施し、パリ協定の実施に向けて貢献した。<br>〇温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）及び「いぶき2号」（GOSAT-2）による17年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、令和7年度までに累計で856本の論文が発表された。<br>〇当該GOSATシリーズを用いた温室効果ガス排出量推計技術の国際展開を図り、令和7年度までに中央アジアの5か国において協定の締結を行った。<br><br>「世界全体での抜本的な排出削減への貢献」の達成に向けて、特に「JCM等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量」において、一層の進展が求められる状況にあるため、総合的に「進展が大きくない」と考える。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | JCMにおけるプロジェクトは、登録からクレジット発行に至るまでの一連のプロセスに一定の時間を要するとともに、その実施には相手国政府や事業者等の理解と協力が不可欠であることから、関係者との調整や合意形成を含め、プロジェクトの遅延を回避しつつ着実かつ迅速に実施することが課題となっている。JCM指定実施機関の運営やプロジェクトの伴走支援等に取り組むことで、当該課題を解決し、JCMの推進を図る。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる拡大に向けて、MRV（測定、報告及び検証）実施・方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行（ADB）との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。また、COP29においてパリ協定第6条の完全運用化が合意され、国際的な脱炭素協力の機運が高まる中、交渉を主導してきた我が国は、政府等による資金支援事業のみならず、民間資金を中心としたJCMプロジェクト（民間JCM）について、伴走支援や相手国との交渉を行い事業を推進していく。 |
| | | 【測定指標】 | 【測定指標1】当初記載の算出方法について誤りが発覚したため、JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量（単位：万t-CO2）の算出は、運転・活動開始済みの事業の数値に基づくものとする。<br>【測定指標2】パリ協定のルール交渉が完了し、交渉から実施に重点を移すことが、令和7年11月に開催されたCOP30で合意されている。こうした動きも踏まえ、パリ協定の実施に向けた貢献の目標を、目標年度（2030年度）までにパリ協定の政策サイクルを推進することとする。 |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>〇専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT/GOSAT-2の温室効果ガス濃度算出アルゴリズムの高度化、校正、検証に反映させており、継続的にデータ品質の向上が図られている。<br>〇有識者会合での議論をGOSATシリーズの排出量推計技術の向上に反映させている。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>JCMの枠組みのもと、脱炭素技術のパートナー国への普及を通じて、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。加えてJCMはパートナー国の持続可能な開発への貢献も目的としており、JCM設備補助事業はジェンダーガイドラインや人権デューデリジェンスプロセスの導入等により、目標5番「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標10番「人や国の不平等をなくそう」にも貢献している。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>JCMを通じた脱炭素技術等の導入は、パートナー国や地域住民のキャパシティビルディングを進め、また新たな雇用機会の創出する等、目標1番「貧困をなくそう」、目標4番「質の高い教育をみんなに」、目標8番「働きがいも経済成長も」、目標9番「産業と技術革新の基盤を作ろう」、目標10番「人や国の不平等をなくそう」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」にも貢献しているといえる。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | － | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　R7　－　③　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　1－3　　気候変動の影響への適応策の推進 | 担当部局名 | 地球環境局<br>気候変動科学・適応室 | | |
| 施策の概要 | 気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）及び気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更　閣議決定）に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　　8年　　9月 |
| 達成すべき目標 | 気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。 | 政策体系上の位置付け | 1. 地球温暖化対策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・気候変動適応法（平成30年法律第50号）第3条、第7条、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条<br>・気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更　閣議決定）第1章第4節、第1章第5節、第3章5節<br>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）Ⅲ.2<br>・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月23日閣議決定）第2章4<br>・気候変動影響評価報告書（令和8年2月公表）第1章等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数 | － | － | 47 | R7年度 | ― | 47 | 47 | 47 | ― | ― | ― | 法第13条において、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター）としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとすると規定されているため。<br>また、法附則第5条 「適応法の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」 に則って、目標年度を5年後の令和5年度としたところ、目標を達成できなかったことから、引き続き都道府県における地域気候変動適応センターの設置を働きかけていく。 | ○ |
| | | | | | 40 | 44 | 46 | 47 | ― | ― | ― | | |
| 2 法に基づく地域気候変動適応計画を策定している中核市・特例市の数 | － | － | 85 | R8年度 | － | － | 65 | － | 85 | ― | ― | 法第12条において、都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画という。）を策定するよう努めるものとすると規定されているため。令和5年度までに、全ての都道府県及び政令指定都市において地域気候変動適応計画が策定されたことから、今後は、主に中核市・特例市における計画策定を促進する。 | ― |
| | | | | | 58 | 67 | 67 | 71 | ― | ― | ― | | |
| 3 気候変動影響評価報告書の作成と、気候変動適応計画の策定・見直し | － | － | 気候変動適応計画の改定 | R8年度 | 次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始 | 次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集 | 気候変動影響評価報告書の素案作成 | 法に基づく気候変動影響評価報告書の作成 | 気候変動適応計画の改定 | ― | ― | 法第7条において、政府は気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画を定めなければならないものと規定されている。また、法第10条において、環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成しなければならないものとされている。そして、法第8条において、気候変動適応計画は、最新の当該報告書等を勘案して見直していくこととされているため。 | ○ |
| | | | | | 次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始 | 次期報告書作成に向けた情報収集の実施 | 気候変動影響評価報告書の素案を作成 | 法に基づく気候変動影響評価報告書を作成 | ― | ― | ― | | |
| 4 気候変動影響評価・適応計画策定の協力プロジェクトを行った国の数 | 2 | 平成26年度 | 18 | R8年度 | 14 | 15 | 17 | 18 | 18 | ― | ― | 法第27条において、政府は気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力を推進するよう努めるものと規定されている。<br>また気候変動適応計画（令和3年10月22日閣議決定）において、開発途上国への支援は基本戦略の一つとして定められており、アジア太平洋地域の脆弱国において適応計画策定や人材育成に貢献することとしているため。 | ○ |
| | | | | | 12 | 16 | 18 | 19 | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 気候変動影響評価・適応推進事業（平成18年度） | 1,2,3,4 | 004750 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) ― | ― | ― | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (3) | – | – | – | (7) | – | – | – | (11) | – | – | – | (15) | – | – | – | (19) | – | – | – |
| | (4) | – | – | – | (8) | – | – | – | (12) | – | – | – | (16) | – | – | – | (20) | – | – | – |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり | |
| | | （判断根拠） | 【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】（測定指標３）<br>法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。<br>〇令和8年2月に最新の気候変動影響評価報告書を公表した。<br>〇気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和7年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者らからなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会において「気候変動適応計画における気候変動適応の進展把握・評価に係る最終報告書（案）」の検討を行った。<br><br>【地域における適応の推進】（測定指標１、測定指標２）<br>〇令和7年度に全都道府県が地域気候変動適応センターを設置し目標を達成した。<br>〇地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、情報提供等を行った。結果、令和８年5月現在、全ての都道府県・政令指定都市、71の中核市・特例市が地域気候変動適応計画を策定した。令和7年度に新たに１県が地域気候変動適応センターを確保したことから、これで全都道府県に地域気候変動適応センターが設置された。<br>〇法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会（全国7ブロック）」において、令和４年度に策定したアクションプランの実装に向け、引き続き検討を行った。<br><br>【国際協力】（測定指標４）<br>法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。<br>〇令和7年度は9か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行（ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等）に係る技術協力を実施した。<br>〇「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。<br><br>以上のことから、気候変動の影響への適応策の推進について、相当程度進展ありと考える。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | 〇気候変動適応計画等に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。<br>〇科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。<br>〇継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。<br>〇気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。<br>〇科学的知見の収集及び整理、気候変動影響の評価方法の検討等を着実に実行することで、引用可能な文献数が増加し、最新かつ広範な科学的知見を反映した気候変動影響評価報告書を作成することができている。<br>〇地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。<br>〇測定指標4の目標値は達成しているものの、二国間協力事業における人材育成に際して、AP-PLATのコンテンツをより活用する方法を検討する必要がある。<br>〇SDGsのターゲット13.1（全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。）の達成に向け、特に気候変動適応を進める必要のある気候変動に脆弱な国及び「地方」における喫緊な政策課題について取組を促進する必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 〇関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。<br>〇気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する。<br>〇関連する研究機関との連携を図りながら適応施策を推進する。<br>〇地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。<br>〇広域協議会等を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。<br>〇二国間協力事業対象国としてASEANをこれまで想定してきたが、今後はアジアのグローバルサウス諸国も視野に入れていく。<br>〇既存の様々な国際ネットワークを通じて、途上国の能力強化の支援を実施する。<br>〇気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。 |
| | | 【測定指標】 | 〇測定指標１はR7年度に目標を達成したため、令和8年度事前分析表から削除する。<br>〇測定指標２、測定指標3は、適切に測定できていることから、変更しない。<br>〇測定指標4は、R7年度に目標を達成したため、令和8年度事前分析表では目標値を修正する。<br>〇令和8年度中に予定している気候変動適応計画の改定の議論を踏まえ、指標の設定等について検討する。 |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | 令和8年度第１回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「次の目標設定・進化がどうなっていくのかが気になるとところだが、次のステップがやや曖昧に見えた。単一自治体に限らない広域連携の必要性などが、「反映の方向性」で言及されているのはよい方向性だと感じたものの、そこに目標を設定するとは言い切っていない点は気になった。」とのご指摘があった。これを受けて、「次期目標等への反映の方向性【指標】」において、令和8年度中に予定している気候変動適応計画の改定の議論を踏まえ、指標の設定等について検討する旨を追記した。<br><br>＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>〇中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価・適応小委員会において、気候変動影響評価報告書の検討を行った。<br>〇科学的知見の収集、気候変動影響評価のため、各分野の学識経験者で構成する「気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ」において、助言を受けた。<br>〇気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。<br>〇気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>法及び気候変動適応計画に基づき、様々な主体・分野の適応を総合的に推進した。また、気候変動影響評価報告書を作成した。また、本計画の進捗状況を把握するため、令和6年度に実施した施策についてフォローアップを行うとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法の検討を実施した。これらにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>・広域協議会及び適応全国大会を開催し、全国の地方自治体や関係省庁、研究機関等、気候変動適応に関わるステークホルダーと広く情報共有するとともに、各地域の気候変動影響等について議論を行い、適応策の推進のための連携を深めた。こうした取組により目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献した。<br>・令和5年度から開始した官民連携による早期警戒システム事業では、官民連携協議会を設置し、海外展開に関心がある技術提供企業との連携を実施している。また同時に、二国間でのバイ会合や日ASEAN気候環境戦略プログラムにおいて、当該事業を紹介し企業による海外展開の足がかりを形成することで、目標9番「産業と技術確信の基盤を作ろう」の達成に貢献した |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ― | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑦　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　3－1　大気環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課環境汚染対策室<br>モビリティ環境対策課 | | |
| 施策の概要 | 固定発生源及び自動車等からの排出ガスによる大気汚染に関し、大気汚染に係る環境基準等の達成状況の改善を図り、大気環境を保全する。また、酸性雨や黄砂等の広域大気汚染の影響を含む大気環境の状況をより的確に把握するため、人の健康の保護と生活環境の保全の基礎となる評価・監視体制の整備、科学的知見の充実等を進める。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 大気汚染に係る環境基準達成率の向上、降水酸性度の減少等を図り、大気環境の保全を図る。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>○自動車NOx・PM総量削減基本方針（令和4年11月22日閣議決定）第2 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | — | —. | 100 | — | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 別紙の①のとおり | 集計中 | － | － | － | | |
| 2 全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | — | — | 100 | — | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、大気環境の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 別紙の②のとおり | 集計中 | － | － | － | | |
| 3 大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率（%） | — | — | 100 | — | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 自動車NOx・PM法は、自動車交通量が多く、自動車単体の排出ガス規制などの措置のみによっては大気環境基準の確保が困難な地域を指定し、特別の対策を行う法律であり、その対策地域に設置された自動車排出ガス測定局における環境基準達成率は、当該地域における対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 | ○ |
| | | | | | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 別紙の③のとおり | 集計中 | － | － | － | | |
| 4 我が国の降水中pHの加重平均値（pH） | — | — | 5.6 | — | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 全国の酸性雨調査モニタリングデータのうち、国民にとって身近な値を公表することにより、国民の不安解消と現状認識の向上を図り、かつ効果を把握することにも適した数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 5.07 | 4.98 | 5.05 | 集計中 | － | － | － | | |
| 5 アスベスト大気濃度調査における石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合（解体等工事に係るもの） | — | — | 100 | — | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ー | ー | 環境省のアスベスト大気濃度調査結果から、一般大気環境中の総繊維数濃度は概ね1本／L以下であり、石綿繊維数濃度も1本/L以下である。そのため、解体等工事における漏えい監視の観点から、石綿繊維数濃度1本／Lを目安とし、石綿濃度1本/L以下の箇所数の割合測定指標として選定した。 | ○ |
| | | | | | 100 | 96.1 | 100 | 100 | － | ー | ー | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 解体等工事に係る事前調査結果の報告件数 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — | 大気汚染防止法において、解体等工事に当たり、適切なアスベスト飛散防止対策を講じるため、事前に特定建設材料の有無等を調査することとされており、当該報告件数は、その進捗を把握するのに的確であるため、測定指標として選定した。 | _ |
| | | | | | | 618246 | 764145 | 863145 | 集計中 | — | — | — | | |
| 7 | 環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数 | — | — | 2 | — | - | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | — | 有害大気汚染物質のうち、優先取組物質23物質について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい大気環境濃度の目標値を設定することとされている。環境目標値は、有害大気汚染物質による健康リスクの低減等を図る上で重要な値であるため、その設定や再評価の進捗を把握するのに適した測定指標として、環境目標値が設定または再評価がなされた優先取組物質数を選定した。 | × |
| | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | | |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 我が国における水銀大気排出量（t） | 前年度に比べて排出量を削減する | - | 前年度の水銀の大気排出量と今年度の水銀の大気排出量を比較することで、水銀の大気排出量削減量を示すことができるため、測定指標として設定した。 | ○ |
| 9 | 国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有 | — | - | 全国の酸性雨調査及び黄砂飛散状況のモニタリングデータを公表することにより、国民の不安解消及び調査研究への活用を図るほか、モニタリングデータを関係諸国間で共有し、酸性雨及び黄砂の対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に資することを目標とした。 | ○ |
| 10 | 放射性物質に係る環境汚染の防止 | — | - | 我が国における一般環境中の放射性物質による健康影響に関する最新情報を環境放射線量率のモニタリングにより把握し、放射性物質による環境の汚染防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、必要に応じた措置をとるため、測定指標として選定した。また、当該措置をとることにより、大気環境の改善・保全を図ることを目標とした。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 大気汚染防止推進費（昭和46年度） | 1～4,7,9 | 004780 | (5) | 光化学オキシダント等総合対策費（平成20年度（令和6年度より名称変更）） | 1 | 004787 | (9) | EST普及推進・エコモビリティ技術海外展開推進費（令和2年度） | - | 004824 | (13) | — | — | — | (17) | — | — | — |
| (2) | 有害大気汚染物質等対策推進費（平成23年度組替） | 1,7 | 005934 | (6) | 大気環境監視システム整備経費（昭和47年度） | 1 | - | (10) | 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-9、関連R5-10】 | 1 | 004786 | (14) | — | — | — | (18) | — | — | — |
| (3) | 石綿飛散防止総合対策費（平成23年度組替） | 5,6 | 004690 | (7) | 大気環境に関する国際協力推進費（平成14年度） | 9 | 007476 | (11) | 水銀大気排出対策推進事業費（平成27年度） | 8 | 004782 | (15) | — | — | — | (19) | — | — | — |
| (4) | 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費（昭和53年度） | 1 | 004784 | (8) | モビリティ大気汚染対策推進費（昭和38年度） | 1,2,3 | 005850 | (12) | 放射能調査研究費（昭和32年度） | 10 | - | (16) | — | — | — | (20) | — | — | — |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | | （判断根拠） | ○【全国の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率】（指標１・指標２）全国の大気環境基準の達成状況について、光化学オキシダントは環境基準達成率が依然として極めて低いまま推移している。令和３年度に初めて環境基準達成率100%を達成した微小粒子状物質（PM2.5）は令和４年度以降も高い環境基準達成率を維持しており、一時的な濃度減少ではないことが確認できる。その他の大気汚染物質についても、高い達成率の維持を継続している。<br>○【大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率】（指標３）自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和６年度の環境基準達成率は、令和元年度以降、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、一般局、自排局ともに100%を達成し続けている。<br>○【我が国の降水中pHの加重平均値】（指標４）我が国の降水のpHは継続して緩やかな改善がみられるものの、引き続き酸性化した状態にある。<br>○【アスベスト大気濃度調査】（指標５）建築物解体現場等42地点において石綿による大気汚染の状況を調査したが、一般大気環境において石綿繊維数濃度が１本/Lを超えた地点はなかった。<br>○【解体等工事に係る事前調査結果報告件数】（指標６）事前調査結果の報告はR4年度から義務化されたものであり、制度が浸透してきたことで報告件数が増加している。<br>○【環境目標値の設定または再評価を行った有害大気汚染物質数】（指標７）優先取組物質について、科学的知見を収集・検討し、健康リスク評価を順次進めているものの、環境目標値の設定・見直しには至らなかった。<br>○【水銀大気排出量】（指標８）最新の水銀大気排出インベントリの大気排出量の推計値は、前年度より小さかった。<br>○【国内及び東アジア地域における酸性雨・黄砂に係るモニタリングデータの把握・共有】（指標９）酸性雨及び黄砂のモニタリングデータを関係諸国に共有し、対策を国際的に議論するための基礎データとすることにより、東アジアの大気環境の改善に貢献した。<br>○【放射性物質に係る環境汚染の防止】（指標10）国内の各測定所において測定している空間放射線量率の数値は極めて低い状況を維持していることを確認している。 |
| | | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ○（指標１・指標２）PM2.5の環境基準達成率は、令和３年度に初めて一般局、自排局ともに100%となったが、令和４年度以降も高い環境基準達成率を維持していた。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。PM2.5は他の汚染物質と違い、ガス状大気汚染物質が環境大気中での化学反応により粒子化によって生じる粒子状物質であるため、この改善傾向を維持することは難しい。今後も維持すべく、引き続きPM2.5の大気排出量削減に取り組む必要がある。<br>○（指標１・指標２）光化学オキシダントは他の汚染物質と違い、太陽光の作用で窒素酸化物や炭化水素が化学反応を起こして生成される酸化性大気汚染物質であるため対応が難しい。光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、近年、高濃度地域の光化学オキシダント濃度は横ばいとなっている一方で、前駆物質濃度や総排出量は低下傾向にある。今後は更なる削減に向け、令和７年度に策定した『微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン』に基づき、PM2.5及び光化学オキシダントの更なる濃度低減対策を推進する必要がある。<br>○（指標４）これまで酸性雨の状況及び影響の把握を行い降水中pHの改善が緩やかであることを確認した。これについて原因が国内だけでなく海外からの越境汚染によるため、目標値を含めて酸性雨対策を評価し、越境大気汚染対策として総合的に再構築する必要がある。<br>○（指標７）有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質のうちの優先取組物質について、知見の収集や、収集した知見に基づく環境目標値の検討を行っており、環境目標値の設定に至らなかった。環境目標値が設定されていない物質について環境目標値の設定に向けた検討を早急に進める必要がある。 |
| | | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ○引き続きPM2.5対策を進めるとともに、光化学オキシダントについては、令和７年度に総合的な対策のため策定した「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に基づき、光化学オキシダント濃度低減のための前駆物質排出削減対策等、効果的な取組の検討等を進める。<br>○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、水銀も含めて引き続き測定を継続するとともに、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。<br>○酸性雨については、引き続き有識者の意見等を踏まえ、これまでの酸性雨対策の評価に基づきながら、今後検討を行っていく。<br>○環境目標値が未だ設定されていない優先取組物質について疫学調査等の有害性に関する知見や環境中濃度などの曝露に関する知見の収集・把握を通じて、早急にリスク評価を実施し環境目標値の設定に向けた検討を進める。健康リスク評価の結果について専門委員会に諮る。<br>○東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（EANET）の中期計画2026-2030においてPM2.5やオゾン等の新規モニタリング対象物質に活動範囲が拡大したことを踏まえ、適切にデータを共有し、東アジア地域の大気環境の改善に引き続き貢献する。<br>○アスベストについては、モニタリングを継続すると共に、改正大気汚染防止法の適切な施行のため、引き続き解体等工事に係る事前調査の周知徹底に努める。また、解体等工事に係る事前調査結果の報告件数の目標値についても、事前調査者制度の施行状況を踏まえて検討を進め、アスベストの大気への飛散防止の徹底を図る。 |
| | | | 【測定指標】 | 測定指標１～10について、適切に測定できていることから、変更しない。 |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>○国内の光化学オキシダント対策について、「光化学オキシダント対策ワーキングプラン（令和４年１月策定）」により進めてきた、光化学オキシダントや微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）の大気中の濃度低減の取組を更に推進するため、PM2.5と光化学オキシダントの総合的な対策のための「微小粒子状物質・光化学オキシダント対策ワーキングプラン」を令和７年12月に策定した。<br>○令和４年１月に策定した「光化学オキシダント対策ワーキングプラン」に沿って検討を行ってきた光化学オキシダントにかかる環境基準の再評価結果を受け、令和７年12月11日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（第一次答申）」がなされた。令和８年１月30日には『大気の汚染に係る環境基準について』の告示改正を行い、光化学オキシダントの環境基準の見直し（令和８年４月１日より施行）を行った。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>本事業は大気汚染状況の監視、基準の検討を通し、大気環境の保全を達成するものであり、目標3「全ての人に健康と福祉を」及び11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。また、事業者に対して大気汚染防止法による規制を行うことで、目標12「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>大気汚染物質の中には、光化学オキシダントに含まれるオゾンのように温室効果を持つものもある。これらの物質の濃度変動に向けた取組を進めることにより、目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。<br>また、大気汚染物質の中には二酸化窒素等、窒素を含んだ物質が多数ある。これら窒素を含んだ物質は大気から土壌や河川を通じ、海へと流入する物質循環がある。窒素は近年使用量の過剰が指摘されており、これらの対策を進めることで、目標14「海の豊かさを守ろう」及び目標15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | ○各年度　大気汚染状況報告書（環境省）<br>○アスベスト大気濃度調査結果について（環境省　報道発表添付資料）<br>○令和７年度大気汚染防止法施行状況調査（令和６年度実績） | |

令和7年度事前分析表及び政策評価書_目標3－1　別紙

①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化いおう(SO2)　エ. 二酸化窒素(NO2)　キ. トリクロロエチレン　コ. 微小粒子状物質(PM2.5)

イ. 一酸化炭素(CO)　オ. 光化学オキシダント(Ox)　ク. テトラクロロエチレン

ウ. 浮遊粒子状物質(SPM)　カ. ベンゼン　ケ. ジクロロメタン

②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素($NO_2$)　ウ. 光化学オキシダント　オ. 一酸化炭素(CO)

イ. 浮遊粒子状物質(SPM)　エ. 二酸化いおう(SO2)　カ. 微小粒子状物質(PM2.5)

③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]

ア. 二酸化窒素(NO2)　イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

| 年度 | | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | 目標年 | 目標値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ①ア | 99.5 | 99.8 | 99.6 | 集計中 | － | 100 |
| | イ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | ウ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | エ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | オ | 0.1 | 0.1 | 0 | 集計中 | － | 100 |
| | カ | 100 | 100 | 99.7 | 集計中 | － | 100 |
| | キ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | ク | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | ケ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | コ | 99.9 | 100 | 99.5 | 集計中 | － | 100 |
| | ②ア | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | イ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | ウ | 0 | 0 | 0 | 集計中 | － | 100 |
| | エ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | オ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | カ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | ③ア | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |
| | イ | 100 | 100 | 100 | 集計中 | － | 100 |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑧　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　3－2　　大気生活環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室<br>モビリティ環境対策課 | | |
| 施策の概要 | 騒音・振動・悪臭の防止対策による大気生活環境の保全 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 騒音・振動・悪臭の発生防止により、良好な大気生活環境を保全する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ○第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 騒音に係る環境基準達成状況（%） | － | － | 100 | － | －<br>90.6 | －<br>90 | －<br>90.3 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の騒音の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| 2 騒音に係る環境基準達成状況（道路に面する地域）（%） | － | － | 100 | － | －<br>94.9 | －<br>95 | －<br>95.6 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の自動車騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| 3 航空機騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%） | － | － | 100 | － | －<br>88.3 | －<br>87 | －<br>86.1 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の航空機騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | × |
| 4 新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況（測定地点ベース）（%） | － | － | 100 | － | －<br>55.6 | －<br>50 | －<br>43.7 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の新幹線騒音状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | × |
| 5 振動に係る全国の苦情件数（件） | － | － | － | － | －<br>4449 | －<br>4267 | －<br>4508 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 振動に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の振動の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | ― |
| 6 悪臭に係る全国の苦情件数（件） | － | － | － | － | －<br>12435 | －<br>11735 | －<br>11076 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 悪臭に係る全国の苦情件数は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、全国の悪臭の状況の度合いを把握するものとして的確であるため、測定指標として選定した。 | ― |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 騒音・振動・悪臭等公害防止強化対策費（昭和63年度） | 1,5,6 | 004798 | (5) | － | － | － | (9) | － | － | － | (13) | － | － | － | (17) | － | － | － |
| (2) | モビリティ騒音・振動対策推進費（平成12年度） | 2,3,4 | 004800 | (6) | － | － | － | (10) | － | － | － | (14) | － | － | － | (18) | － | － | － |
| (3) | － | － | － | (7) | － | － | － | (11) | － | － | － | (15) | － | － | － | (19) | － | － | － |
| (4) | － | － | － | (8) | － | － | － | (12) | － | － | － | (16) | － | － | － | (20) | － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ④進展が大きくない |
| | | （判断根拠） | ○（測定指標１）騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和6年度の環境基準の達成状況は90.3%となっている。<br>○（測定指標２）自動車騒音（道路に面する地域の騒音）については、各年度での評価対象としている住居等の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和6年度の環境基準の達成状況は95.6%となっている。<br>○（測定指標３）航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年横ばい傾向にあり、令和6年度の環境基準の達成状況は86.1%となっている。<br>○（測定指標４）新幹線鉄道騒音については、令和6年度の環境基準の達成状況は43.7%となっており、やや達成率が減少しているものの、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるほか、75dB対策をはじめ音源対策を中心とした対策は着実に進められている。<br>○（測定指標５）振動に関する苦情件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うライフスタイルの変化を一因として、大きく増加したが、その後、横ばい傾向である。<br>○（測定指標６）悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向に転じ、令和2年度に大きく増加、その後は減少傾向である。<br>上記のとおり、個々の測定指標の傾向は概ね改善傾向にあるものの、一部測定指標については、横ばい又は減少傾向にあることから、総合的に判断し「進展が大きくない」とした。□ |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ○（測定指標１）騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、約90%で横ばいとなっている。達成率100%に向け、未達成地点に関する分析を行うとともに、地方公共団体の騒音対策の推進に向けた取組について必要に応じて技術的な助言を実施していく必要がある。<br>○（測定指標２）自動車騒音に係る環境基準は、各年度での評価対象としている住居等の違い等を考慮する必要があるものの、達成率100%に向け、近年緩やかな改善傾向にあることから、引続き各地方公共団体の達成状況の注視と、とりわけ達成率の低い地域や路線種別等に関する分析等が必要である。<br>○（測定指標３）航空機騒音に係る環境基準は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、達成率100%に向け近年横ばい傾向にあることから、引き続き関係省庁に対し、環境基準の早期達成に向けた取組を要請していく必要がある。<br>○（測定指標４）新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、達成率100%に向け近年やや減少傾向にあることから、引き続き関係省庁及び沿線地方公共団体に対し、環境基準の早期達成に向けた取組を要請していく必要がある。<br>○（測定指標５）振動に関する苦情件数は、若干増加傾向となっており、引き続き苦情件数の減少に向けて、苦情原因を分析するとともに、地方公共団体の振動対策の推進に向けた取組について必要に応じて技術的な助言を実施していく必要がある。<br>○（測定指標６）悪臭に関する苦情件数は、近年減少傾向となっており、引き続き苦情件数の減少に向けて、苦情原因を分析するとともに、地方公共団体の悪臭対策の推進に向けた取組について必要に応じて技術的な助言を実施していく必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ○（測定指標１・５・６）一般環境の騒音、振動及び悪臭については、地方公共団体による対策が推進されるよう、地方公共団体向けの研修を実施し、理解の促進を図る。<br>○（測定指標２）自動車騒音については、地方公共団体が行う常時監視事務の支援や常時監視結果の集計・情報提供並びに自動車単体騒音の許容限度を定めるために必要な実態調査等を行う。<br>○（測定指標３・４）航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率については、地方公共団体による統一的な測定・評価が実施されるよう、騒音の状況や沿線における土地利用対策の取組状況を踏まえつつ、地方公共団体向けの講習会を実施し、理解の促進を図る。 |
| | | 【測定指標】 | 全ての測定指標について、適切に測定できていることから、変更しない。 |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>○新幹線鉄道騒音については、環境基準に基づき統一的な測定・評価を実施している。過年度業務において、地方公共団体の測定地点の設定状況や環境基準達成・未達成箇所の傾向を調査・分析し、測定・評価の更なる統一化を図るため、令和7年6月に「新幹線鉄道騒音測定・評価マニュアル」を改訂した。□ | SDGs目標との関係 |
| | | | 【主な目標】<br>環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものである。騒音環境基準の高い達成率を維持しつつ更なる達成率の向上に努め、また、環境基準を設定してない振動・悪臭については苦情件数を把握し、更なる苦情件数の減少に努めた。当該取組を通じて目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>「騒音規制法」等に基づく規制や優良事例を整理した各種マニュアル周知による各地方公共団体の取組推進等、都市部の環境上の悪影響を軽減する取組を通じて目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br>また、風力発電施設等から発生する騒音に関して情報収集することは、これらの普及の一助及び騒音抑制のための技術開発につながるため、目標7番「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | ○各年度　騒音規制法等施行状況調査（環境省）<br>○各年度　振動規制法等施行状況調査（環境省）<br>○各年度　悪臭防止法等施行状況調査（環境省）<br>○各年度　自動車交通騒音実態調査報告（環境省） | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑨　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　3－3　　水環境の保全（海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。） | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室<br>環境創造室<br>水道水質・衛生管理室<br>海洋環境課<br>海洋プラスチック汚染対策室<br>海域環境管理室 | | |
| 施策の概要 | 水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。また、被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>水循環基本計画（令和6年8月30日閣議決定）　第2部　10　国際的な連携の確保及び国際協力の推進<br>瀬戸内海環境保全基本計画第3の1等（令和4年2月25日閣議決定）<br>海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針第1等（令和元年5月31日閣議決定）<br>第4期海洋基本計画第2部の3等（令和5年4月28日閣議決定）<br>総合モニタリング計画（2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目）（%） | － | － | 100 | － | －<br>99.1 | －<br>99 | －<br>99.1 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| 2　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（河川） | － | － | 100 | － | －<br>92.4 | －<br>93.8 | －<br>93.9 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| 3　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（湖沼） | － | － | 100 | － | －<br>50.3 | －<br>52.6 | －<br>50.8 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | × |
| 4　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）（海域） | － | － | 100 | － | －<br>79.8 | －<br>80.8 | －<br>78.2 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | × |
| 5　公共用水域における水質環境基準の達成率（生活環境項目BOD/COD）（%）【全体】 | － | － | 100 | － | －<br>87.8 | －<br>89.2 | －<br>88.6 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | × |
| 6　地下水における水質環境基準の達成率（%） | － | － | 100 | － | －<br>94.7 | －<br>94.9 | －<br>94.4 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%） | ― | ― | 100 | ― | 別紙のとおり<br>別紙のとおり | 別紙のとおり<br>別紙のとおり | 別紙のとおり<br>別紙のとおり | 別紙のとおり<br>別紙のとおり | 別紙のとおり<br>別紙のとおり | 別紙のとおり<br>別紙のとおり | 別紙のとおり<br>別紙のとおり | 閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したもの。 | × |
| 8 | 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%) | ― | ― | 100 | ― | ―<br>80 | ―<br>82.8 | ―<br>88.9 | ―<br>集計中 | ―<br>― | ―<br>― | ―<br>― | 環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から（旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号）、測定指標として選定したもの。 | × |
| 9 | 水道水質基準適合率（%） | - | H16 | 100 | ― | ―<br>99 | ―<br>99.1 | ―<br>集計中 | ―<br>集計中 | ―<br>― | ―<br>― | ―<br>― | 水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとして的確であるため、測定指標として選定したもの。 | △ |
| 10 | 公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） | - | - | 3145回 | - | 3145<br>3144 | 3145<br>3144 | 3145<br>3144 | 3145<br>3145 | -<br>― | ―<br>― | ―<br>― | 被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | ○ |
| 11 | 地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数（回） | - | - | 208回 | - | 919<br>909 | 915<br>878 | 909<br>854 | 208<br>200 | -<br>― | ―<br>― | ―<br>― | 被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | △ |
| 12 | 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数（回） | - | - | 120回 | - | 144<br>144 | 144<br>144 | 144<br>144 | 120<br>120 | -<br>― | ―<br>― | ―<br>― | 被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | ○ |
| 13 | ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数（回） | - | - | 408回 | - | 302<br>302 | 492<br>492 | 492<br>432 | 408<br>407 | -<br>― | ―<br>― | ―<br>― | 国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。 | △ |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 14 | 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量（万ﾄﾝ） | 0 | ― | 赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。 | ○ |
| 15 | アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進 | ― | ― | 水循環基本計画等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。 | ○ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数 | ― | ― | 放射性物質の常時監視に関する検討会報告書（平成25年12月）において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。 | ○ |
| 17 | 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）に関する調査・研究結果の把握・共有 | ― | ― | 海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (1) | 水質汚濁防止推進費（平成22年度） | 1,2,9,16 | 004802 |
| (2) | 閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費（昭和53年度） | 3,4 | 004805 |
| (3) | 有明海・八代海等再生評価支援事業費（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む）（平成19年度） | 4,7 | 004806 |
| (4) | 豊かさを実感できる海の再生事業（平成22年度） | 4,7 | 004807 |
| (5) | 地下水・地盤環境対策費（平成19年度） | 3,5,8 | 004809 |
| (6) | 水環境に関する国際協力推進費（平成22年度組替） | 15 | 004810 |
| (7) | 海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費（昭和61年度） | 14 | 004804 |
| (8) | ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業（平成19年度） | - | 004813 |
| (9) | 海洋プラスチックごみ総合対策費（平成19年度） | 17 | 004814 |
| (10) | 良好な水環境の創出と健全な水循環推進費（令和5年度） | 1,2 | 004818 |
| (11) | 琵琶湖保全再生等推進費（平成29年度） | 3 | 004819 |
| (12) | 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-10】 | 1 | 004786 |
| (13) | 水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費（平成17年度） | 9 | 002369 |
| (14) | PFAS対策推進費（令和5年度） | 1,6 | 019682 |
| (15) | 水・土壌環境における有害物質等の対策検討調査費（令和5年度） | 1 | 004790 |
| (16) | 公共用水域放射性物質モニタリング調査（平成23年度） | 10 | 000643 |
| (17) | 地下水放射性物質モニタリング調査（平成23年度） | 11 | 000643 |
| (18) | 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度） | 12 | 000643 |
| (19) | ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査（令和4年度） | 13 | 000643 |
| (20) | ― | ― | ― |

| | | |
|---|---|---|
| 評価 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ○健康項目全体(27項目【測定指標１】)の環境基準達成率（令和6年度)は99.1%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。<br>○生活環境項目（BOD/COD）の環境基準達成率（令和6年度）は、河川93.9%【測定指標２】、湖沼50.8%【測定指標３】、海域78.2%【測定指標４】、全体88.6%【測定指標５】であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近い。湖沼は70年代からは大幅に改善したものの、依然として達成率が低い状況にある。<br>○地下水の環境基準達成率(令和6年度)は94.4%と概ね目標値に近い。【測定指標６】<br>○閉鎖性海域における窒素及びりんの環境基準達成率（令和6年度）は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海（大阪湾を除く）96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度（東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海（大阪湾を除く）98%）と比べて着実に改善してきている。【測定指標７】<br>○地盤沈下監視（のための水準測量）が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和6年度は88.9%であり、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。【測定指標８】<br>○水道水質基準達成率（令和5年度）は99%で概ね目標値に近い。また、水道水におけるPFOS・PFOAについて食品安全委員会の評価結果等を踏まえて水質基準を定めた（令和8年4月1日施行）。【測定指標９】<br>○環境中の放射性物質の濃度等基礎的情報を計画通り収集・蓄積し、迅速に発信することで、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に有効に寄与している。【測定指標10～13,16】<br>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。【測定指標14】<br>○水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与している。【測定指標15】<br>○プラスチックを含む海洋ごみに関する実態把握・モニタリングとその調査結果の公表や、各種ガイドラインの整備・普及、関連する調査研究の支援とシンポジウム等を通じた情報提供を通じて、海洋環境の保全に資する実態把握と情報発信が着実に進展している。【測定指標17】<br><br>上記の通り、一部の公共用水域における生活環境項目の環境基準達成率等の測定指標において一層の改善が求められる一方、健康項目全体の環境基準達成率や、その他水環境の保全に係る測定指標の実績値等で進展が見られることを踏まえ、総合的に判断し、「相当程度進展あり」とした。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ○公共用水域における水質環境基準のうち健康項目【測定指標１】の基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。公共用水域における環境基準のうち河川の非達成の水域は、生活排水の流入や雨天時の影響などが考えられる【測定指標２】。公共用水域における水質環境基準のうち湖沼の達成率【測定指標３】及び海域の達成率【測定指標４】は、滞留時間が長く汚濁負荷がたまりやすいことから河川と比較して低い。これらのことから、公共用水域の水質環境基準（BOD/COD）の達成率も100%に満たない状況である【測定指標５】。目標達成に向けた更なる取組が必要である。<br>○地下水質における水質環境基準の達成率は、横ばいの傾向にある。【測定指標６】<br>○地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合は、近年改善の傾向にあるが、消融雪地下水採取地や、水溶性天然ガス溶存地下水採取地など、一部地域では地盤沈下が発生している状況である【測定指標８】。<br>○外海との水の交換が少ない閉鎖性水域においては、他の水域と比べて環境基準達成率が低い地域が多いことから、目標達成に向けた更なる取組が必要である【測定指標７】。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 価結果 | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ○測定指標１～５．公共用水域における水質環境基準の達成率（健康項目、生活環境項目BOD/COD）（%）<br>○測定指標６．地下水質における水質環境基準の達成率（%）<br>・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。<br>・底層溶存酸素量（平成28年３月　水質環境基準に追加）について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。<br>・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。<br>○測定指標７．閉鎖性海域における水質環境基準の達成率（COD、全窒素、全りん）等（%）<br>・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。<br>・底層溶存酸素量（平成28年３月　水質環境基準に追加）について、引き続き湖沼・海域での水域類型の指定を進めるとともに、基準の達成期間を検討する。<br>・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。<br>・閉鎖性海域における水質環境基準の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。<br>○測定指標８,地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合は、近年改善の傾向にある。今後は地盤沈下を抑制しつつ、脱炭素社会の実現に向け、地下水熱利用等を進める施策について検討する必要がある。<br>○測定指標９．水道水質基準適合率（%）<br>・水道水質基準適合率は安全で良質な水道水を供給するため、引き続き100%達成を目標とすることが妥当と考える。<br>○測定指標10,11,12,13,16.引き続き、被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資することを目的として、公共用水域、地下水、海域における放射性物質のモニタリングの目標回数を達成し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報を収集・蓄積する。<br>○測定指標14．引き続き目標達成に向け、海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進を進める。<br>○測定指標15．引き続き国際的な水環境問題の解決に向け、アジア地域等における水環境ガバナンスの強化や我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進する。<br>○測定指標17．引き続き海洋環境保全のため、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供する。 |
| | | 【測定指標】 | ○湖沼及び海域におけるCODについては、流入負荷以外の要因によるところが大きく、水域の有機汚濁の状態を評価する指標として適切に機能しない場合がある。この点を踏まえ、CODに係る測定指標を整理することとし、具体的には、令和8年度から測定指標２（河川）、３（湖沼）、４（海域）は削除し、測定指標５（全体）のみとする。<br>○測定指標14　陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分は、平成29年度以降許可実績がなく、行われていないと考えられる。そのため、指標14を廃し、代わりに現在の海洋環境の状況をより適切に把握できる、「海洋環境モニタリングによって把握された、廃棄物の海洋投入処分を由来とした汚染の可能性がある地点数」を令和8年度からの測定指標とする。<br>○令和8年度から、海域のCCS事業が海洋環境に悪影響を及ぼすことなく安全に行われることを目標に、「CCSベースラインモニタリング実施個所数」を測定指標として追加する。<br>○測定指標16　着実な データ蓄積と地域別の課題の分析を進め、モニタリング結果の自治体へのフィードバックを行う。<br><br>上記以外の測定指標について、適切に測定できていることから変更しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>・中央環境審議会水道水質・衛生管理小委員会において水道水におけるPFOS・PFOAの水質基準等の見直しについて審議され、令和7年5月8日に答申がなされた。<br>・中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会「水道水質・衛生管理小委員会」及び「人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会」（合同開催）において、河川・地下水等におけるPFOS・PFOAの指針値（暫定）の見直しについて審議され、 令和7年5月8日に答申がなされた。<br>・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会において、国が類型指定を行うこととされている水域のうち、相模ダム貯水池（相模湖）、城山ダム貯水池（津久井湖）及び土師ダム貯水池（八千代湖）における環境基準の類型指定及び暫定目標の見直しについて審議され、令和7年９月12日に答申がなされた。<br>・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の設定、見直し等について適切な科学的判断を加えて検討を行い、要調査項目についてアクリロニトリル等15項目の追加について令和7年９月29日に通知した。。<br>・中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、「第10次水質総量削減の在り方について」が審議され、令和８年５月に答申された。<br>・水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会等において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。<br>・有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・地方公共団体における海洋ごみの回収・処理事業や発生抑制対策を支援するとともに、日本の海岸及び周辺海域における海洋ごみの現状やマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみの実態を把握するための調査等を行い、科学的知見の蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。<br><br>・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質に係る海域のモニタリング及びALPS処理水の海洋放出に係る放射性物質の海域環境モニタリング等を実施し、環境中の放射性物質の状況等基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>・プラスチック・スマートでは、令和7年度末までに3,700件超の取組を各主体から登録いただき、つくる側、つかう側双方の幅広い関係者が一つの旗印の下で不必要な使い捨てプラスチックの使用削減や、代替素材への転換を促進することに貢献した。また、ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業では、モデル自治体を6自治体選定し、企業等と連携した取組を支援した。加えて、日本企業が有するマイクロプラスチック対策に資する先進的な技術・取組を「マイクロプラスチック削減に向けたグッド・プラクティス集」第3版として19例を掲載し、国内外に発信することで、海洋へのプラスチックの流出抑制に寄与した。さらに、代替素材への転換に関しては、脱炭素型循環経済システム構築促進事業（うち、プラスチック等資源循環システム構築実証事業）（マイクロプラスチックによる汚染防止のための化石資源由来素材からの代替）等を実施し、2件の取組を支援した。当該取組によって、目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。<br><br>・東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質等に係る公共用水域、地下水における放射性物質等のモニタリングを実施し、環境中の放射性物質の状況等の基礎的情報の収集・蓄積に努めた。当該取組を通じて、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○公共用水域水質測定結果（環境省）<br>○地下水質測定結果（環境省）<br>○全国の地盤沈下地域の概況（環境省）<br>○水道統計（日本水道協会）<br>○福島県及び周辺地域の放射性物質モニタリング結果（環境省）<br>○東日本大震災に係る海洋環境モニタリング調査（環境省）<br>○ALPS処理水に係る海域モニタリング情報（環境省） | | |

# 令和7年度事前分析表及び政策評価書_目標３－３　別紙

| 測定指標 | 基準値 | | 目標値 | | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 基準年度 | | 目標年度 | Ｒ４年度 | Ｒ５年度 | Ｒ６年度 | Ｒ７年度 | Ｒ８年度 | Ｒ９年度 | R10年度 |
| 瀬戸内海（大阪湾を除く）における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 75.7<br>96.5 | 79.1<br>96.5 | 81.1<br>96.5 | 集計中 | － | － | － |
| 大阪湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | 66.7<br>100 | 集計中 | － | － | － |
| 東京湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 68.4<br>100 | 68.4<br>83.3 | 68.4<br>100 | 集計中 | － | － | － |
| 伊勢湾における水質環境基準の達成率（%）（上段：ＣＯＤ、下段：全窒素・全りん） | － | － | 100<br>100 | 毎年度 | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 50.0<br>85.7 | 50<br>85.7 | 56.3<br>85.7 | 集計中 | － | － | － |
| 赤潮の発生件数[件]<br>（瀬戸内海/有明海/八代海） | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － | － |
| | | | | | 59/45/17 | 85/41/9 | 78/28/12 | 集計中 | － | － | － |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　（環境省　7　－　⑩　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　3－4　土壌環境の保全 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境管理課<br>環境汚染対策室 | | |
| 施策の概要 | ○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。<br>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。<br>○土壌汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）<br>第2部環境政策の具体的な展開　第3章重点戦略を支える環境政策の展開　第4節環境リスクの管理等<br>第3部環境保全施策の体系　第1章環境問題の各分野に係る施策　第4節水環境、土壌環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組及び第5節包括的な化学物質対策に関する取組 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 土壌汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率（%）（成果実績＝措置実施区域数／要措置区域数） | － | － | 100 | － | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 土壌汚染対策法では、土壌汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壌汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壌汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 96.3 | 97 | 96.8 | 集計中 | － | － | － | | |
| 2 ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率（%） | － | － | 100 | － | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。 | ○ |
| | | | | | 100 | 100 | 100 | 100 | － | － | － | | |
| 3 土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数 | － | － | － | － | 3 | 2 | 2 | 2 | － | － | － | 環境基本法では、環境基準について常に科学的に適切な判断を加えて改定することとしているため、土壌環境基準等の設定・見直し等を測定指標として設定した。また、これらの設定・見直し等を検討した結果、直ちに設定・見直し等を行う必要がない場合もあるため、定量的な測定指標としては検討を行った項目の数として設定した。なお、継続的に達成・維持を目指すべきものであるため、具体的な目標年度の設定は困難である。 | ○ |
| | | | | | 3 | 2 | 2 | 2 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 土壌汚染対策費（平成28年度） | 1,2 | 004821 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 環境管理技術調査検討費（昭和50年度）【関連R5-7、関連R5-9】 | 1 | 004786 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (3) PFAS対策推進費（令和5年度） | 3 | 019682 | | (7) — | — | — | | (11) — | — | — | | (15) — | — | — | | (19) — | — | — |
| | (4) 水・土壌環境における有害物質等の対策検討調査費（令和5年度） | 3 | 004790 | | (8) — | — | — | | (12) — | — | — | | (16) — | — | — | | (20) — | — | — |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、【要措置区域における措置の実施率】（測定指標１）は96.8%(令和６年度末）であり、概ね高い達成率となっているため。 なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。<br>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下「ダイオキシン類対策地域」という。）として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域もなく、【ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率達成率】（測定指標２）が100%を維持できているため。<br>○土壌環境基準等の設定・見直し等として、２物質について分析方法の検証を行ったことから、【土壌環境基準等の設定・見直し等に係る調査等の事業の実施件数】（測定指標３）である2件を達成できているため。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ○測定指標1について、土壌汚染対策法に基づく調査・対策の実施状況等に関する情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等の各種事業を進めていくことで、確実な土壌汚染対策の実施に寄与できているものと考えられるが、土地の状況によっては、要措置区域への指定から措置の着手までに時間を要する場合もあり、目標として掲げる土壌汚染対策法に規定する要措置区域での措置の実施率100%には至っていない。また、市街地等で操業中の中小企業等の敷地又はその跡地といった土地については、経済的な理由等により土壌汚染対策が十分に行われていない事例が存在する場合がある。<br>○土壌汚染対策法においては、改正法施行後５年を経過した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、土対法の見直しに向けた点検作業を行う必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 平成29年５月に成立した「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）の附則を踏まえ、令和６年７月に中央環境審議会水土壌・農薬部会土壌制度小委員会を設置し、土壌汚染対策法の点検・見直しに係る検討を進めているところであり、その結果も踏まえて方向性を検討する。 |
| | | 【測定指標】 | 各測定指標について適切に測定できていることから、変更しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>○土壌汚染対策法の点検・見直しにおいて、中央環境審議会水土壌・農薬部会土壌制度小委員会等を設置し、学識経験を有する者も委員として参画し、その知見を活用して、見直しの論点等について一定の成果を得た。<br>○低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験の実施において、学識経験を有する者が委員として参画し、実証試験を行う事業者に対して助言や評価を行い、実証試験について一定の成果を得た。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>土壌汚染状況の調査・対策手法等に関するガイドライン等の作成・改訂を行うとともに、調査・対策の実施状況等について情報の収集及び関係者への提供、低コスト・低負荷な土壌汚染対策の実証試験等を実施し、土壌汚染対策法の着実かつ円滑な施行に努めた。<br>当該取組を通じて、目標3番「全ての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定の解除を図ることで、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○各年度　土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果（環境省）<br>○各年度　土壌汚染調査・対策手法検討調査業務（環境省）<br>○各年度　ダイオキシン類対策特別措置法施行状況（環境省） | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑪　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　3－5　　ダイオキシン類・農薬対策 | 担当部局名 | 水・大気環境局<br>環境汚染対策室<br>農薬環境管理室 | | |
| 施策の概要 | ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を設定する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　　8年　　9月 |
| 達成すべき目標 | ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。<br>新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水域基準を設定する。 | 政策体系上の位置付け | 3. 大気・水・土壌環境等の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 ダイオキシン類排出総量（g-TEQ/年） | － | － | 176 | ― | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | 176 | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値（※）の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。<br>（※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する（削減目標量：176g-TEQ／年））） | ○ |
| | | | | | 102 | 101 | 92 | 集計中 | ― | ― | ― | | | |
| 2 水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数（累計） | ― | ― | 620 | R7年度 | 601 | 608 | 618 | 620 | ― | ― | ― | 農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水域基準）を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。 | △ |
| | | | | | 598 | 605 | 609 | 616 | ― | ― | ― | | | |
| 3 ダイオキシン類（大気）に係る環境基準達成率（%） | ― | ― | 100 | ― | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | ○ |
| | | | | | 100 | 100 | 100 | 集計中 | ― | ― | ― | | | |
| 4 ダイオキシン類（水質）に係る環境基準達成率（%） | ― | ― | 100 | ― | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 97.9 | 98.1 | 97.7 | 集計中 | ― | ― | ― | | | |
| 5 ダイオキシン類（底質）に係る環境基準達成率（%） | ― | ― | 100 | ― | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | △ |
| | | | | | 99.7 | 99.8 | 99.9 | 集計中 | ― | ― | ― | | | |
| 6 ダイオキシン類（地下水）に係る環境基準達成率（%） | ― | ― | 100 | ― | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | ○ |
| | | | | | 100 | 100 | 100 | 集計中 | ― | ― | ― | | | |
| 7 ダイオキシン類（土壌）に係る環境基準達成率（%） | ― | ― | 100 | ― | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。 | ○ |
| | | | | | 100 | 100 | 100 | 集計中 | ― | ― | ― | | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) ダイオキシン類総合対策費（平成12年度） | 1,3～7 | 004823 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 農薬環境影響評価対策費（平成17年度）【関連R6-11】 | 2 | 004822 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | 測定指標１，３，６，７で目標を達成しており、また、測定指標２，４，５については、目標は達成されなかったものの、概ね目標に近い実績であったことから、③相当程度進展ありと判断した。<br>○【ダイオキシン類排出総量】（測定指標１）令和6年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。<br>○【水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数】（測定指標２）について、目標値に対する達成率は99.4%であり、概ね目標に近い実績である。<br>○【ダイオキシン類に係る環境基準達成率】（測定指標３～７）令和6年度の全国の環境調査結果では、大気・地下水・土壌は100%、その他も概ね環境基準を達成している。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | 指標4,5について目標達成できなかったのは、過去に環境中に放出されたダイオキシン類の残留汚染が要因である。<br><br>○測定指標1について、ダイオキシン類の総排出量、事業分野別排出量ともに、目標達成に至っているが、引き続き排出量削減に向けた取組が必要である。<br>○測定指標2について、農薬の環境影響に係る科学的評価の充実のため、評価対象生物種の拡大や公表文献の評価への活用により、農薬によって審査すべき評価データの数が増加傾向にあり、１農薬あたりの評価により多くの時間を要するため。今後、評価の効率化・迅速化に向けた取組が必要である。<br>○測定指標3～7について、ダイオキシン類の環境測定に関しては、概ね環境基準を達成している状況であるが、引き続きモニタリングの継続が必要である。<br><br>環境基準の達成状況、汚染源の把握、対策効果の確認及び将来的なリスク評価を行うことが重要であるため、継続的なモニタリングは必要である。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。<br>○新規農薬の登録に当たり、農薬の環境影響に係るリスク評価及び水域基準の設定を着実に実施する。加えて、令和3年から既登録農薬（約600成分）の再評価を開始しており、最新の科学的知見に基づき、既存の水域基準の見直しも着実に実施する。その他、農薬の長期的なばく露の影響に関する評価の導入など農薬の生態リスク評価の拡充を進める。 |
| | | 【測定指標】 | ○測定指標１，測定指標３～７について、適切に測定できていることから変更しない<br>○測定指標２については、R7年度までに受け付けた登録基準の設定依頼を踏まえ、R8年度の目標値を設定する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞ | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>ダイオキシン類の削減を図ることで、健康リスクを低減し、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。<br>農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬使用に起因する公共用水域の汚染防止を図ることを通じて、目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>ダイオキシン類の削減を図ることで、環境に与える影響を低減し、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br>農薬のリスク評価及びリスク管理を適切に行うことで、農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減を通じて、目標15「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○各年度　ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）<br>○各年度　ダイオキシン類に係る環境調査結果<br>○各年度　中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 農薬小委員会審議資料・内容 | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑫　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　4－1　　国内及び国際的な循環型社会の構築 | 担当部局名 | 環境再生・資源循環局総務課 循環型社会推進室 | | |
| 施策の概要 | 循環型社会形成推進基本計画等の着実な実行及び、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等の推進により、国内及び国際的な循環型社会の形成を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 循環型社会形成推進基本計画に基づき定められた、資源生産性の向上、循環利用率の向上、廃棄物最終処分量の削減等の目標を達成するとともに、我が国の循環産業の海外展開や国際的な資源循環等を推進し、国内及び国際的な循環型社会の形成を目指す。 | 政策体系上の位置付け | 4. 資源循環政策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第6章等<br>・インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月閣議決定）第2章等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 資源生産性（GDP／天然資源等投入量）（万円/トン） | 約25.3 | H12年度 | 約60 | R12年度 | －<br>約47.3 | －<br>約50.9 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。<br>循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー（「もの」の流れ）の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。 | － |
| 2 入口側の循環利用率（循環利用量／総物質投入量）（%） | 約10.0 | H12年度 | 約19 | R12年度 | －<br>約16.3 | －<br>約17.0 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。<br>循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー（「もの」の流れ）の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。我が国が目指してきた循環型社会は、大量生産・大量消費・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源の投入が適切に抑制される社会であることから、総物質投入量のうち、どれだけ循環利用された資源が投入されているか確認するため、「入口側の循環利用率」によりこの進捗を把握する。 | － |
| 3 出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物発生量）（%） | 約35.8 | H12年度 | 約44 | R12年度 | －<br>約43.3 | －<br>約43.6 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。<br>循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー（「もの」の流れ）の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。<br>入口側の循環利用率に加えて、出口（排出）側の廃棄物処理業者やリサイクル業者の努力を的確に計測する観点からは、廃棄物等発生量のうち、どれだけ循環利用されているかを把握することも必要であり、数値目標を設定した。 | － |
| 4 廃棄物最終処分量（百万トン） | 約56.0 | H12年度 | 約11 | R12年度 | －<br>約12.5 | －<br>約12.0 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において目標が設定されている。<br>循環型社会全体の全体像を把握しその向上を測るための「物質フロー指標」として、物質フロー（「もの」の流れ）の3つの断面である「入口」「循環」「出口」を代表する指標を「資源生産性」「循環利用率」「最終処分量」とし、数値目標を設定した。 | － |
| 5 循環型社会ビジネス市場規模（兆円） | 約40.0 | H12年度 | 80以上 | R12年度 | －<br>約69.5 | －<br>約70.6 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 循環型社会形成推進基本法に基づく第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環経済への移行の進展を表す観点で指標が設定されており、成長戦略フォローアップ工程表における KPI（2030 年までに、サーキュラーエコノミー関連ビジネスの市場規模を、現在の約 50 兆円から 80 兆円以上にすることを目指す）としても設定されている。 | － |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移（億円） | 約2059 | R2年度 | 約2,500(仮) | R7年度 | － | － | － | 約2,500（仮） | － | － | － | 成長フォローアップ工程表において、「焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額を2020年度実績から2025年度までに3割程度増加させることを目指す」とKPIが設定されている。 | △ |
| | | | | | | 約1803 | 約2452 | 集計中 | 集計中 | － | － | － | | |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 二国間及び多国間の協力の実施 | － | － | 廃棄物分野における我が国の経験、先進的な技術や法制度等をアジアを中心とする発展途上国に移転することは、途上国の持続的な発展に資するとともに、我が国の静脈産業の発展にも寄与する、極めて意義深い政策。循環型社会形成推進基本計画では、国際的な対話・協力関係を促進することとされているため。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 循環型社会形成推進基本計画等推進事業（平成13年度） | 1,2,3,4,5 | 0121 | (5) | － | － | － | (9) | － | － | － | (13) | － | － | － | (17) | － | － | － |
| (2) | 国際資源循環促進事業（平成23年度） | 5,6,7 | 0122 | (6) | － | － | － | (10) | － | － | － | (14) | － | － | － | (18) | － | － | － |
| (3) | － | － | － | (7) | － | － | － | (11) | － | － | － | (15) | － | － | － | (19) | － | － | － |
| (4) | － | － | － | (8) | － | － | － | (12) | － | － | － | (16) | － | － | － | (20) | － | － | － |

| 評価結果 | | |
|---|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | （判断根拠） | 令和5年度においては、入口側及び出口側の循環利用率は横ばい傾向にあるが、資源生産性、循環型社会ビジネス市場規模においては長期的に増加傾向であり、廃棄物最終処分量も長期的には目標値の達成に近づいている。また、焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額についても、R5年度時点でR7年度目標値まで増加しており達成済。 |
| 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ・資源生産性（測定資料１）は資源生産性は分子のGDP の増加と分母の天然資源等投入量の減少の両方の影響により増加傾向となっている。R5年度の資源生産性は約50.9万円/トンだった。天然資源等投入量は前年度から約76百万トン減少している。<br>・入口側の循環利用率（測定指標2）は2013年度以降ほぼ横ばいとなっているが、長期的には分母の天然資源等投入量の減少、分母分子に共通する循環利用量の微増の影響により、増加傾向となっている。近年では天然資源等投入量の減少が続いており、2023年度は約17.0%となっている。<br>・出口側の循環利用率（測定指標3）は、出口側の循環利用率は2013年度に46.1%を達成した以降は横ばいから減少傾向であり、2023年度は約43.6%となった。<br>・循環利用率については、金属の生産量の減少などにともない循環利用率の高いスクラップ、鉱さいの発生量・循環利用量が減少している。<br>・資源生産性と循環利用率の両者を向上させるためには、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の取組を進め、天然資源の消費を抑えつつ、循環利用量を拡大させていく必要がある。<br>・そのためには、製造業・小売業などの動脈産業における取組と廃棄物処理・リサイクル業など静脈産業における取組が有機的に連携する動静脈連携による資源循環の加速や、循環資源を各地域・各資源に応じた最適な規模で循環させる取組の推進、資源循環のための技術開発・情報基盤・各主体間連携・人材育成の強化等が必要である。<br>・廃棄物最終処分量（測定指標４）は、2013 年後頃からは微減が続いており、2023年度は約12.0百万トンとなっている。内訳としては、前年度と比較して一般廃棄物が約0.2百万トン、産業廃棄物が約0.2百万トン減少だった。<br>・循環型社会ビジネス市場規模（兆円）（測定指標５）は循環利用・再生利用や長期使用・有効利用に関する取組の進展により、2023年度には約70.5兆円まで拡大している。特に「循環利用・再生利用」や「長期使用・有効利用」の伸びが大きく、主な項目としては再生資源の有効活用に関連する項目やリフォーム・リペアに関する項目が挙げられる。<br>・焼却設備、リサイクル設備、浄化槽等の輸出額については、R5年度時点でR7年度目標値まで増加しており達成済。新しいKPIについては今後更新される成長戦略フォローアップ工程表の策定に併せ更新する。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ・2024年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画では、2年に1回程度、計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を行うことを定められている。点検作業においては、循環基本計画の5つの重点分野①「循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり」、②「資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源環」、③「多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現」、④「資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行」、⑤「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」ごとに設定している国が実施すべき取組、指標について、評価及び点検を行うとともに、点検を実施するそれぞれの年度において重点点検分野を定めることとしている。<br>・目標・指標に関するデータ整備、指標の改良に向けた継続的な取組を進める。 | |
| | | 【測定指標】 | 資源生産性（GDP／天然資源等投入量）（万円/トン）<br>入口側の循環利用率（循環利用量／（天然資源等投入量＋循環利用量））（%）<br>出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物等発生量）（%）<br>廃棄物最終処分量（百万トン）<br>循環型社会ビジネス市場規模（兆円）<br>廃棄物処理、リサイクル分野の輸出額推移（億円）<br>これら測定指標は適切に測定できていることから、変更いたしません。 | |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>・中央環境審議会循環型社会部会において、第五次循環型社会形成推進基本計画の循環型社会の全体像に関する指標や循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標（重点分野別の指標）等について有識者による点検・フォローアップを行った。<br>・第五次循環型社会形成推進基本計画中の指標の評価・分析について検討するワーキンググループを開催し、有識者による指標・目標の達成状況の評価とその要因分析を行っている。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>グローバル・サウスと呼ばれる国・地域において、廃棄物管理・リサイクルに係る制度・技術・人材育成の協力をパッケージで進め、具体的なプロジェクト形成を含む環境上適切な廃棄物管理及びインフラ整備を促進した。<br>加えて、第五次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、循環型社会の全体像に関する指標・循環型社会形成に向けた取組の進展に関する指標（重点分野別の指標）の点検に取り組んだ。<br>これらにより以下のSDGsの目標にも貢献した。<br>・SDG7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）<br>・SDG8（働きがいも経済成長も）<br>・SDG9（産業と技術革新の基盤をつくろう）<br>・SDG12（つくる責任つかう責任）<br>・SDG13（気候変動に具体的な対策を）<br>・SDG14（海の豊かさを守ろう）<br>・SDG15（陸の豊かさも守ろう）<br>・SDG17（パートナーシップで目標を達成しよう）<br>【副次的効果が期待される目標】<br>我が国循環産業の海外展開促進のための実現可能性調査実施支援（令和7年度8件採択）、インドネシアやフィリピン等を対象とした廃棄物発電等施設導入支援、研修等を通じた人材育成支援等を実施した。<br>これらにより以下のSDGsの目標にも貢献した。<br>・SDG7（エネルギーをみんなにそしてクリーンに）<br>・SDG9（産業と技術革新の基盤をつくろう）<br>・SDG11（住み続けられるまちづくりを）<br>・SDG13（気候変動に具体的な対策を）<br>・SDG17（パートナーシップで目標を達成しよう） |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）<br>第五次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検結果（案）報告書<br>令和6年度環境産業の市場規模・雇用規模に関する報告書 | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　R7　－　⑭　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　4－2　　各種リサイクル法の円滑な施行によるリサイクル等の推進 | 担当部局名 | 環境再生・資源循環局　資源循環課<br>環境再生・資源循環局　資源循環課　資源循環制度推進室<br>環境再生・資源循環局　資源循環課　容器包装・プラスチック資源循環室 | | |
| 施策の概要 | 各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 定められた計画値・目標値の達成に向けて、各種リサイクル法等の円滑な施行等により、リサイクル等を推進する。 | 政策体系上の位置付け | 4. 資源循環政策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等<br>・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年８月２日閣議決定）5.等<br>・成長戦略実行計画（令和3年６月18日閣議決定）第３章等<br>・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版（令和６年６月21日閣議決定）Ⅵ.等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量［千㌧］ | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | －<br>－ | －<br>－ | 第9期、第10期市町村分別収集計画における分別収集見込量に基づき設定 | △ |
| 2 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率（%） | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | －<br>－ | －<br>－ | 特定家庭用機器再商品化法基本方針に基づき設定 | △ |
| 3 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率（%） | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | －<br>－ | －<br>－ | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針に基づき設定 | △ |
| 4 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率（建設発生木材、%） | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | －<br>－ | －<br>－ | 建設リサイクル推進計画2020に基づき設定 | － |
| 5 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ（ASR）及びガス発生器（エアバッグ類;AB）の再資源化率（%） | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | －<br>－ | －<br>－ | 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に基づき設定 | ○ |
| 6 小型家電リサイクル法における使用済電気電子機器等の回収量［万㌧］ | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | 別添のとおり<br>別添のとおり | －<br>－ | －<br>－ | 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針に基づき設定 | △ |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%] | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | 令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定 | ー |
| | | | | | | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | | |
| 8 | 容器包装等の排出量の削減率[%] | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | 令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定 | ー |
| | | | | | | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | | |
| 9 | 容器包装等のリサイクル率[%] | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | 令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定 | ー |
| | | | | | | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | | |
| 10 | 国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率[%] | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | 令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定 | ー |
| | | | | | | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | | |
| 11 | バイオマスプラスチック類の製品重量[万トン] | － | － | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | 令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」を踏まえて設定 | ー |
| | | | | | | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | 別添のとおり | ー | ー | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) プラスチック資源循環等推進事業費（平成18年度） | 1,7,8,9,10,11 | 004833 | (5) 自動車リサイクル推進事業費（平成22年度） | 5 | 004838 | (9) ー | ー | ー | (13) ー | ー | ー | (17) ー | ー | ー |
| (2) 家電リサイクル推進事業費（平成19年度） | 2 | 004838 | (6) 小型家電リサイクル推進事業費（平成24年度） | 6 | 004838 | (10) ー | ー | ー | (14) ー | ー | ー | (18) ー | ー | ー |
| (3) 食品廃棄物リデュース・リサイクル推進事業費（平成19年度） | 3 | 004835 | (7) リサイクルプロセスの横断的高度化・効率化事業（平成29年度） | 6 | 004838 | (11) ー | ー | ー | (15) ー | ー | ー | (19) ー | ー | ー |
| (4) 建設リサイクル推進事業費（平成19年度） | 4 | 004838 | (8) ー | ー | ー | (12) ー | ー | ー | (16) ー | ー | ー | (20) ー | ー | ー |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ④進展が大きくない | |
| | | （判断根拠） | ・令和7年度の実績値については、全ての指標について現在調査・集計中である。<br>・容器包装リサイクル法における分別収集量については、概ね計画値通りに推移したが、ガラス製容器については横ばいの計画値に対して収集量が16千トン減少した。（測定指標1）<br>・家電リサイクル法における回収率については、令和6年度は66.9%と減少傾向にあるが、目標年度での目標値の達成に向けて見込みである。（測定指標2）<br>・食品リサイクル法については、令和5年度における再生利用等実施率は、外食産業は前年から増加しており、食品卸売業は前年から減少。また、食品製造業は前年と同じで食品小売業は増加しており、いずれも目標は達成している。（測定指標3）<br>・建設リサイクル法については、建設副産物実態調査（国土交通省）によると、平成30年度の特定建設資材（建設発生木材）の再資源化等率は96.2%であり、平成30年度の目標値（95.0%）を達成している。現在は、令和6年度の目標値（97%）の達成状況について国土交通省において調査が進められている。なお、目標値は各年度で設定しておらず、実績の調査は5年ごとに行っている。（測定指標4）<br>・自動車リサイクル法については、自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）、ガス発生器（エアバッグ類）のいずれも目標値を大幅に上回る再資源化が実施されている。（測定指標5）<br>・小型家電リサイクル法については、使用済小型電子機器の年間回収量の実績は令和２年度に約10万トンまで増加したが、直近では減少傾向にある。令和6年度は目標の14万トンには達しなかったが、約8.7万トンを回収した（測定指標6）<br>・使用済プラスチック及び容器包装等のリサイクル率は昨年度から横ばいであった。熱回収を含めた有効利用率については、2.1ポイント上昇し、目標値達成に向けて着実に進展している。なお、レジ袋の有料化等の排出抑制措置により、例えば、レジ袋の辞退率は業界団体のデータによるとスーパーマーケットでは76.9%、コンビニエンスストアでは75.9%であり、また、レジ袋の国内流通量は有料化実施前と比較して半減している。（測定指標7,8,9）<br>・バイオマスプラスチック類の製品重量については2.8万トン上昇し、目標達成に向けた進展が見られたが、容器包装等の排出量の累積削減率については横ばい、国内樹脂製品消費量及び加工ロス量に対する再生樹脂投入率については0.7ポイント減少した。（測定指標8,10,11） |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ・容器包装リサイクル法におけるガラス製容器の分別収集量の減少については、ガラス製容器の生産量の減少等が要因として考えられる。<br>・小型家電リサイクル法における測定指標の未達成状況について、課題としては「市町村の回収量の増加」「直接回収の拡大」「違法な回収業者への対策」「消費者の認知度向上」「目標設定」が、その他要因としては「リユース市場の拡大」「小型家電製品品目の変化」「海外流出」「市町村負担の増加（逆有償の拡大等）」が、小型家電リサイクル小委員会において主に議論されている。<br>・食品リサイクル法については、食品卸売業や外食産業では、食品ロス削減の取り組みは進んでいるものの、再生利用事業者の所在に係る地理的要因、食品リサイクルに関する理解の不足等に伴い、目標未達成につながった。<br>・指標の達成に向けてさらに有効な対策を検討、実施する必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ・各種リサイクル制度の推進等について、施策の総合的かつ計画的な推進が必要である。<br>・各種リサイクル法の検討を実施するとともに、適切に評価を行ってまいりたい。<br>・更なるリサイクルの推進等に向け、引き続き取組を進めてまいりたい。<br>・令和9年12月までに太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律を施行する。 |
| | | 【測定指標】 | ・容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量については、令和7年度に新たに令和8年から令和12年までを計画期間とする第11期市町村分別収集計画を策定した。<br>・建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率については、令和8年度にかけて分析を実施している令和6年度建設副産物実態調査の結果を踏まえて、次期目標設定について国土交通省とともに検討する。<br>・太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律に基づく太陽光パネルリサイクルに係る目標については、法施行後に測定指標として追加する。 |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>・中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会、中央環境審議会循環型社会部会レジ袋有料化検討小委員会、家電リサイクル小委員会、食品リサイクル専門委員会、自動車リサイクル専門委員会、小型家電リサイクル小委員会において、各種リサイクル法の施行状況等について専門家の知見を伺った。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・各種リサイクル法に基づき、地方公共団体や事業者等によるリデュースやリサイクル等に係る取組を推進し、容器包装、製品プラスチック、家電製品、食品廃棄物、建設廃材、使用済自動車、使用済小型家電等の資源循環の促進を図った。これらにより、目標11 番「住み続けられるまちづくりを」と 目標12番「つくる責任つかう責任」への達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>・リデュースやリサイクル等に係る取組の推進により、サプライチェーン全体のCO2排出量を削減することで、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ○容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について（環境省）<br>○家電リサイクル実績について（経済産業省、環境省）<br>○食品リサイクルの現状（農林水産省、環境省）<br>○建設副産物実態調査結果について（国土交通省）<br>○自動車リサイクル法の施行状況（経済産業省、環境省）<br>○小型家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等について（経済産業省、環境省）<br>○プラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況（一般社団法人プラスチック循環利用協会）<br>○スーパーマーケット白書（一般社団法人全国スーパーマーケット協会）<br>○コンビニエンスストア業界の「レジ袋削減」への取組みについて（一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会） | | |

別　紙

# 令和7年度事前分析表及び政策評価書_目標4－2

| | |
|---|---|
| 測定指標 | 1. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千ﾄﾝ]<br>ア. ガラス製容器　イ. 紙製容器包装　ウ. ペットボトル　エ. プラスチック製容器包装（プラスチック資源循環促進法に基づく分別収集量も含む）<br>2. 家電リサイクル法における特定家庭用機器廃棄物の回収率[%]<br>3. 食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]<br>ア. 食品製造業　イ. 食品卸売業　ウ. 食品小売業　エ. 外食産業<br>4. 建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率（建設発生木材：%）<br>5. 自動車リサイクル法における自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率[%]<br>ア. 自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）　イ. ガス発生器（エアバッグ類）<br>6. 小型家電リサイクル法における使用済小型電子機器等の回収量[万ﾄﾝ]<br>7. 使用済プラスチックのリサイクル等による有効利用率[%]<br>8. 容器包装等の排出量の累積削減率[%]<br>9. 容器包装等のリサイクル率[%]<br>10. 国内樹脂製品消費量及び加エロス量に対する再生樹脂投入率[%]<br>11. バイオマスプラスチック類の製品重量[万ﾄﾝ] |

| 年度ごとの目標値 | | | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 目標年度 | 目標値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指標1 | ア | 年度ごとの計画値 | 697 | 670 | 666 | 660 | 656 | 652 | － | R9年度 | 652（計画値） |
| | | 実績値 | 662 | 634 | 618 | － | | | | | |
| | イ | 年度ごとの計画値 | 101 | 83 | 83 | 84 | 84 | 84 | － | | 84（計画値） |
| | | 実績値 | 73 | 71 | 82 | － | | | | | |
| | ウ | 年度ごとの計画値 | 314 | 339 | 340 | 341 | 342 | 343 | － | | 343（計画値） |
| | | 実績値 | 348 | 351 | 361 | － | | | | | |
| | エ | 年度ごとの計画値 | 727 | 762 | 770 | 780 | 792 | 793 | － | | 793（計画値） |
| | | 実績値 | 774 | 756 | 768 | － | | | | | |
| 指標2 | ー | 年度ごとの目標値 | ー | ー | ー | - | - | - | - | R12年度 | 70.9 |
| | | 実績値 | 70.2 | 70.4 | 66.9 | ー | | | | | |
| 指標3 | ア | 年度ごとの目標値 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 | 95 | R11年度 | 95 |
| | | 実績値 | 97 | 97 | | | | | | | |
| | イ | 年度ごとの目標値 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | 75 | | 75 |
| | | 実績値 | 62 | 61 | | | | | | | |
| | ウ | 年度ごとの目標値 | 60 | 60 | 60 | 65 | 65 | 65 | 65 | | 65 |
| | | 実績値 | 61 | 63 | | | | | | | |
| | エ | 年度ごとの目標値 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | | 50 |
| | | 実績値 | 32 | 34 | | | | | | | |
| 指標4 | ー | 年度ごとの目標値 | ー | ー | 97 | - | - | - | - | R6年度 | 97 |
| | | 実績値 | | | ー | | | | | | |
| 指標5 | ア | 年度ごとの目標値 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 各年度 | 70 |
| | | 実績値 | 96.7～96.9 | 96.5～96.7 | 96.5～96.8 | ー | | | | | |
| | イ | 年度ごとの目標値 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | | 85 |
| | | 実績値 | 95 | 96～97 | 96～97 | ー | | | | | |
| 指標6 | ー | 年度ごとの目標値 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | R11年度 | 14 |
| | | 実績値 | 8.9 | 8.6 | 8.7 | ー | | | | | |
| 指標7 | ー | 年ごとの目標値 | - | - | - | - | - | - | - | R17年（2035年） | 100% |
| | | リサイクル+熱回収[%] | 86.0% | 86.9% | 88.9% | ー | | | | | |
| | | （リサイクル率） | 21.0% | 21.7% | 22.3% | ー | | | | | |
| 指標8 | ー | 年度ごとの目標値 | ー | ー | ー | - | - | - | - | R12年（2030年） | 25% |
| | | 実績値 | 10.4% | 20.2% | 20.2% | ー | | | | | |
| 指標9 | ー | 年度ごとの目標値 | ー | ー | ー | - | - | - | - | R12年（2030年） | 60% |
| | | 実績値 | ー | 34.5% | 34.3% | ー | | | | | |
| 指標10 | ー | 年度ごとの目標値 | ー | ー | ー | - | - | - | - | R12年（2030年） | 倍増 |
| | | 実績値 | 4.1% | 5.4% | 4.7% | ー | | | | | |
| 指標11 | ー | 年度ごとの目標値 | ー | ー | ー | - | - | - | - | R12年（2030年） | 200 |
| | | 実績値 | 13.5 | 17.7 | 20.5 | ー | | | | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑭　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　4－3　　一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） | 担当部局名 | 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 | | |
| 施策の概要 | 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的な推進を図る。 | 政策体系上の位置付け | 4. 資源循環政策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等<br>・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）第3章等<br>・国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）第3章等<br>・第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 一般廃棄物の排出量（百万トン） | 55 | H12年度 | 37 | R12年度 | －<br>40 | －<br>39 | －<br>38 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定 | ○ |
| 2 一般廃棄物のリサイクル率（%） | 21 | H24年度 | 26 | R12年度 | －<br>20 | －<br>20 | －<br>19 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定 | △ |
| 3 一般廃棄物の最終処分量（百万トン） | 4.7 | H24年度 | 3 | R12年度 | －<br>3.4 | －<br>3.2 | －<br>3.1 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定 | ○ |
| 4 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量（g-TEQ/年） | 33 | H22年度 | 33 | 当面の間 | 33<br>25 | 33<br>25 | 33<br>24 | 33<br>集計中 | 33<br>－ | 33<br>－ | －<br>－ | 我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 | ○ |
| 5 廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合（%） | 41 | R2年度 | 46 | R9年度 | －<br>43 | －<br>43 | －<br>45 | －<br>集計中 | －<br>－ | 46<br>－ | －<br>－ | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | ○ |
| 6 長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合（%） | 0 | R5年度 | 100 | R9年度 | －<br>－ | －<br>0 | －<br>0 | －<br>2 | －<br>－ | 100<br>－ | －<br>－ | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | － |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 循環型社会形成推進交付金（公共）（平成17年度） | 1,2,3 | 4843 | (5) | － | － | － | (9) | － | － | － | (13) | － | － | － | (17) | － | － | － |
| (2) | 廃棄物処理等に係る情報提供経費等（平成11年度） | 1,3,4 | 4840 | (6) | － | － | － | (10) | － | － | － | (14) | － | － | － | (18) | － | － | － |
| (3) | 災害等廃棄物処理事業費補助金等（昭和49年度） | － | 4841 | (7) | － | － | － | (11) | － | － | － | (15) | － | － | － | (19) | － | － | － |
| (4) | 廃棄物処理施設整備費補助（平成12年度） | － | 4842 | (8) | － | － | － | (12) | － | － | － | (16) | － | － | － | (20) | － | － | － |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ・現時点において、一般廃棄物の排出量及び一般廃棄物の最終処分量は、このまま推移すれば目標を達成する見込みである。一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、当面の間の目標量を達成した。<br>・リサイクル率については、平成7年度の約10%から平成19年度の約20%まで向上したが、以後、ここ数年間横ばい状態が続いており、目標値に到達していない。<br>・廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合については、施設の集約化等の取り組みの結果、発電設備を有する施設が着実に増加しており、目標達成見込み。<br>・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めている。令和8年3月時点で策定された都道府県は1件であるものの、都道府県ヒアリングや当該計画を策定する支援業務の活用状況から、大半の自治体が目標年度であるR9年度の策定に向けて着実に検討を進めている。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ・指標2リサイクル率について、環境省では、一般廃棄物の適正処理・3Rを推進するため、3つのガイドライン（①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針）を市町村に示す等の取組を進めてきた。<br>・リサイクル率の分母にあたる廃棄物排出量、分子にあたる総資源化量ともに近年微減傾向にあり、結果として20%程度で横ばいで推移している。総資源化量の減少は特に紙類の減少に起因している。また、総資源化量のうち中間処理後再生利用量（市町村等が処理をして資源化された量）、集団回収量（市民団体等による回収量（市町村等把握分））、及び直接資源化量（再生業者に引き渡した量）は減少傾向にある。<br>・今後、民間における再資源化等の状況や、金属類、ガラス類等、個別の品目毎の動向等についても更なる分析を行い、リサイクル率向上のための有効な対策を検討・実施し、一般廃棄物の資源循環に資する取組を後押しする必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ・一般廃棄物の適正処理・3Rを総合的に推進することが重要であるとの認識に立ち、市町村の取組を支援すべく様々な対策を実施する。<br>・財政的支援としては、引き続き循環型社会形成推進交付金等による廃棄物処理施設の整備を推進する。また、技術的支援としては、3つのガイドライン（①一般廃棄物会計基準②一般廃棄物処理有料化の手引き③市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針）のうち、①と②を令和3年度に改訂し、③については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行等の廃棄物・資源循環分野の情勢を踏まえ、標準的な分別区分の提示などを含む改訂を令和6年度に行った。今後は3つのガイドライン等の更なる普及等に努め、市町村の3Rの取組支援を行う。<br>・上記に加え、リサイクル率の向上のため、リサイクル率が横ばいになっている要因分析を更に進めるとともに、廃棄物排出量の削減及び優良事例の周知等を始めとする再生利用量の増加のための取組を今後より一層推進する。<br>・また、災害時においても、市町村が廃棄物の適正処理・再生利用ができるよう災害廃棄物対策を推進する。<br>・上記の取組を通じて、測定指標に掲げた目標値の達成を目指す。<br>・長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合については、長期広域化・集約化計画の策定を令和6年3月付けの通知にて、令和9年度末までに策定を求めているものであり、令和8年3月時点で策定された都道府県は1件である。今後の策定状況を踏まえてフォローアップ等行っていく。 |
| | | 【測定指標】 | 適切に測定できていることから、変更しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>中央環境審議会循環型社会部会等 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・一般廃棄物処理行政の政策立案や政策実施後の処理の動向を確認することを目的として、全国の市区町村等に対して、排出量、処理量、処理施設の整備状況、ごみ処理事業経費等の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を行なった結果、各指標の目標に対して相当程度進展していたことを確認した。これは目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>・市町村等が実施する、廃棄物の発電や熱回収等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備を循環型社会形成推進交付金等において支援した。これは目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 日本の廃棄物処理（令和6年度版） | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑮　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　4－4　　産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） | 担当部局名 | 環境再生・資源循環局　廃棄物規制担当参事官室<br>環境再生・資源循環局　資源循環課 | | |
| 施策の概要 | ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。<br>・爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理の推進<br>・特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制の推進 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | ・産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等について施策の総合的かつ計画的推進を図る。<br>・有害物質等を含む廃棄物の適正管理の実現<br>・廃棄物等の不適正な越境移動の防止の実現 | 政策体系上の位置付け | 4. 資源循環政策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 産業廃棄物の排出量（百万トン） | 379 | H24年度 | 374 | R12年度 | － | － | － | － | － | ― | ― | 第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定 | ― |
| | | | | | 374 | 367 | （速報値）359 | 集計中 | － | ― | ― | | |
| 2 産業廃棄物の出口側の循環利用率（%） | 36 | H25年度 | 37 | R12年度 | － | － | － | － | － | ― | ― | 第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定 | ― |
| | | | | | 37 | 37 | 集計中 | 集計中 | － | ― | ― | | |
| 3 産業廃棄物の最終処分量（百万トン） | 13 | H24年度 | 8 | R12年度 | － | － | － | － | － | ― | ― | 第五次循環型社会形成推進基本計画において設定された目標と整合する目標値を設定 | ○ |
| | | | | | 9 | 8.5 | （速報値）8.5 | 集計中 | － | ― | ― | | |
| 4 PCB廃棄物（変圧器類・コンデンサー類）の処理（台） | － | － | 396000 | R7年度 | － | － | － | 396,000 | － | ― | ― | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。 | ○ |
| | | | | | 393,390 | 395,111 | 395,474 | 396,305 | － | ― | ― | | |
| 5 PCB廃棄物（安定器・汚染物）の処理（t） | － | － | 22200 | R7年度 | － | － | － | 22,200 | － | ― | ― | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及びPCB廃棄物処理基本計画に沿って、令和7年度までにPCB廃棄物を全量処理する。 | ○ |
| | | | | | 19,687 | 20,779 | 21,230 | 21,453 | － | ― | ― | | |
| 6 産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率（%） | 60 | R4年度 | 75 | R12年度 | － | － | － | － | － | ― | ― | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | ○ |
| | | | | | 60 | 62 | 65 | （速報値）67 | － | ― | ― | | |
| 7 産業廃棄物の最終処分場の残余年数（年） | － | － | 17 | R12年度 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | ― | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | ○ |
| | | | | | 20 | 20.3 | 集計中 | 集計中 | － | ― | ― | | |
| 8 目標期間内にバーゼル条約締約国会議（COP）で採択される、拠出プロジェクト関連のガイドライン等数（件） | 2 | H28～R2年度 | 3 | R4年度からR9年度の6年度間 | － | － | － | － | － | ― | ― | 締約国等が各国の規制等の重要な指針とする各種ガイドラインに、我が国の経験や知見を適切に盛り込むことで、先進国としての責務を果たすことにつながるため。目標値は、近年の締約国会議での成果を踏まえ、最大水準に設定。（以前の目標は、平成28～令和2年度の5年度間に4件以上に対し、実績2件） | ○ |
| | | | | | 2 | 1 | 0 | 1 | － | ― | ― | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9 | バーゼル条約違反の輸出について我が国が輸出国から通報を受領した件数（件） | 9 | H26年度 | 3 | 毎年度 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | ― | 当該通報件数は、事業者への制度に係る普及啓発や水際対策の効果を測る指標となるため。目標値は、所要の措置に必要な期間を勘案し、直近実績（平成26年度、9件）を基準値とした上で、当面半数よりも低くなる目標にしたもの。 | ○ |
| | | | | | | 0 | 1 | 1 | 1 | － | － | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 廃棄物処理施設整備費補助（平成12年度） | 4,5,7 | 4842 | (5) | 産業廃棄物等処理対策推進費（平成2年度） | 1,2,3 | － | (9) | 廃棄物等輸出入適正化推進費（平成8年度） | 8,9 | 4859 | (13) | ― | ― | ― | (17) | ― | ― | ― |
| (2) | PCB廃棄物適正処理対策推進事業（平成13年度） | 4,5 | 4854 | (6) | 動静脈連携による資源循環情報活用推進費（令和6年度） | 1,2,3,6 | 5011 | (10) | 産業廃棄物等処理対策等対策強化費（平成2年度） | 1,2,3 | 0132 | (14) | ― | ― | ― | (18) | ― | ― | ― |
| (3) | PCB廃棄物対策推進費補助金（平成13年度） | 4,5 | － | (7) | 産業廃棄物処理業における優良取組推進費（平成16年度） | 1,2,3,6 | 4849 | (11) | 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業（平成19年度） | 3 | － | (15) | ― | ― | ― | (19) | ― | ― | ― |
| (4) | 廃棄物処理システム開発費（平成13年度） | 1,2,3 | － | (8) | 課題対応型産業廃棄物処理施設運用支援事業（平成29年度） | 7 | 4864 | (12) | 産業廃棄物等処理対策推進費（平成2年度） | 1,2,3 | － | (16) | ― | ― | ― | (20) | ― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ・産業廃棄物の排出量は既に目標達成しており、ますますな進展がみられるが、最終処分量は微減傾向であり、令和12年度の目標達成に向け引き続き取り組む。<br>・産業廃棄物の出口側の循環利用率はすでに目標達成しており、引き続き令和12年度までますますの発展に取り組む。<br>・産業廃棄物の最終処分場の残余年数は既に目標達成しており、引き続き令和12年度まで維持していく。<br>・指標４，５については、届出された全ての高濃度PCB廃棄物の処理をJESCOにて令和8年3月末に完了し、目標としていた令和7年度までの全量処理を達成した。<br>・産業廃棄物処理委託量に対する電子マニフェストの捕捉率は、令和12年度の目標達成に向けて着実な進展が見られる。<br>・指標８，９については、すでに目標達成しており、引き続き令和12年度まで維持していく。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | 目標達成に向けて順調に進んでいるので特にない。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ・現在の施策を継続する。<br>・指標４，５については、届出された全ての高濃度PCB廃棄物の処理をJESCOにて令和8年3月末に完了した。今後少量かつ散発的に発見される高濃度PCB廃棄物については、基準を満たした民間の施設で適正に処理を行う。<br>一方、低濃度PCB使用製品についてはまだ多く残存していると考えられるため、PCB特別措置法の改正により、低濃度PCB使用製品の届出・管理等の制度を新設し、所在の把握等を進める。<br>上記の取り組みにより、低濃度PCB使用製品（推計約30万台）が今後廃棄物となった後の速やかな処理を推進する。これを次期以降の目標とする。 |
| | | 【測定指標】 | ・現在設定している目標を継続する |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞ | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等の推進や人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物の適正な処理を目的とする本施策において、実態調査等を通して、産業廃棄物の排出量の減少や出口側の循環利用率の向上等が確認されている。これにより、本施策は、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>まず、管理に特別な注意を払うことが求められるPCB廃棄物の処理の推進は、都市における環境上の悪影響の軽減に確実に貢献するものでもあるため、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に資するものとなっている。また、本施策を通じて、廃棄物処理法の法目的でもある、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることは、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」、目標11番「住み続けられるまちづくりを」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に資するものである。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 産業廃棄物排出・処理状況調査等、廃棄物等循環利用量実態調査 | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑯　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　４－５　　廃棄物の不法投棄の防止等 | 担当部局名 | 環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室 | | |
| 施策の概要 | ・廃棄物の処理に伴い環境保全上の支障が生じた場合における当該支障の除去の推進 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | ・不法投棄等による生活環境保全上の支障等のない社会の実現 | 政策体系上の位置付け | 4. 資源循環政策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）第5章等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件） | 90 | H26年度 | 50 | R7年度 | 50 | 50 | 50 | 50 | － | － | ― | 廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄等の拡大防止策や支障の除去等を推進しているため。目標値については、26年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：100件→50件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。 | × |
| | | | | | 72 | 66 | 76 | 集計中 | － | － | ― | | |
| 2 年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件） | － | － | 6 | R9年度 | － | 13 | 13 | 12 | 6 | 6 | ― | 特定支障除去等維持事業の各計画期間に基づき設定。 | ○ |
| | | | | | － | 13 | 13 | 12 | － | － | ― | | |
| 3 産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件） | 143 | H27年度 | 100 | R7年度 | 100 | 100 | 100 | 100 | － | － | ― | 廃棄物処理法の厳格な執行等により、不法投棄の未然防止策を推進しているため。目標値については、27年度時点で前倒しで目標を達成したことから、更に高い目標を設定（令和2年度：150件→100件）したが、未達のため、目標年度を令和7年度に延長。 | △ |
| | | | | | 134 | 100 | 106 | 集計中 | － | － | ― | | |
| 4 クリアランス物のトレーサビリティが確保できていない事案（件） | － | － | 0 | 毎年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ― | クリアランス物が適正に取り扱われるためには、そのトレーサビリティを確保することが必要不可欠であるため、全てのクリアランス物に関しトレーサビリティを確保することを目標として設定。 | ○ |
| | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | － | － | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 不法投棄等未然防止・事案対策費（平成10年度） | 1,2,3 | 4858 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) 水銀廃棄物等適正管理等推進費（平成26年度） | 4 | 4856 | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (3) | – | – | – | | (7) | – | – | – | | (11) | – | – | – | | (15) | – | – | – | | (19) | – | – | – |
| | (4) | – | – | – | | (8) | – | – | – | | (12) | – | – | – | | (16) | – | – | – | | (20) | – | – | – |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり | |
| | | （判断根拠） | ・クリアランス物のトレーサビリティが確保されており、目標を達成している。<br>・不法投棄関係について、「年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）」は目標を達成し、「産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）」は概ね目標を達成している。<br>なお、当該指標については、R7年度の実績値は集計中であるため、R6年度の実績値で判断した。 | |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | 不法投棄関係について、「年度末における特定支障除去等維持事業の完了件数（件）」以外は目標を達成できなかったが、「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数（件）」については、当該「76件」における都道府県等の各対応については、21件が支障のおそれの防止措置、7件が周辺環境モニタリング、48件が状況確認のための立入検査等を実施又は実施予定である。また、これらのうち、都道府県等から不法投棄・不適正処理の行為者や排出事業者に対し措置命令が発出された事案は44件であり、そのうち、7件が行政代執行による支障のおそれの防止措置等に着手している。<br>「産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数（件）」については、当該「106件」における都道府県等の各対応については、1件が支障のおそれの防止措置、8件が状況確認のための立入検査等を実施又は実施予定である。また、その他については、現時点では支障等は生じていない事案や支障等を調査中の事案であり、現状必要な対応はとられていると考えるが、引き続き、目標達成に向けて関係自治体と連携していく。 | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 「支障等がある産業廃棄物の不法投棄等の残存件数」と「産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数」について、令和2年度に目標値の見直し（更に高い目標設定）を行ったものの目標を達成出来ていないことから、目標年度を令和8年度まで延長し、引き続き、目標達成に向けて現在の施策を継続する。 | |
| | | 【測定指標】 | （測定指標1）<br>令和2年度に目標値の見直し（更に高い目標設定）を行ったものの目標を達成出来ていないことから、目標年度を令和8年度まで延長する。<br>（測定指標2）<br>令和7年度から令和8年度にかけて、対象事業数は減る見込みであったが、関係自治体の事業計画の延長により、対象事業の件数が増加。<br>（測定指標3）<br>令和2年度に目標値の見直し（更に高い目標設定）を行ったものの目標を達成出来ていない年度もあることから、目標年度を設定せず、年間100件を当面の間維持することとする。<br>（測定指標4）<br>適切に測定できていることから、変更しない | |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞ | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>マニフェスト制度の徹底及び罰則等の法的措置や、都道府県等によるパトロールなどの「未然防止」、廃棄物処理法に基づく監督・指導による不法投棄と不適正処理の「拡大抑制」を行うとともに、発生した不法投棄等事案のうち生活環境保全上の支障又はおそれがある場合は、措置命令等で排出事業者責任を徹底してきた。この取組は、排出事業者に適正な廃棄物の管理を促し（「つかう責任」の意識醸成。）、目標12番「つくる責任　つかう責任」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>廃棄物処理法による不法投棄・不適正処理を起こさせない体制や生活環境保全上の支障又はそのおそれの速やかな除去など取組は、目標14番「海の豊かさを守ろう」や目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に間接的に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 産業廃棄物不法投棄等実態調査 | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑰　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　４－６　　浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理 | 担当部局名 | 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 | | |
| 施策の概要 | 環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 人口分散地域等に最適な汚水処理施設である浄化槽の普及推進を通して、政府目標である令和8年度の汚水処理施設整備の概成（汚水処理人口普及率95%）の実現のみならず、それ以降の各地域の状況を踏まえた汚水処理整備に取り組み、生活排水の適正な処理による持続的な水環境の保全を図る。 | 政策体系上の位置付け | 4. 資源循環政策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）　「第3章 国土強靱化の推進方針　2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針　(11)環境　⑬」<br>廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）　「3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき事業の概要」<br>第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)第4章等 | | | | |

| 測定指標 | | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率（%）＝浄化槽整備区域内の合併浄化槽使用人口/浄化槽整備区域内の全人口 | 53 | H29年度 | 73 | R9年度 | 70 | 71 | 72 | － | － | 73 | ― | 浄化槽による水環境の保全を図るにあたっての指標として、浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率を設定した。<br>残存する単独処理浄化槽について、合併処理浄化槽への転換を推進するため、令和5年に閣議設定された廃棄物処理施設整備計画においても同様の試算が行われている。 | × |
| | | | | | | 61 | 61 | 63 | 集計中 | － | － | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 浄化槽対策推進費（平成16年度） | 1 | 4866 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) ― | ― | ― | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |
| (3) ― | ― | ― | (7) ― | ― | ― | (11) ― | ― | ― | (15) ― | ― | ― | (19) ― | ― | ― |
| (4) ― | ― | ― | (8) ― | ― | ― | (12) ― | ― | ― | (16) ― | ― | ― | (20) ― | ― | ― |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ④進展が大きくない | |
| | | （判断根拠） | ・所定の目的を達成するために循環型社会形成推進交付金等の補助金交付を前年から引き続き実施し、令和6年度の浄化槽人口普及率が前年度と比較して1.1ポイント上昇した。一方、目標値に対する令和6年度の実績値は約－10ポイントと達成に至らなかった。 | |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ・令和6年度末に実施した特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改定や、令和7年度からの特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対する少人数高齢者世帯への交付金基準額の増額等補助メニューの拡充については、施策開始後初期の段階であり、合併処理浄化槽への転換促進に即座につながらなかった可能性が考えられる。施策による効果については令和7年度末時点のデータの更新状況を確認しつつ、引き続き検証していく必要がある。 | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ・令和6年度末に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を改定し、特定既存単独処理浄化槽判定の基準を定量的に示した。今年8月には指針改定後初の測定指標の実績値を公表する予定であり、実績値の推移を確認しつつ、特定既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換整備が進むように、指針の周知等に取り組む。 | |
| | | 【測定指標】 | ・引き続き、合併処理浄化槽の普及促進を図るべく、廃棄物処理施設整備計画に掲げる試算値である浄化槽整備区域内の合併処理浄化槽人口普及率73%(令和9年度）の達成に向けた施策を推進する。 | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞ | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・そのまま放流すると生活環境に悪影響を及ぼすことのある生活雑排水を処理する合併処理浄化槽への転換が着実に進捗した。当該取組によって、目標6番「安全な水とトイレを世界中へ」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>・生活雑排水を処理する合併処理浄化槽の導入を進めた。当該取組によって、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の「11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | 「平成24～令和6年度末の汚水処理人口普及状況について」（農林水産省、国土交通省、環境省調べ）<br>「平成25年～令和7年度　浄化槽の指導普及に関する調査」（環境省調べ） | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑱　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　4－7　　大規模災害等の教訓を踏まえた災害廃棄物対策 | 担当部局名 | 環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室災害廃棄物対策室 | | |
| 施策の概要 | 災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための対策を推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、平時の備えから大規模災害発生時の対応も含めた対策の推進を図る。 | 政策体系上の位置付け | 4. 資源循環政策の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）5．4．2等<br>・廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）2．（5）等<br>・国土強靱化基本計画　（令和5年7月28日閣議決定）第3章等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 市町村における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%） | 8 | H25年度 | 100 | R12年度 | 45 | 85 | 90 | 95 | 98 | 100 | － | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | ○ |
| | | | | | 80 | 86 | 90 | 調査前 | － | － | － | | |
| 2 ごみ焼却施設における老朽化対策率(%) | 77 | H25年度 | 85 | R7年度 | 85 | 85 | 85 | 85 | － | － | － | 廃棄物処理施設整備計画<br>国土強靱化基本計画 | ○ |
| | | | | | 88 | 87 | 87 | 調査前 | － | － | － | | |
| 3 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域における災害廃棄物処理に関する計画策定率（%） | 51 | R3年度 | 70 | R7年度 | 55 | 70 | 70 | 70 | － | － | － | 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画 | ○ |
| | | | | | 66 | 78 | 86 | 調査前 | － | － | － | | |
| 4 市町村の災害廃棄物処理計画における水害の想定率(%) | 23 | R2年度 | 60 | R12年度 | － | 35 | 40 | 45 | 50 | 55 | － | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | × |
| | | | | | 31 | 34 | 35 | 調査前 | － | － | － | | |
| 5 災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率（%） | 都道府県91<br>市町村21 | R2年度 | 都道府県100<br>市町村60 | R12年度 | － | 都道府県100<br>市町村30 | 都道府県100<br>市町村35 | 都道府県100<br>市町村40 | 都道府県100<br>市町村45 | 都道府県100<br>市町村50 | － | 第五次循環型社会形成推進基本計画 | × |
| | | | | | 都道府県96<br>市町村27 | 都道府県96<br>市町村30 | 都道府県96<br>市町村33 | 調査前 | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業（平成26年度） | 1,2,5 | 4845 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金等（昭和49年度） | 3,4 | 4841 | | (6) － | － | － | | (10) － | － | － | | (14) － | － | － | | (18) － | － | － |
| | (3) 廃棄物処理施設災害復旧事業（平成23年度） | － | 4844 | | (7) － | － | － | | (11) － | － | － | | (15) － | － | － | | (19) － | － | － |
| | (4) － | － | － | | (8) － | － | － | | (12) － | － | － | | (16) － | － | － | | (20) － | － | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり | | |
| | | （判断根拠） | 測定指標1,2,3において令和6年度目標達成（令和7年度は調査前）。測定指標4,5においては進展があったものの令和6年度目標未達（令和7年度は調査前）。測定指標4、5については、後述する廃棄物処理法改正案により自治体への支援体制強化を図ることとしており、措置予定の専門支援機関を活用することで、目標年度（令和12年度）の目標値は達成の見込み。 | | |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | 測定指標4について、これまでの処理計画は地震被害が主に想定されていたが、昨今の災害の状況を踏まえ、水害時に迅速に対応できるよう水害の想定率を処理計画の対象に加える必要がある。また、測定指標5について、事前の備えとして自治体では災害廃棄物処理計画を策定しているが、計画の実効性向上のためには、発災時の対応手順を訓練等により日頃から確認しておくといった対応が、発災時の迅速な災害廃棄物処理体制の構築に有効である。<br>一方、自治体のマンパワー不足や専門知識の不足等により、災害廃棄物処理計画における水害の想定率や教育・訓練の実施率については、令和6年度の目標達成度合いが伸び悩んだことが実態調査により明らかになった。それを踏まえ、令和8年3月には「環境省設置法の一部を改正する法律案」を国会に提出し、地方環境事務所の災害廃棄物対策体制の拡充を図るとともに、令和8年4月には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出し、平時・発災時の自治体の災害廃棄物対策を支援する専門支援機関の措置等を検討している。この専門支援機関を活用し、職員のレベルに応じた支援・受援に関する研修・訓練の標準カリキュラムを作成すること等により支援を進めていく。合わせて、中小規模自治体における災害廃棄物処理計画策定に関する支援の強化や、策定済みの計画についてもこれまでの災害で得られた知見を踏まえ、実効性確保を目的とした見直しを実施していくことが必要となっているところ、地方事務所の職員や専門支援機関を活用しつつ、近年の災害対応から得た課題を踏まえた災害廃棄物処理体制の構築を図っていく。 | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ・近年の災害対応から得た課題を踏まえた、災害廃棄物処理計画等の策定・充実及び実効性向上や災害廃棄物処理体制の構築を図り、災害廃棄物処理の更なる迅速化の取組を進めていく。 | | |
| | | 【測定指標】 | ・測定指標1、4、5については、目標達成に向けて着実に進展しており引き続き実施する。<br>・測定指標2については、目標年次に達した且つ、目標達成したため、令和8年度以降は指標を設定しない。<br>・測定指標3については、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定めるR7年度の目標年次に達した且つ、目標達成したため、令和8年度以降は指標を設定しない。 | | |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>災害廃棄物対策推進検討会　等 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・令和6年能登半島地震をはじめとする災害の発災時に、大量に発生した災害廃棄物や被災地で日々発生するし尿・生活ごみを、全国の市町村や民間事業者等（災害廃棄物処理支援ネットワーク等）の連携・協力による人的支援・収集運搬支援等によって、適正かつ迅速に処理すること、また、そのための平時からの備えを進めることで、被災地の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図っており、目標3番「全ての人に健康と福祉を」や、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>・災害廃棄物の適正な処理の推進、更なる循環利用及び処理事業の効率化を進めるために、基準や指針等を見直すことで、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 | |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 災害廃棄物処理対策の取組状況等の調査結果　等 | | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　⑲　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　５－１　　基盤的施策の実施・国際的取組 | 担当部局名 | 自然環境局<br>自然環境計画課<br>生物多様性センター | | |
| 施策の概要 | 生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、生物多様性の主流化に向けた取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）第1部等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 | 90% | R4年度 | 90% | R12年度 | －<br>90% | －<br>88% | －<br>87% | －<br>79% | 90%<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合 を90%にすることを目標と設定しているため。<br>※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。 | × |
| 2 生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合 | 56% | R4年度 | 60% | R12年度 | －<br>56.3% | －<br>61.8% | －<br>57.7% | －<br>54.3% | 58.0%<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げており、2030年度までに生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合を60%にすることを目標と設定しているため。<br>※各年度の実績値は、世論調査またはインターネット調査の結果であり、調査方法が同一ではないため、単純比較をすることはできない。 | △ |
| 3 衛星植生図の整備割合 | 0% | R7年度 | 100% | R11年度 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 20%<br>20% | 40% | 60% | 80% | 自然環境の基盤情報である植生図について、最新情報を必要とする企業等のニーズや自然共生サイト等のネイチャーポジティブ活動に対応するため、速報性を重視した衛星植生図をR7年度から5年間で着実に全国整備することが必要であるため。 | ○ |
| 4 生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合 | 10% | R4年度 | 30% | R12年度 | －<br>10% | －<br>10% | －<br>10% | －<br>11% | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 生物多様性国家戦略2023-2030における行動計画において、生物多様性地域戦略の策定の推進を掲げており、2030年度までに策定市区町村の割合を30%にすることを目標と設定しているため。 | △ |
| 5 生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合 | 74% | R元年度 | 90% | 令和7年度 | －<br>－ | －<br>83% | －<br>82% | 90%<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 生物多様性国家戦略2023-2030（基本戦略3）における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、開示に取り組む企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため。<br>※経団連自然保護協議会の企業の生物多様性への取組に関するアンケート | △ |

| 測定指標 | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|
| 6 生物多様性保全に係る国際的取組の状況 | 生物多様性保全のための国際的な取組の推進 | － | 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム（IPBES）の地球規模評価報告書に示されたとおり、生物多様性の損失に対処するには経済システムや貿易といった国際的に協調・連携した取組の推進が不可欠であり、こうした観点から世界目標である昆明・モントリオール生物多様性枠組の進捗を測る指標などの仕組みについて議論されているため。 | ○ |
| 7 生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施 | 定期的な点検・評価の実施を通じた、生物多様性国家戦略の着実な実施及び改善 | － | 生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていることに加え、生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成状況を把握するにあたり、生物多様性条約の各締約国は、同枠組を踏まえて策定した生物多様性国家戦略の実施状況について、同条約のCOP16で設定された指標を用いて評価し、国別報告書として報告することが求められているため。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 生物多様性保全等のための基盤的事業費（平成20年度） | 1,2,4,6,7 | 004875 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) 生物多様性保全等のためのモニタリング等事業費（昭和48年度） | 3,6 | 004870 | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |
| (3) ネイチャーポジティブ（NP）の実現に向けた生物多様性保全等のための国際協力・ルール先導推進費（平成19年度） | 5,6,7 | 004877 | (7) ― | ― | ― | (11) ― | ― | ― | (15) ― | ― | ― | (19) ― | ― | ― |
| (4) 国際分担金等経費（昭和54年度） | 6 | 004869 | (8) ― | ― | ― | (12) ― | ― | ― | (16) ― | ― | ― | (20) ― | ― | ― |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり | |
| | | （判断根拠） | ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞（指標1、指標2，指標5）<br>・約80%の国民が生物多様性の保全に貢献する何らかの取組の実施意向を持っているほか、50%以上の国民が生物多全につながる活動を既に実施しているが、いずれも基準値を下回った。基準値を下回ったものの、以下2つの取組等により、目標達成に向けて着実に進展している。<br>・環境省が事務局である「2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」において、多様なセクターと連携・協働し、生物多様性の主流化に向けた取組を進めた。J-GBFの構成団体を通じて「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を呼びかけた結果、令和6年度末で699件だった宣言数が、令和8年4月末時点には1,100を超えるまでに急伸した。<br>・環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の4省連名で策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」を踏まえ、令和7年7月に同戦略のロードマップを策定した。これに基づき、企業のネイチャーポジティブ経営への移行参画を促進するため、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）やネイチャーポジティブ経営等に係るワークショップ開催、開示支援モデル事業のほか、TNFDとの共同研究や関連資料の翻訳等を実施。これまでのところ、TNFDのアダプター企業数は我が国が222社(令和8年4月時点)と世界最多となっている。<br><br>＜衛星植生図の整備割合＞<br>・衛星植生図について、令和7年度から整備を開始した。令和7年度に日本全域の衛星画像データの収集と前処理を完了し、四国や沖縄などを対象とした整備を進めた（計約20%）。<br><br>＜生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合＞<br>生物多様性地域戦略については、令和8年1月時点で47都道府県及び187市区町村（政令指定都市含む）合計234の地方公共団体において策定されている。<br><br>＜生物多様性保全に係る国際的取組の状況＞<br>以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献した。<br>・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）に係る情報に関して、国内連絡会を通じて専門家・関係省庁等に共有するとともに、第12回総会結果報告会やシンポジウム等を通じて一般市民にも共有した。<br>・昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約の補助機関会合等に参加し、同枠組のレビューメカニズム等に関する交渉を行った。<br><br>＜生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施＞<br>・令和4年12月に採択された生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定した。同戦略の実施状況の中間評価及び生物多様性条約の国別報告書の作成・提出に向けて、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行い、2030年ネイチャーポジティブの実現に向けた方向性等を示す中間提言を有識者検討会において取りまとめ、令和7年10月に公表した。また、同提言等を踏まえ、国家戦略の実施状況の中間評価及び国別報告書を取りまとめ、令和8年2月に公表・提出した。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞（指標1、指標2，指標5）<br>・生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合、生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合は、当該活動の分かりづらさや費用がかかることへの懸念から、いずれも減少傾向にある。様々な主体間での連携や、民間企業による参画の推進等を通じて、一人一人の生活と自然の結びつきをより明確なものとした情報を発信する必要がある。<br><br>＜生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合＞<br>・生物多様性地域戦略については、すべての都道府県で策定済だが、市区町村においては、策定数が年々増加はしているものの、前提となる知識や情報の不足等の理由により全体の10%程度の策定となっている。地域における生物多様性保全を推進するためには、生物多様性地域戦略の果たす役割は重要であることから、策定の促進に向けて、引き続き、技術的支援等を行いつつ、形成された事例の普及や発信を進める必要がある。 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 結果 | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ＜生物多様性に関する各界各層への普及啓発＞（指標1、指標2，指標5）<br>・令和4年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえて、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることが世界的な使命となっている。また、令和7年7月に策定した「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を踏まえ、生物多様性の主流化に向け、多様なセクターと連携し、各団体が有する広いネットワークと現場とのつながりを最大限に活用し、ネイチャーポジティブ実現に向けた様々な主体の取組促進、連携の支援を行う。<br><br>＜衛星植生図の整備割合＞<br>生物多様性保全施策の基盤情報となる衛星植生図について、令和7年度から令和11年度までの5年間で全国整備をおこない、令和12年度に全国分を一斉公開する予定。<br><br>＜生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合＞<br>・生物多様性地域戦略については、未策定の市区町村において実行性のある地域戦略の策定が進むよう、令和5年度に改定した手引きを活用しながら、引き続き、技術的支援を行う。<br><br>＜生物多様性保全に係る国際的取組の状況＞<br>以下の国際会議への参加等を通じて我が国の取組や知見を発信し、世界の生物多様性の保全に貢献する。<br>・IPBES（生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム）総会。<br>・生物多様性条約締約国会議、昆明・モントリオール生物多様性枠組の実施に向けた生物多様性条約の補助機関会合等。<br><br>＜生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施＞<br>・引き続き、昆明・モントリオール生物多様性枠組を踏まえた生物多様性国家戦略2023-2030について、実施状況の点検・評価を実施し、結果等を踏まえて各種施策の取組を改善するとともに、必要な情報を収集・整備・提供していく。 |
| | | 【測定指標】 | ＜生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合＞<br>「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、「生物多様性の保全につながる活動への意向を示す人の割合」を指標としており、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促すことを掲げているため、適切な測定指標であると考えられる。<br>＜生物多様性の保全につながる活動を既に実施している人の割合＞<br>「生物多様性国家戦略2023-2030」の行動計画において、指標の一つとして設定しており、引続き、生物多様性の主流化及び国民や企業等を対象とした行動変容に向けた取組・検討を実施する上で適切な測定指標であると考えられる。<br>＜衛星植生図の整備割合＞<br>生物多様性保全施策の基盤情報となる衛星植生図について、着実に実施できていることから指標を変更しない。<br>＜生物多様性地域戦略の策定市区町村の割合＞<br>生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域に根差した様々な取組・努力に支えられていることから、地方公共団体の主体的な取組状況を図る本指標を継続することが妥当であると考え、2030年度の30%の達成に向けて、引き続き、技術的支援を行う。<br>＜生物多様性の配慮に関する情報開示を行っている大企業等の数又は割合＞<br>生物多様性国家戦略2023-2030（基本戦略3）における行動目標や、ネイチャーポジティブ経済移行戦略において、企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく情報開示を促すことを掲げており、今後の国際的な開示動向を見据え、情報開示に取り組む大企業の数又は割合は、今後も重要な指標であると考えられるため、引き続き経団連自然保護協議会が実施する「企業の生物多様性への取組に関するアンケート」における情報開示に関する割合を指標として設定し、継続して開示支援等を行う。（目標年限も令和12年（2030年）まで延長する）。<br>＜生物多様性保全に係る国際的取組の状況＞<br>「生物多様性保全に係る国際的取組の状況」から変更しない。「昆明・モントリオール生物多様性枠組」のターゲットは23個と2010年の愛知目標より拡大しており、特定の数値により進捗を測定することは困難であるため。ターゲット以外においても、能力開発に関する専門家会合への日本からの有識者派遣や生物多様性日本基金を活用した貢献など、国際議論への貢献に資するアプローチは多岐にわたる。このため、日本としての世界目標への貢献も含めて総合的に評価することが望ましい。<br>＜生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施＞<br>「生物多様性国家戦略の進捗状況の点検・評価の実施」から変更しない。生物多様性国家戦略において同戦略の点検や評価の実施について定めていること等から、適切な指標設定と考えられるため。<br>また、政策評価に関する有識者会議意見を踏まえ、令和8年度以降「身近な生き物を含む生物調査に係る件数」を指標として追加する。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ・令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、身近な生き物について指標化してほしい旨のご指摘があったことを受け、令和8年度事前分析では「身近な生き物を含む生物調査に係る件数」を指標として追加する。<br><br>＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>・生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討に当たり検討会やヒアリングの実施等を通して学識者の知見を活用した。<br>・生物多様性条約の国際会議対応にあたり、有識者派遣の会議派遣や、ヒアリングの実施等を通じて学識者の知見を活用した。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・昆明・モントリオール生物多様性枠組や生物多様性国家戦略2023-2030に基づき、国際、国内、地域、様々な主体といったあらゆる階層における生物多様性保全に向けた取組を総合的に推進した。また、これらの取組による効果を点検・評価するために、基盤情報となる植生図の整備や我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討を行った。これらにより、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさを守ろう」の達成に貢献できた。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>・生物多様性国家戦略2023-2030では、重視する要素として生物多様性と気候危機の同時解決を掲げており、このことを踏まえた生物多様性地域戦略策定への技術的支援や自然を活用した解決策（NbS）の地域実装を推進しており、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。また、2024年に策定したネイチャーポジティブ経済移行戦略においては、天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を含む企業のバリューチェーンにおけるネイチャーポジティブに向けた取組を促進しており、目標12「つくる責任 つかう責任」に貢献している。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ・生物多様性国家戦略2023-2030<br>・生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価2028（JBO4：Japan Biodiversity Outlook 4）に向けた中間提言<br>・生物多様性国家戦略2023-2030の実施状況の中間評価<br>・生物多様性条約第7回国別報告書 | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　R7　－　⑳　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　5－2　自然環境の保全・再生 | 担当部局名 | 自然環境局<br>自然環境計画課<br>国立公園課 | | |
| 施策の概要 | 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化することで、自然環境の保全・再生を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | ・国立・国定公園の大規模拡張をはじめとした保護地域の拡張と管理の質の向上<br>・自然共生サイト認定の促進<br>・国の制度等に基づき管理されている地域のうちOECM該当地域の整理<br>・海域におけるOECMの設定に関する検討 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）第1部等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数 | － | － | 1 | 毎年度 | 11地区 | 10地区 | 8地区 | 3地区 | － | － | － | 国立・国定公園区域及び公園計画の見直しを着実に実施することが目標の達成に寄与するため、測定指標として選定した。なお、目標値は、新規指定及び大規模拡張作業の進捗状況や各国立・国定公園の点検状況及び地域の実情を踏まえ、年度始めに見直しが必要な地区を見直し計画として定め、目標値を設定することとしている。 | × |
| | | | | | 11地区（100%） | 10地区（100%） | 6地区（75%） | 2地区（67%） | － | － | － | | |
| 2 自然共生サイト認定登録数 | 0 | R5 | 500 | R8 | － | 100 | － | － | 500 | － | － | 生物多様性国家戦略2023-2030に基づいた30by30目標達成に向けては、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）の設定・管理の推進が鍵である。OECMのうち、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域（企業緑地、里地里山等）については、自然共生サイト認定や生物多様性増進活動促進法（令和6年法律第16号）に基づく増進活動実施計画等の認定により、OECMとしての設定・管理を進めることとしていることから、指標として選定した。また、これまでの認定数の進捗状況を踏まえて目標値を設定した。 | ○ |
| | | | | | － | 184 | 328 | 569 | － | － | － | | |
| 3 我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合 | 20.5% | R5 | 30.0% | R12 | － | － | － | － | － | － | － | 生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。 | － |
| | | | | | － | 20.5% | 20.8% | 21.0% | － | － | － | | |
| 4 我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合 | 13.3% | R5 | 30.0% | R12 | － | － | － | － | － | － | － | 生物多様性国家戦略2023-2030において、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標の達成」を掲げているため。 | － |
| | | | | | － | 13.3% | 13.3% | 13.3% | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) OECMを活用した健全な生態系の回復及び連結促進事業（令和5年度） | 1,2, 3, 4, 5 | 004877 | (5) 世界自然遺産等保全対策費（平成4年度） | 8 | 004893 | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 自然環境保全地域等保全対策事業（平成22年度） | 8 | 004885 | (6) 国立公園等管理等事業費（令和5年度） | 1 | 004889 | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (3) サンゴ礁生態系保全対策推進費（平成30年度） | 3,7 | 004881 | | (7) | ― | ― | ― | (11) | ― | ― | ― | (15) | ― | ― | ― | (19) | ― | ― | ― |
| | (4) 放射線による自然生態系への影響調査費（平成28年度） | 7 | 004874 | | (8) | ― | ― | ― | (12) | ― | ― | ― | (16) | ― | ― | ― | (20) | ― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | 新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数については、令和7年度は上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）の公園計画の見直し、並びにニセコ積丹小樽海岸国定公園の公園区域及び公園計画の見直しを実施した。<br>自然共生サイトの認定件数については、令和8年度中に500件以上を目標としていたところ、令和7年度末時点で569件を認定しており、目標を大きく上回るペースで認定が進んでいる。<br>我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合については、令和7年8月時点で21.0%と前年度から0.5%増加しているところで、目標達成に向けて引き続き取組を進める必要がある。<br>我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合については、令和7年8月時点で13.3%と前年度と同じ状況で、引き続き検討を進める必要がある。<br><br>上記を総合的に判断し、本施策の評価は相当程度進展ありとした。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ＜新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数＞<br>未達成となった1地区についても国定公園の新規指定に向け、関係機関等との調整及び各種手続きを進め、令和7年度内に中央環境審議会にて諮問・答申されており、おおむね計画どおり実施された。そのため、施策の方向性は妥当であると考えており、引き続き着実に国立・国定公園の区域及び公園計画の見直し等を行い、適切な保護管理を行う必要がある。<br><br>＜自然共生サイトの認定登録数＞<br>目標を大きく上回るペースで認定が進んでおり、十分に成果が出ている。一方で今後に向けた課題として、認定数の地域による偏りが大きく、生物多様性保全上重要な場所を確実に網羅できるように戦略的に認定を促進していくことが求められる。そのためには、現時点で生物多様性保全への関心が薄い層や保全活動に取り組んでいない層の参画を促す工夫が必要となる。<br><br>＜我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合＞<br>自然共生サイトの認定数増加等に伴い着実に増加している。2030年までに30%を達成するために、引き続き自然共生サイトの認定促進に加え、国制度OECMの検討等、様々な施策を複合的に推進していく必要がある。<br><br>＜我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合＞<br>海域においては、自然共生サイトは既存保護区域と範囲が重複する場合が多く、面積割合の増加にはつながっていない。2030年までに30%を達成するために、国制度OECMの検討等、様々な施策を複合的に推進していく必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ＜新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数＞<br>引き続き、国立・国定公園における自然環境等の情報を継続的に把握し、その情報を基に、国立・国定公園について、区域及び公園計画の見直しと適切な保護管理を進め、生物多様性の保全と自然との共生の推進を図る。<br><br>＜自然共生サイトの認定登録数＞<br>OECM面積の増加に貢献するため、支援証明書発行等のインセンティブ施策の推進や交付金事業により引き続き自然共生サイトの認定促進を継続する。また、認定の地域による偏りを解消するため、各地方事務所において地域毎の取組を一層促進していく。<br><br>＜我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合＞<br>国立公園等の保護地域の拡大、自然共生サイトの認定の促進により面積割合の増加を図るとともに、国制度OECMの検討を加速化し30%を達成するためのビジョンを明確にする。<br><br>＜我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合＞<br>国制度OECMの検討を加速化し30%を達成するためのビジョンを明確にする。 |
| | | 【測定指標】 | ＜新規指定及び大規模拡張、公園計画の見直しを実施した国立・国定公園数＞<br>着実な公園計画の見直しと適切な保護管理の実施が重要であることから変更しない<br><br>＜自然共生サイトの認定登録数＞<br>自然共生サイトの認定件数は、取組の普及状況を図る上で効果的な指標である。令和8年度までの目標を既に達成しているが、令和8年度中に生物多様性国家戦略に付属する「30by30ロードマップ」の中間評価を実施し、目標の見直しをすることとなっていることから、現時点で目標の修正はせず、さらに認定件数を上積みすることを目指す。<br><br>＜我が国の陸域における保護地域及びOECMの占める割合＞<br>生物多様性国家戦略2023-2030に掲げる目標であることから変更しない<br><br>＜我が国の管轄水域内における海洋保護区及びOECMの割合＞<br>生物多様性国家戦略2023-2030に掲げる目標であることから変更しない |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>自然共生サイトの認定審査会においては、合計23名の生物多様性保全に関わる様々な分野の専門家による審査を受けており、審査時のコメントを制度の適切な運用に反映させている。 |
| SDGs目標との関係 | | | 【主な目標】<br>国立・国定公園の適切な管理や自然共生サイトの認定は、陸域及び海域双方の生物多様性の保全に直結するものであり、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。また、それらの施策により保護地域及びOECM面積が拡大することは、目標13番「気候変動に具体的な対策を」にも貢献する。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>国立・国定公園や自然共生サイトにおける普及啓発体制や子どもの自然体験活動の推進体制を強化することで、副次的に目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | | ・生物多様性国家戦略2023-2030<br>・環境省報道発表資料「自然共生サイト等の国際的なデータベースへの登録について」（令和7年8月4日）<br>・環境省報道発表資料地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」の認定（令和7年度第3回）について」（令和8年3月17日） |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㉑　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　5－3　野生生物の保護・管理 | 担当部局名 | 自然環境局<br>野生生物課 | | |
| 施策の概要 | 絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護増殖による種の保存、鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣による農林水産業、生活環境、生態系への被害の防止。外来種による在来種や生態系への影響の防止。 | 政策体系上の位置付け | 5. 生物多様性の保全 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）第2部　行動計画　第1章　生態系の健全性の回復　行動目標1-3、1-6、第2章　自然を活用した社会課題の解決　具体的施策 2-5-7<br>クマ被害対策パッケージ（令和7年11月14日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定）,クマ被害対策ロードマップ（令和8年3月27日クマ被害対策等に関する関係閣僚会議決定） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合（%） | － | － | 15 | R12年度 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 絶滅危惧種の保全を効果的に推進するために、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため（生物多様性国家戦略2023-2030中、行動目標＞具体的施策＞1-5-1 レッドリストの作成と国内希少野生動植物種の指定「絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合」）。 | ― |
| | | | | | 11.7 | 11.9 | 12.8 | 12.8 | － | － | － | | | |
| 2 絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）（%） | － | － | 1 | R7年度 | ― | 100 | 100 | 100 | － | － | － | 新たな種の絶滅が生じないよう、絶滅危惧種の状況について評価するため。 | ○ |
| | | | | | 100 | 100 | 99.9 | 100 | － | － | － | | | |
| 3 都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数 | 20 | 令和6年度 | 34 | R12年度 | － | － | － | ― | ― | ― | ― | クマ類の保護・管理の目的である、「地域個体群を将来にわたって安定的に存続させながら、人間との軋轢を軽減する」ことを達成するためには、野生動物の生息状況や生息環境、人間活動等を考慮し、人間と動物の棲み分けを図ることが重要であることから、ゾーニング管理を推進していく。 | ○ |
| | | | | | 19 | 19 | 20 | 25 | ― | ― | ― | | | |
| 4 奄美大島におけるマングースの自動撮影カメラによる撮影枚数 | 0枚 | 令和6年度 | 0枚 | R10年度 | ― | ― | ― | 0枚 | 0枚 | 0枚 | 0枚 | 奄美大島において根絶した特定外来生物マングースについて、島外からの再侵入の有無をモニタリングし、根絶を維持する必要があるため。 | ○ |
| | | | | | ― | ― | ― | 0枚 | ― | ― | ― | | | |
| 5 ヒアリの定着地点数 | － | － | 0地点 | R7年度 | ― | 0地点 | 0地点 | 0地点 | ― | ― | ― | 特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特にまん延した場合に著しく重大な生態系被害が生じるおそれのある要緊急対処特定外来生物ヒアリの日本国内への定着を阻止する必要があるため。 | ○ |
| | | | | | 0地点 | 0地点 | 0地点 | 0地点 | ― | ― | ― | | | |
| 6 都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数 | 3.7人 | 令和4年度 | 5.0人 | R12年度 | ― | ― | ― | － | 5.0人 | 5.0人 | 5.0人 | 鳥獣の保護及び管理を効果的に推進するためには、専門的な知見を有する職員が都道府県等の行政機関に配置されていることが重要であるため。（生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-12 次世代の鳥獣保護管理の担い手の確保・育成」に基づき、都道府県当たりの専門的知見を有する職員を確保するもの。） | △ |
| | | | | | 3.7人 | 3.6人 | 4.5人 | 4.2人 | ― | ― | ― | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 7 | ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減（推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する） | 推定の中央値<br>ニホンジカ<br>311万頭<br>イノシシ<br>127万頭<br>※令和4年度に算出 | 平成23年度 | 平成23年度比で半減（ニホンジカ155万頭、イノシシ64万頭） | R10年度 | ー | ー | ー | ー | ー | ー | ニホンジカ<br>155万頭、<br>イノシシ 64万頭 | ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。なお、当初、令和5年度を目標年度にしていたが（生物多様性国家戦略2023-2030中、「行動目標＞具体的施策＞2-5-7 指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の適正管理の推進［重点］」）、特にニホンジカの個体数半減が難しい状況にあることから、令和5年9月に目標年度を令和10年度まで延長することを決定した。 | × |
| | | | | | | ニホンジカ<br>309万頭、<br>イノシシ<br>120万頭 | ニホンジカ<br>303万頭、<br>イノシシ<br>122万頭 | 集計中 | 集計中 | ー | ー | ー | | |
| 8 | 狩猟免許所持者数 | 21.8万人 | 令和2年度 | 25万人 | R8年度 | ー | ー | ー | ー | 25万人 | ー | ー | 鳥獣保護管理を推進するため、捕獲の担い手となる狩猟免許の所持者数を増加させていく必要がある。鳥獣保護管理法に基づき、環境大臣は、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を定めることとされており、本基本指針の計画期間は、鳥獣の生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、5年ごとに見直しを行うこととしており、現行の基本指針は令和8年度までとなっているため、その見直しに合わせ、目標の評価時期を設定した。目標値は過去5年間（2015年度～2020年度）の平均増加率から算出。 | ー |
| | | | | | | 21.8万人 | 集計中 | 集計中 | 集計中 | ー | ー | ー | | |

| 測定指標 | | 目標 | 目標年度 | 測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 | 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況 | 野生生物の適切な保護管理 | ー | 鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に寄与するため。 | ○ |
| 10 | 侵略的外来種の状況 | 侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。 | ー | 外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|
| (1) | 希少種保護対策費（平成4年度） | 1,2 | 004905 |
| (2) | 国際希少野生動植物種流通管理対策費（昭和61年度） | 9 | 004902 |
| (3) | 鳥獣保護管理対策費（昭和46年度。一部平成10、14、21、24年度、令和5年度に開始・変更。） | 3,6,7,8,9 | 004896 |
| (4) | 鳥獣感染症対策費（平成17年度） | 9 | 004907 |
| (5) | 指定管理鳥獣対策事業費（平成26年度） | 3,6,7,8,9 | 004909 |
| (6) | アジア太平洋地域渡り鳥及び湿地保全推進費（昭和57年度） | 6 | 004882 |
| (7) | 外来生物対策費（平成16年度） | 4,5,10 | 004906 |
| (8) | 遺伝子組換え生物対策費（平成16年度） | 9 | 004908 |
| (9) | ー | ー | ー |
| (10) | ー | ー | ー |
| (11) | ー | ー | ー |
| (12) | ー | ー | ー |
| (13) | ー | ー | ー |
| (14) | ー | ー | ー |
| (15) | ー | ー | ー |
| (16) | ー | ー | ー |
| (17) | ー | ー | ー |
| (18) | ー | ー | ー |
| (19) | ー | ー | ー |
| (20) | ー | ー | ー |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | 目標達成度合いの測定結果 | （判断根拠） | ＜絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と希少野生動植物種の保護増殖による種の保存＞（測定指標１，２）<br>・種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、令和７年度は新たに追加指定はなかった。後述の絶滅危惧種数も踏まえ、測定指標１は12.8と算定されたが、年度毎の目標値を設けておらず、現時点での達成状況は評価していない。<br>・レッドリストについては、令和８年３月に、第５次レッドリストのうち、鳥類及び爬虫類・両生類について公表した。当該分類群における絶滅危惧種の種数は、第４次レッドリストから22種増加して204種となり、最新の環境省レッドリスト全体における絶滅危惧種の種数は、第４次と第５次レッドリストを併せて、3,587種となった。なお、第５次レッドリスト（鳥類及び爬虫類・両生類）においては、タンチョウやアマミヤマシギ等、これまでの保全活動の成果によって個体数が回復し、絶滅危惧種から除外された種がある一方で、ハマシギやニホンイシガメ等、かつては全国に広く普通に分布していた種が、生息環境の悪化等により、新たに絶滅危惧種と判定された例もあった。また、当年度において新たに絶滅と評価された種はなく、測定指標２は100となり年度毎目標を達した。<br>・国内希少野生動植物種のうち積極的に個体数を維持・回復する必要がある種については、保護増殖事業計画を策定している。令和８年３月までに指定された国内希少野生動植物種458種のうち、79種について保護増殖事業計画が策定されており、生息・生育状況の把握や環境の改善、動植物園等と連携した生息域外保全に取り組んでいる。<br>・例えば、トキの保護増殖事業では、佐渡における野生復帰が順調に進んだことから、複数の地域個体群の形成に向け、事業区域を全国へと変更するなど、保護増殖事業の取組を着実に推進した。また、動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでいるミヤコカナヘビやハカタスジシマドジョウでは、飼育・繁殖の技術開発が進み、野生復帰の取組に向けた検討が進んでいる。<br><br>＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞（測定指標３，６，７，８）<br>・平成26年の鳥獣保護管理法の改正により創設された指定管理鳥獣捕獲等事業等に基づき、ニホンジカ・イノシシの捕獲強化を進めてきたが、生息頭数の推定値は未だ高い水準にあることから測定指標７は達成できていないとした。引き続き捕獲強化を進めていく。<br>・人の日常生活圏におけるクマによる人身被害の発生状況を踏まえ、令和７年４月に鳥獣保護管理法を改正し、人の日常生活圏に危険鳥獣（クマ、イノシシ）が出没した場合に、地域住民等の安全の確保の下で銃猟を可能とした。また、令和７年11月にクマ被害対策パッケージを、令和８年３月にクマ被害対策ロードマップを取りまとめ、クマによる被害防止対策を進めた。<br>・狩猟免許所持者数は、令和５年度から令和７年度まで集計中のため測定不可。<br>・都道府県当たりの専門的知見を有する職員については、環境省において、都道府県職員等向け研修会の開催等、増加に資する取組を実施した。測定指標６として定める当該職員の平均数については、目標とする数値には至らなかったため△とした。ただし、通常、都道府県職員は人事異動等があるにもかかわらず、前年度に近い水準が維持されていることから、専門的知見を有する職員自体は増加していることを意味するものと考えられるため、施策の効果はあるものと判断している。<br>・都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうち、ゾーニング管理を考慮している計画数は、着実に増加していることから、測定指標３は達成したと判断した。<br><br>＜国際希少野生動植物種の流通管理＞（測定指標９）<br>令和７年11月から12月まで開催されたワシントン条約第20回締約国会議における改正附属書の採択を踏まえ、同条約附属書Ⅰ掲載種については国際希少野生動植物種に指定等するとともに、種の保存法第20条に基づく個体等の登録を適切に運用することで、国内における商業的な流通の管理を行った。代表的なものとして、象牙（全形牙）の個体等登録数は16,568本（2025年12月末時点）となっている。<br><br>＜遺伝子組換え生物等及び侵略的な外来種への対策推進等による生物多様性等への影響防止＞（測定指標４，９，10）<br>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の使用等の承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施している（令和７年度は24件承認）。また、遺伝子組換え生物等に関する国内外の情報収集やウェブサイト（J-BCH）による国民への情報提供、意見聴取を行っているほか、科学的知見の充実を図るための承認済み遺伝子組換えナタネに係る影響監視調査、未承認の遺伝子組換え生物等の疑いがある使用等事例について対応を行っている。さらに、ゲノム編集技術の利用により得られた生物のうちカルタヘナ法の規定に該当しないものの取扱いに係る通知（平成31年２月８日付け）を踏まえて関係省庁が定めた具体的な手続に基づき、当該生物に係る情報提供書等の受付と公表を実施した（令和７年度は８件公表）。また、令和７年度は、我が国における遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数は０件であり、現状値０件を維持している。<br>・外来生物法に基づき、特定外来生物である162種類について飼養等の規制を行っている。特定外来生物防除等対策事業（交付金）を合計180事業に交付することで、責務規定を踏まえた地方公共団体の防除等を支援した。また、特に生物多様性保全上重要な地域を中心に防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功した事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。特に奄美大島のマングースについては、令和６年９月に根絶を宣言し、その状態が維持されている。また、沖縄島北部地域においては、マングースの防除等により、ヤンバルクイナ等希少種の分布域拡大が確認されている。<br>・特定外来生物等の国内への輸入状況に関する情報収集を行うとともに、全国の主要な空港及び港湾における監視モニタリングの実施等により、外来種の侵入の早期発見・定着防止に努めている。また、得られた情報を踏まえ、特定外来生物等の指定や「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」の改定に向けた検討を行っている。<br><br>＜ヒアリの定着地点数＞（測定指標５）<br>・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。令和７年度についても、中国等のヒアリ生息地からの定期コンテナ航路を有する65港湾を対象に定期的に侵入状況の調査を行い、全ての港湾で防除ができている。<br><br>上記の内容を総合すると、現時点で評価不可能な指標（１，８）を除く８指標のうち、６指標（２，３，４，５，９，10）で目標を達成しており、達成割合は75%に上る。また、絶滅種ゼロの維持や外来種の根絶・定着阻止など不可逆的な成果が複数確認されている。一方、未達成・一部達成にとどまった指標（６，７）に係る分野においても、計画策定・人材育成等の基盤強化が着実に進展していることを踏まえ、全体として相当程度進捗ありと評価した。 |
| 評価結果 | | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ＜鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化＞<br>・ニホンジカとイノシシの生息個体数の推定値は未だ高い水準にあるため、半減目標の達成に向けて捕獲対策の更なる強化が必要であり、効果的に個体数を減らすため、雌の捕獲強化や県境及び市町村界での連携した捕獲促進が必要。なお、ニホンジカの全国的な生息個体数の推定値は依然として高い水準となっているが、全体的な増加傾向は食い止められており、地域によっては個体数や密度が減少した地域もある。このことから、野生鳥獣による農林水産業、生態系等への被害の防止に一定程度寄与していると考えられる。<br>・実際に捕獲を行う狩猟免許所持者はピーク時より少なく、特に今後、熟練した銃猟免許所持者の減少が見込まれるため、これを補完するための対策が必要。<br>・狩猟者の資質向上に加え、狩猟組織としての体制強化や高い技術力を持った事業者の育成が重要。また、ICTなどの新技術等を用いた効率的な捕獲が必要。<br>・目標とする数値への達成に向けては、専門的人材の必要性の周知や研修等への参加の促進等の取組がより一層必要。 |
| | | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ＜絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合＞<br>・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。<br><br>＜絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）＞<br>・新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。ただし、過去50年以上に渡ってその生息・生育が確認されなかったことを理由として絶滅と判定された種を除く。<br><br>＜都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数＞<br>・目標達成に向けて着実に進展しており、人間と動物の棲み分けを図ることが重要であることから、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。<br><br>＜奄美大島におけるマングースの自動撮影カメラによる撮影枚数＞<br>・平成８年度防除開始以降２万頭以上を捕獲した結果、令和６年度に奄美大島におけるマングースの根絶を達成した。令和７年度からは、根絶を維持するため、近隣の島からの再侵入防止のためのモニタリングを行っており、モニタリングの一環として設置している自動撮影カメラによる撮影状況を指標として取組を実施していく。<br><br>＜ヒアリの定着地点数＞<br>・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、本指標を目安として取組を実施していく。<br><br>＜都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数＞<br>・専門的知見のもとに都道府県が鳥獣保護管理事業を行う上で、実施主体である都道府県の体制整備は重要であり、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。<br><br>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞<br>・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数の推定値は未だ高い水準にあることから、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。<br><br>＜狩猟免許所持者数＞<br>・都道府県が鳥獣保護管理事業計画を策定する際の基本的な指針となる「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の中で狩猟免許取得促進のための取組を行うことを記載。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 性 | 【測定指標】 | ＜絶滅危惧種のうち種の保存法により指定されている種の割合＞<br>・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであり、引き続き指標を設定する必要がある。<br>＜絶滅回避率（絶滅危惧種のうち絶滅を回避した種数の割合）＞<br>・新たに種の絶滅が生じないようにする目標に対する測定指標として、引き続き指標を設定する必要がある。ただし、過去50年以上に渡ってその生息・生育が確認されなかったことを理由として絶滅と判定された種を除く。<br>＜都道府県が定めるクマの第二種特定鳥獣管理計画のうちゾーニング管理を考慮している計画数＞<br>・目標達成に向けて着実に進展しており、人間と動物の棲み分けを図ることが重要であることから、引き続き本指標を設定する必要がある。<br>＜奄美大島におけるマングースの自動撮影カメラによる撮影枚数＞<br>・根絶を維持していくために重要な指標であり、適切に測定できていることから、変更しない。<br>＜ヒアリの定着地点数＞<br>・ヒアリは全国の港湾等における「定期的な調査」及び「確認地点における迅速な防除」を行うことで、定着を阻止するという目標を達成している。ヒアリは、侵略的外来種の中でも特に注意が必要な種として、外来生物法による「要緊急対処特定外来生物」に指定されており、国民への被害が甚大なことを鑑みて、特に優先的に対策をすることが必要な種であることから、本指標は適当であり、引き続き、本指標を目安として取組を実施していく。<br>＜都道府県当たりの専門的知見を有する職員の平均数＞<br>・専門的知見のもとに都道府県が鳥獣保護管理事業を行う上で、実施主体である都道府県の体制整備は重要であり、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。<br>＜ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値（全国）を平成23年度比で半減＞<br>・鳥獣被害をもたらすニホンジカ等の生息頭数の推定値は未だ高い水準にあることから、依然として生態系等への被害が深刻であり、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。<br>＜狩猟免許所持者数＞<br>・狩猟免許取得の促進に向け、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。<br>＜適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況＞<br>・鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視・モニタリング等を総合的に推進することにより、野生生物の保護・管理の強化に引き続き寄与していくため、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。<br>＜侵略的外来種の状況＞<br>・外来種による生物多様性等への影響を防止する目標に対する測定指標として、引き続き本指標を目安として取組を実施していく。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>・環境省レッドリスト・レッドデータブックの作成及び改訂に当たって、絶滅のおそれのある野生生物の選定・評価検討会の下に分類群毎に分科会を置き、学識者の知見を活用した。<br>・国内希少野生動植物種の指定及び保護増殖事業等の取組が適正かつ効果的に実施されるよう、ヒアリングの実施、検討会の開催を通して、学識者の科学的知見を活用した。<br>・改正種の保存法の施行（平成30年6月1日）を踏まえ、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者からなる「希少野生動植物種専門家科学委員会」を設置し、国際希少野生動植物種の指定等について意見を聴取した。<br><br>・特定鳥獣（ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・クマ類）の保護管理方針や、特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインの改定等に関して科学的な検討を行うため、それぞれの種ごとに保護及び管理に関する検討会を設置し、学識者の知見を活用した。<br><br>・特定外来生物の指定については、専門家会合を開催し、新たな特定外来生物の指定等に関する検討を行ったほか、各地の防除事業の実施に当たっても、検討会を開催するなどして有識者の知見を活用した。<br>・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。また、ゲノム編集技術の利用により得られた生物であって、法に規定された遺伝子組換え生物等に該当しない生物の取扱いについても、その使用等に先立ち使用者に情報提供を求め、学識経験者の意見聴取会合により確認を行った。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>・絶滅危惧種の把握や国内希少野生動植物種の保護増殖により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。<br>・遺伝子組換え生物対策及び外来種対策の推進により、目標14番「海の豊かさを守ろう」と目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。<br><br>【副次的効果が期待される目標】<br>・レッドリストの作成や国内希少種指定により、人々が自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識をもつことに貢献し、地域住民や関係者と連携した希少種保全の取組を進めるとともに、気候変動による影響が懸念される国内希少野生動植物種について保護増殖事業を進めた。これらにより、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」及び目標13「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。<br>・遺伝子組換え生物等の適切な技術開発により、目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に貢献できた。<br>・ヒアリを始めとする、健康被害を引き起こす侵略的外来種の対策推進により目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成に、防除技術の開発により目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」の達成に、防除活動等における、市民を含む多様な主体の参画促進により目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 環境省レッドリスト2020・環境省版海洋生物レッドリスト・第５次レッドリスト（植物、菌類、鳥類、爬虫類・両生類）・鳥獣関係統計 | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㉒　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　6－1　　動物の愛護・管理 | 担当部局名 | 自然環境局<br>総務課動物愛護管理室 | | |
| 施策の概要 | 飼い主による終生飼養等の適正な飼養、動物取扱業の適正化、都道府県等に引き取られた犬猫の返還・譲渡等を推進することにより、人と動物の共生する社会の実現を図る。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 自治体における犬及び猫の返還及び譲渡を積極的に進めること並びに、自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（平成30年度比50%減となる2万頭以下） | 政策体系上の位置付け | 6. 人と自然のふれあいの推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 自治体における犬及び猫の返還・譲渡率の増加（増加傾向維持）（%） | 61.8 | H30年度 | 増加傾向維持 | R12年度 | －<br>78 | －<br>80 | －<br>82.48 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。 | ○ |
| 2 自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（平成30年度比50%減となる2万頭以下） | 3.8万頭 | H30年度 | 2.0万頭 | R12年度 | －<br>1.2万頭 | －<br>0.9万頭 | －<br>0.7万頭 | －<br>集計中 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 国等が取り組むべき動物愛護管理施策を定めている動物愛護管理基本指針において、令和12年度までに目指すこととされているため。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 動物の愛護及び管理事業（平成18年度） | 1,2 | 4987 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) － | － | － | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | |
|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） ①目標超過達成 |
| | （判断根拠） 返還・譲渡率は、目標のとおり増加傾向を維持している。<br>また、殺処分数は0.7万頭で、引き続き目標値の2万頭の半分以下となっていることから、目標を大幅に上回ったと判断した。 |

<table>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="3">評価結果</td><td>目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等</td><td colspan="3">返還・譲渡率は、引取り数が分母、返還・譲渡数が分子であるため、引取り数が減少し、返還・譲渡数が向上すれば譲渡・変換率は向上する。<br>また、引き取った動物に係る対応は、返還・譲渡又は殺処分のいずれかであるため、返還・譲渡数が向上することで殺処分数は減少する。<br>この点、動物取扱業の適正化や終生飼養を含む動物の所有者の適正飼養につながる普及啓発等により、引取り数が減少したと考えられる。<br>その上で、都道府県等が引き取った犬及び猫の返還・譲渡を促進するため、都道府県等が行う収容施設や譲渡施設の整備等に対して費用の補助を行ったほか、<br>譲渡に適さない犬及び猫の馴化等に関し、自治体職員等を対象にした適正譲渡講習会を開催したことで、譲渡・返還数が向上したと考えられる。<br>その結果、殺処分数についても、引き続き減少傾向を維持することができた。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】</td><td colspan="2">自治体に引き取られた犬及び猫の返還・譲渡率の向上並びに殺処分数の減少は、動物の愛護及び管理に関する各種施策の効果が複合的に現れた結果であるから、施策の目標として適切だと考えており、変更しない。<br>今後も引き続き各種施策を実施していくとともに、動物愛護管理基本指針の改正の際に、新たな目標について審議会等の意見を聞きながら検討する。</td></tr>
<tr><td>【測定指標】</td><td colspan="2">測定指標1について、現在の測定指標により、施策の効果・有効性を適切に測定できていると考えていることから、変更しない。<br>動物愛護管理基本指針の見直しまでの間、新たな指標として「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（減少傾向維持）」を追加する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td>令和8年度第1回環境省の政策評価に関する有識者会議において、「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少」では、R12年で2.0万頭とずいぶん先の目標をすでに達成されているように伺え、達成されているならば、早めに目標の見直しをしていかないといけないと思う。新たな目標を設定すべき。」との御指摘があった。これを受けて、R8年度事前分析表において、動物愛護管理法第5条に基づく動物愛護管理基本指針の見直しまでの間、新たな指標として「自治体における犬及び猫の殺処分数の減少（減少傾向維持）」を追加する。<br><br>＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>中央環境審議会動物愛護部会において、動物愛護管理施策の進捗状況を報告するとともに、委員からの意見を踏まえ、施策を実施・検討している。<br>令和7年度においては、主に「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」の改正及び「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂について、意見を聴取した。</td><td>SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】<br>犬及び猫の返還及び譲渡を促進するに当たり、災害時における動物の一時預かり拠点施設としても活用される自治体の動物収容・譲渡施設の新改築等の事業を支援することを通じて、目標11「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br>また、犬及び猫の返還及び譲渡の促進に当たっては、人と動物の共生パートナーシッププロジェクト「つなぐ絆、つなぐ命」の枠組みでパートナーシップを締結している企業等とも協力を実施し、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>動物取扱業の適正化を通じ、動物の販売時等において、人と動物の共通感染症についての正しい情報が広まることその他の普及啓発を通して、人と動物の共通感染症についての理解が促進されることで、目標3「すべての人に健康と福祉を」の実現に寄与することが期待される。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">環境省とりまとめ「動物愛護管理行政事務提要」（令和7年度版）<br>https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/statistics/gyosei-jimu_r07.html</td></tr>
</table>

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㉓　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　６－２　　自然資源の適切な利用 | 担当部局名 | 自然環境局<br>国立公園課<br>国立公園利用推進室<br>自然環境整備課<br>総務課国民公園室 | | |
| 施策の概要 | 豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　　8年　　9月 |
| 達成すべき目標 | 安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。 | 政策体系上の位置付け | 6. 人と自然のふれあいの推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年3月31日閣議決定）第1部等<br>新時代のインバウンド拡大アクションプラン（令和5年5月30日観光立国推進閣僚会議決定）<br>骨太の方針2025（令和7年6月13日閣議決定）第2章<br>観光立国推進基本計画（令和8年3月27日閣議決定）第3章<br>地方創成2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）第3章 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 自然公園の年間利用者数の推移（千人）※暦年 | － | － | 前年度実績値比1%増 | － | 547,888 | 689,655 | 797,054 | 816,779 | － | ― | ― | 自然とのふれあいの機会の提供に関するアウトカムとして、自然公園の年間利用者数を評価する。 | ○ |
| | | | | | 682,827 | 789,163 | 808,693 | 集計中 | ― | ― | ― | | |
| 2 エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定を受けた地域を1以上有する都道府県数 | － | H20年度 | 47 | R10年度 | － | 22 | 27 | 32 | 37 | 42 | 47 | 全体構想の認定数が増加することは、エコツーリズムの推進に直接的に結びつき、自然と人の共生について国民の意識の向上を図ることに繋がる。 | × |
| | | | | | 17 | 18 | 19 | 19 | ― | ― | ― | | |
| 3 温泉の自噴湧出量（L/分） | 651,265 | S45年度 | 前年度の水準を維持 | － | 671,354 | 672,510 | 667,434 | 663,493 | － | － | － | 温泉資源が保護され、適正に利用されているかは自然の産物である「温泉の自噴湧出量」を把握することで定量的に把握することが可能となるため。 | △ |
| | | | | | 672,510 | 667,434 | 663,493 | 集計中 | ― | ― | ― | | |
| 4 国民公園等年間利用者数（千人） | － | － | 前年度実績値比1%増 | － | 4,883 | 9,520 | 12,727 | 13,797 | － | ― | ― | 旧皇室園地として日本の歴史・伝統に触れつつ、緑や庭園を手軽に楽しめる場を提供するため、国民公園等の年間利用者数を評価する。 | ○ |
| | | | | | 9,426 | 12,601 | 13,660 | 14,815 | ― | ― | ― | | |
| 5 国立公園訪日外国人利用者数 | 490万人 | H27年度 | 667万人 | R7年度 | ― | ― | ― | 667万人 | － | － | － | 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを令和7年までの目標として設定している。 | ○ |
| | | | | | ― | 585万人 | 844万人 | 988万人 | ― | ― | ― | | |
| 6 三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数（千人） | 458 | H23年度 | 6994 | R7年度 | 6994 | 6994 | 6994 | 6994 | － | － | － | 三陸復興国立公園の創設を始めとする様々な取組によって、当該公園を訪れる者が増加することは、観光拠点の復旧・復興が進んでいると考えられることから、測定指標として「三陸復興国立公園利用者数」を選定した。なお、目標値は、元々令和2年度が目標年度であったが、コロナ禍の事情を踏まえ、令和7年度目標として、利用者数を震災以前の水準（6,994千人以上）にすることとしている。 | × |
| | | | | | 3373 | 4147 | 3815 | 集計中 | ― | ― | ― | | |
| 7 みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人） | 50 | H30年度 | 50 | R7年度 | － | 40 | 45 | 50 | ― | ― | ― | 被災地を南北に繋ぎ交流を深めるため設定した、総延長約1,000kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」（以下「トレイル」）を歩く者が増えることは、地域内外の交流を生み、地域の活性化にも資すると考えられる。歩く者の増減傾向を把握する測定指標として、トレイルの踏破者の申し出に対し、一部市町村が構成する協議会が実施している「踏破認定制度」における認定証の年間発行数を指標とした。<br>平成30年までは踏破認定の対象が一部の区間のみであったが、令和元年度の全線開通に伴い、全線踏破を対象とした新たな踏破認定制度を創設した。以降、コロナ禍の状況もあり認定証の年間発行数が減少したため、新たな制度創設及びコロナ禍前である平成30年度の数値を目標値として設定した。 | ○ |
| | | | | | 32 | 41 | 37 | 57 | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 国立公園等利用等推進事業費 | 1,2,5 | 004894 | (5) ― | ― | ― | (9) ― | ― | ― | (13) ― | ― | ― | (17) ― | ― | ― |
| (2) 自然公園等事業費等（平成6年度） | 4,5 | 004921 | (6) ― | ― | ― | (10) ― | ― | ― | (14) ― | ― | ― | (18) ― | ― | ― |
| (3) 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業（平成18年度） | 3 | 004920 | (7) ― | ― | ― | (11) ― | ― | ― | (15) ― | ― | ― | (19) ― | ― | ― |
| (4) 国民公園等魅力向上推進事業（令和2年度） | 4 | 004924 | (8) ― | ― | ― | (12) ― | ― | ― | (16) ― | ― | ― | (20) ― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | 測定指標1自然公園の年間利用者数の推移、測定指標4国民公園等年間利用者数、測定指標5国立公園訪日外国人利用者数及び測定指標7みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）については目標を達成。（指標1については、R'実績値集計中のため、R6実績値にて判断）<br>測定指標3温泉の自噴湧出量については、令和7年度は集計中だが、令和6年度はおおむね前年度の水準を維持、測定指標2エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数及び測定指標6三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数については目標数値を下回っているものの、他の指標においては目標を上回って推移していることから、相当程度進展ありと判断。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | 測定指標2エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想の認定数については、全体構想の策定に向けた地域内調整に時間を要していること等が考えられる。<br>測定指標3:日本国内全体の温泉の自噴湧出量に急激な減少はみられず、適切に温泉資源の保護が図られていると認識している。<br>測定指標6:当該事業において、三陸地域の重要な観光資源である三陸復興国立公園（旧陸中海岸国立公園）の主要な利用拠点等の施設を復旧し、公園の利用者数も増大していることから、施策の方向性は妥当であると考えられる。一方で、インバウンド旅行者含めコロナ禍の影響により減少した利用者数の回復が他地域に比べて遅れていることが要因であると考えられる。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ＜安全で快適な自然とのふれあいの場の提供＞<br>・国立公園満喫プロジェクト2026年以降の取組方針を踏まえ、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供に向けて、引き続き目標を推進する。<br>＜エコツーリズムの推進＞<br>・エコツーリズム推進基本方針（令和8年3月31日閣議決定）や第5次観光立国推進基本計画に基づき、持続可能な観光地域づくりの実現等に向けて、引き続き目標を推進する。 |
| | | 【測定指標】 | ＜自然公園の年間利用者数の推移＞<br>・自然公園法に基づく自然公園全体で自然ふれあい活動の推進を行っていくために適切な指標であり、次年度も継続して設定する。<br><br>＜エコツーリズム推進法に基づく全体構想の認定を受けた地域を1以上有する都道府県数＞<br>・全国におけるエコツーリズムの推進を行っていくために適切な指標であり、次年度以降も継続して設定する。<br><br>＜温泉の自噴湧出量＞<br>・温泉の自噴湧出量が前年度水準をおおむね維持していることをもって、温泉法の適正な運用により温泉資源が保護されていることを定量的に確認できることから、引き続き温泉の自噴湧出量の維持を目標とする。<br><br>＜国民公園等年間利用者数＞<br>・国民公園等の利用を推進するために適切な指標であり、引き続き利用者数前年度実績比1％増を目標とする。<br><br>＜国立公園訪日外国人利用者数＞<br>政府目標（2030年訪日外国人旅行者数6,000万人）を踏まえた次期目標については、第5次観光立国推進基本計画を踏まえ新たに設定する。<br><br>＜三陸復興国立公園（平成24年度までは陸中海岸国立公園）の利用者数＞<br>・三陸復興国立公園の主な取組であり、より質的にも地域活性化に寄与する、みちのく潮風トレイルの利用者数が、復旧・復興の指標として設定されているため、今後は当該指標で評価を行うこととし、令和8年度以降、三陸復興国立公園の利用者数は指標として設定しない。<br><br>＜みちのく潮風トレイル踏破認定証の発行数（人）＞<br>・自然公園法に基づく自然公園全体で自然ふれあい活動の推進を行っていくために適切な指標であり、コロナ禍以前の発行数を元に設定した目標値を達したことから、令和8年度以降は「前年度実績値比10%増」を新たに目標として設定する。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>国立公園満喫プロジェクト有識者会議において、国立公園の利用者数や取組内容について報告するとともに、出された意見を施策に反映している。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br><br>・国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与するため、自然資源や景観の保全をしつつ、自然公園を自然ふれあいの場所として提供し、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図った。これらは、目標3番「すべての人に健康と福祉を」、14番「海の豊かさを守ろう」及び15番「陸の豊かさを守ろう」への達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br><br>自然公園では、山や里、川、海などをフィールドとした、自然ふれあいプログラムの実施し、自然環境調査、外来生物駆除など、こどもパークレンジャーとしての仕事体験の機会を提供している。このことは、親も含めた目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 自然公園等利用者数調 | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㉔　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　　６－３　　国際観光資源の整備 | 担当部局名 | 自然環境局<br>総務課<br>国立公園課<br>国立公園利用推進室<br>自然環境整備課 | | |
| 施策の概要 | 美しい国立公園等の自然を持続的に活用し観光資源の整備等により国内外の旅行者の地域での体験や滞在の満足度の向上を図るとともに、地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資される好循環を生み出す。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　　8年　　9月 |
| 達成すべき目標 | 2025年までに国内外の国立公園利用者数を新型コロナウイルスの影響前に回復させ、平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標や、2023年3月に策定された「観光立国推進基本計画」に掲げる2025年までに訪日外国人利用者数を2019年水準超えにする目標と「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現する。 | 政策体系上の位置付け | 6. 人と自然のふれあいの推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定）第3　2.(3)①　等 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　国立公園訪日外国人利用者数 | 490万人 | H27年度 | 667万人 | R7年度 | －<br>－ | －<br>585万人 | －<br>844万人 | 667万人<br>988万人 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき実施している「国立公園満喫プロジェクト」において、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ国内外利用者をコロナ影響前の水準に回復することを令和7年度までの目標として設定している。 | ○ |
| 2　滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積) | － | － | 40拠点 | R7年度 | 25拠点<br>25拠点 | 30拠点<br>30拠点 | 30拠点<br>36拠点 | 40拠点<br>40拠点 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | ・利用拠点計画に基づき、滞在環境の上質化に向けて、民間活力導入を前提とした廃屋撤去、インバウンド機能向上、文化的まちなみ改善の事業を実施することにより、国立公園利用者の体験滞在の満足度向上やリピーター増加に繋がることから、測定指標として選定している。目標値は、従前の実績と利用拠点数の増加傾向をベースに設定している。 | ○ |
| 3　利用施設の多言語化 | － | － | 111施設 | R10年度 | 40施設<br>64施設 | 40施設<br>71施設 | 79施設<br>85施設 | 87施設<br>108施設 | 95施設<br>－ | 103施設<br>－ | 111施設<br>－ | ・国立公園等の自然体験拠点における案内板や、ビジターセンター等の施設を中心として、スマホアプリ、QRコード等のICTを駆使し、現地の自然・文化・歴史がつながる奥深い多言語解説を面的に充実させる目標を定めたもの。令和5年度実績において、当初の目標数を大きく上回って整備は進んでいる状況であるが、まだ多言語化を望む施設は残されており、引き続き整備を加速させていくことから、令和5年度整備実績をベースとし、年間8施設を整備、令和10年度において111施設の整備を目標とする。 | ○ |
| 4　ビジターセンター等機能強化 | － | － | 74施設 | R10年度 | 60施設<br>56施設 | 60施設<br>59施設 | 62施設<br>62施設 | 65施設<br>65施設 | 68施設<br>－ | 71施設<br>－ | 74施設<br>－ | ・国立公園の利用拠点であるビジターセンター等の情報提供機能を強化することにより、体験滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、機能強化の実施施設数を目標として定める。<br>・自然を満喫できるアクティビティ等の情報を一元的に多言語で提供する機器等の整備、VR等のデジタル技術を活用した国立公園の理解を深める情報提供施設等の整備のいずれかを実施した場合には、1施設としてカウントする。令和5年度実績により、当初の目標数を概ね達成できる見通しとなったが、（仮称）日高山脈襟裳十勝国立公園の新規指定等により、一層の情報提供機能の強化が必要となることから、目標年を令和10年度とし、目標数を74施設とする（3施設/年）。 | ○ |
| 5　国立公園一括情報サイトへの訪問回数 | － | － | 24万 | R8年度 | 24万<br>5.5万 | 24万<br>13.3万 | 24万<br>18.1万 | 24万<br>14.9万 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | ・訪日外国人に対して、効果的・効率的な国立公園の情報発信を行うため、JNTOグロバールサイト内に国立公園の一括情報サイトを構築（H31.2）し、当該サイトをランディングサイトとして充実させると共に、同サイトへ誘導する情報発信を行っているため、同サイトにおけるユーザーの閲覧状況に係る目標として、令和6年度実績より毎年確実に取得し比較可能なサイト訪問者数とする。<br>なお、目標値は、「国立公園満喫プロジェクト」において、国内外の国立公園利用者を新型コロナウイルス感染拡大影響前の水準に回復させることを目標としていることを踏まえ、コロナ影響前の令和元年度の実績値を設定する。 | × |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 6 | 国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数 | ― | ― | 700 | R7年度 | 500 | 600 | 600 | 700 | ― | ― | ― | 自然体験活動促進計画、インタープリテーション計画等の計画に基づき自然体験アクティビティの整備が進むことにより、滞在の満足度向上やリピーターの増加等につながるため、国立公園における自然体験アクティビティガイドラインのフェーズ1を満たす自然体験アクティビティ数を目標として定める。 | △ |
| | | | | | | 588 | 580 | 668 | 696 | ― | ― | ― | |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業（令和元年度） | 1,2 | 004265 | (5) | 京都御苑訪日外国人観光促進事業（令和2年度） | 1 | 004279 | (9) | ― | ― | ― | (13) | ― | ― | ― | (17) | ― | ― | ― |
| (2) | 国立公園等多言語解説等整備事業（(旧)国立公園多言語解説等整備事業）（平成30年度） | 1,3 | 004266 | (6) | 国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業（令和3年度） | 1, 6 | 004569 | (10) | ― | ― | ― | (14) | ― | ― | ― | (18) | ― | ― | ― |
| (3) | 国立公園等利用促進事業（(旧)国立公園利用推進事業）（令和元年度） | 1,4 | 004268 | (7) | 京都御苑魅力向上資源アーカイブ事業（令和3年度） | 1 | 004598 | (11) | ― | ― | ― | (15) | ― | ― | ― | (19) | ― | ― | ― |
| (4) | 国立公園利活用促進円滑化事業（令和元年度） | 1,5 | 004269 | (8) | ― | ― | ― | (12) | ― | ― | ― | (16) | ― | ― | ― | (20) | ― | ― | ― |

| 評価結果 | | |
|---|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | （判断根拠） | 測定指標１：「国立公園訪日外国人利用者数」については、目標を達成。<br>測定指標２：「滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数(累積)」については、目標を達成。<br>測定指標３：「利用施設の多言語化」については、目標を達成。<br>測定指標４：「ビジターセンター等機能強化」については、目標を達成。<br>測定指標５：「国立公園一括情報サイトへの訪問回数」については、令和8年度までにコロナ前の水準に戻す目標を未達成。<br>測定指標６：「国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数」については、目標をほぼ達成。 |
| 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | 測定指標5「国立公園一括情報サイトへの訪問回数」の未達成要因については、令和7年度事業による分析により、生成AI等の普及により、検索結果等で情報収集が完結することで、当該サイト訪問者数が減少し得る点が要因の一つとして整理されている。 |
| | 【施策】 | 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に掲げる2030年訪日外国人旅行者数6,000万人等の目標及び第5次観光立国推進基本計画を踏まえた「観光先進国」の実現に貢献するため、国立公園における滞在環境の魅力向上等の取組を更に推進することとする。<br>測定指標5に関し、訪日外国人に対して、主に旅行前における情報提供として有効である国立公園の公式ウェブサイトをランディングサイトとして充実させることは継続しつつ、同サイトへ誘導する公式SNS等の情報発信を強化する。<br>測定指標7に関し、園地や展望台、歩道、休憩所、博物展示施設等の自然公園等利用スポットの整備を図ることで来訪者の受入環境を改善し、フィールドでの自然体験活動を促進する。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【測定指標】 | ＜国立公園訪日外国人利用者数＞<br>政府目標（2030年訪日外国人旅行者数6,000万人）を踏まえた次期目標については、第5次観光立国推進基本計画を踏まえ新たに設定する。<br><br>＜滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数＞<br>利用拠点の再生・上質化が進むことで魅力が向上し、来訪者の増加、滞在時間の増加が図られるため、引き続き、官民による国立公園利用拠点計画を作成し、滞在環境の上質化に取り組んだ国立公園の利用拠点数の増加を図っていく。<br><br>＜利用施設の多言語化＞<br>目標値を大きく超えて整備は進んでいるが、外国人観光客が情報収集を行う際のツールとして引き続きの整備が必要なことから、取組状況を踏まえ整備目標を設定して、取組を進める。<br><br>＜ビジターセンター等機能強化＞<br>年度毎目標値を達成しており、引き続き着実に実施する。<br><br>＜国立公園一括情報サイトの訪問回数＞<br>令和7年度までとし、令和8年度以降は、旅行前、旅行中、旅行後を包括して利用者との接点を持つことができる英文SNS（インスタグラム）のフォロワー数を代替指標として設定する。<br><br>＜国立公園における自然体験アクティビティガイドラインを満たす自然体験アクティビティ数＞<br>年度ごとの目標値に対して達成率は99.4%。目標達成に向けて着実に進展している。令和7年度までの状況を踏まえ、引き続き取組を推進する。<br><br>＜自然公園等利用スポットの整備＞<br>園地や展望台、歩道、休憩所、博物展示施設等の自然公園等利用スポットの整備を促進するため、新たな指標を追加する。 | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ― | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>国立公園利用者を誘致し、体験の場、アクティビティを整備することで、「観光先進国」の実現に貢献するとともに、国立公園の保護と利用の好循環を実現することを目指しており、国内を代表する貴重な自然環境を有する国立公園の自然環境の保全に資することから、目標14「海の豊かさを守ろう」、15「陸の豊かさを守ろう」に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>国立公園利用者を誘致し、体験の場、アクティビティを整備するにあたり、地域との連携・協働により実施していること、国立公園の多くが過疎地域を含み、過疎地域における地域活性化に繋がることから、目標11「住み続けられるまちづくりを」、17「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献した。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | ― | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㊵　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　10－1　地域の脱炭素化の推進 | 担当部局名 | 大臣官房地域政策課<br>大臣官房地域脱炭素事業推進課<br>大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 | | |
| 施策の概要 | ・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | ・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒しで達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。<br>・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。<br>・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。<br>・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。 | 政策体系上の位置付け | 10. 地域脱炭素の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>地球温暖化対策計画　第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「〇地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進（地域脱炭素ロードマップ）」 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定率 | － | ー年度 | 1 | R12年度 | － | － | － | － | － | ー | ー | 法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。 | ○ |
| | | | | | 52% | 59% | 72% | 87% | ー | ー | ー | | | |
| 2 地方公共団体実行計画（事務事業編）の地方公共団体における策定率 | － | ー年度 | 1 | R12年度 | 92% | 93% | 94% | 95% | ー | ー | ー | 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定をするものと定められているため | ○ |
| | | | | | 90% | 93% | 95% | 96% | ー | ー | ー | | | |
| 3 第一次国土強靱化実施中期計画における、公共施設等への災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了施設数 | － | ー年度 | 4000か所 | R17年度<br>※R12年度までに2500か所という中期目標あり | － | － | － | 1000 | － | － | － | 第一次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）において、地域における防災力の一層の強化として「避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築」で「指定避難所（約82,000 か所）等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等（4,000 か所）における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率　62.5%【R12】→ 100%【R17】」を目標としているため。なお、R7年度の目標値については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日）において「災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数」を令和7年度までに1000箇所とする目標が定められてることから記載している。 | ○ |
| | | | | | 676 | 820 | 1010 | 1215 | ー | ー | ー | | | |
| 4 脱炭素先行地域選定数（累積） | － | ー年度 | 少なくとも100地域 | R7年度 | － | － | － | 少なくとも100地域 | － | － | ー | 脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒しでカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。 | ○ |
| | | | | | 46 | 73 | 81 | 102 | ー | ー | ー | | | |
| 5 脱炭素化支援機構の実投融資額(累積：億円) | － | ー年度 | 5,020億円 | R32年度 | － | － | － | － | － | － | ー | 株式会社脱炭素化支援機構は、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に向けて、資金供給その他の支援を通じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動を支援しており、脱炭素化支援機構の実投融資額を測定指標とした。 | ー |
| | | | | | 0.3 | 54 | 175 | 451 | ー | ー | ー | | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度） | 1,2 | 5003 | (5) 特定地域脱炭素移行加速化交付金 | 1,2,4 | 7469 | (9) ー | ー | ー | (13) ー | ー | ー | (17) ー | ー | ー |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | (2) | 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和3年度） | 1,2 | 4767 | | (6) | 株式会社脱炭素化支援機構出資金（令和4年度）（財政投融資） | 5 | 5851 | | (10) | ― | ― | ― | | (14) | ― | ― | ― | | (18) | ― | ― | ― |
| | (3) | 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（令和2年度） | 3 | 4766 | | (7) | ― | ― | ― | | (11) | ― | ― | ― | | (15) | ― | ― | ― | | (19) | ― | ― | ― |
| | (4) | 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年度） | 1,2,4 | 1900 | | (8) | ― | ― | ― | | (12) | ― | ― | ― | | (16) | ― | ― | ― | | (20) | ― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | ・下記推進状況調査によると、ゼロカーボンシティの表明を行った地方公共団体における区域施策編の策定率については、令和7年10月1日時点で86.9%となっており、昨年度と比較し策定率が増加している。また、地方公共団体における事務事業編の策定率については、令和7年10月1日時点で95.9%となっており、令和7年度の目標値を達成している。今後は各地方公共団体において、計画の策定にとどまらず、具体的な脱炭素施策の実行に移していくことが重要であり、引き続き、今後計画を策定予定の地方公共団体に向けて地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）等を提供するのと同時に、公共施設への太陽光発電の導入支援等により計画実行を後押しする。脱炭素先行地域については、2025年度（令和7年度）までに少なくとも100か所以上選定するとしていたところ、令和7年度においては2月に第7回として12地域選定し、これまでに合計で102地域を選定したことから、目標値を達成している。避難施設となる公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入については、令和7年度までで1,215か所に導入しており、「災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数」を令和7年度までに1000箇所とする中期の目標値を達成している。脱炭素化支援機構の実投融資については、令和32年度の目標額に向けて、着実に支援決定数・実投融資額を伸ばしている。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ○「ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業」の実施により、地方公共団体においては実行計画の量（見える化やマニュアル等の技術的助言による策定率向上）と質（地域共生型再エネの促進など具体の事業推進等につながる実行計画の策定）の向上が図られつつあるが、引き続き実効性のある対策・施策を盛り込み、確実なPDCAの実施が必要である。<br>○これまで、「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」において、多くの地方公共団体において、脱炭素施策に関する計画づくり等への支援を実施してきたが、今後は、地方公共団体における具体的な脱炭素施策の検討・実施を支援するため、必要な予算の確保に努め、引き続き地方公共団体の脱炭素への取組を支援する必要がある。例えば、地方公共団体の区域における温室効果ガス排出量の削減等の取組の推進については、地球温暖化対策計画等に基づく主体ごとの役割を踏まえ、都道府県等を核とし、管内市区町村をはじめとする他の地方公共団体や地域の関係者等と共同・連携した具体的な施策の検討や実施体制の構築、事業の実施等を支援する必要がある。<br>○激甚化・頻発化する気象災害や地震により、避難施設等のレジリエンス強化に加え、地方公共団体の脱炭素への取り組み機運が高まっていることを踏まえ「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等」について、引き続き、必要となる財源確保に努め、公共施設のレジリエンス強化・脱炭素化への取り組みを支援する必要がある。<br>○脱炭素先行地域については、これまでに計7回の募集を行い、全国102地域を選定した。今後は、既選定地域の取組の実現に向けて、引き続き地方環境事務所を中心とした伴走支援を実施していく必要がある。<br>○脱炭素化支援機構については、引き続き、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融資を着実に実行していく必要がある。 |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 「目標達成度合いの測定結果」欄に記載のとおり、各施策について目標達成に向けて順調に取組が進んでおり、引き続き取組を進める。 |
| | | 【測定指標】 | ○測定指標1について、各地方公共団体における具体的な脱炭素施策の実施を求めていくため、測定指標を各地方公共団体における具体的な脱炭素施策の実施率に変更する。<br>○測定指標2について、地方公共団体にとどまらず、一部事務組合及び広域連合においても具体的な脱炭素施策の実行が必要であるため、測定指標を一部事務組合及び広域連合も加えた地方公共団体実行計画（事務事業編）の策定率に変更する。<br>○測定指標3については、適切に測定できていることから、変更しないものとする。<br>○測定指標4については、令和7年度までに達成すべき目標としていた「2025年度までに少なくとも100箇所の脱炭素先行地域の選定」に向けた進捗状況を測定していた指標であり、過去年度の実績を把握するために必要であることから、変更しないものとする。また、「2030年度までの脱炭素先行地域の実現」に向けた測定指標については、現在適切な指標を検討中であり、R9年度事前分析の際に新規指標として追加する予定。<br>○測定指標5について、適切に測定できていることから、変更しない。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | ― | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>脱炭素先行地域の選定（19提案）・取組実現に向けた支援、重点対策加速化事業の採択・支援及び地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの内容強化・拡充等を通じて、地域主導の再生可能エネルギー導入や、脱炭素型の地域づくりを推進することに貢献した。これにより、目標7番「エネルギーをみんなに　そしてクリーンに」と目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>災害・停電時に避難施設に位置付けられている公共施設等に対して再エネ設備等の導入を支援することで、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化との同時実現につながる取組を推進した。これにより、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献した。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | 令和7年度地域脱炭素の推進に関する状況調査（令和7年10月1日時点）（環境省） | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㊶　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　10－2　地域循環共生圏づくりの推進 | 担当部局名 | 大臣官房<br>地域政策課<br>地域循環共生圏推進室 | | |
| 施策の概要 | 地域トランジションモデル形成、地域循環共生圏づくりの支援体制構築、地域間ネットワーク強化・情報発信により、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。 | 政策体系上の位置付け | 10. 地域脱炭素の推進 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>地球温暖化対策計画　第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を行っている基礎自治体数（累積） | － | －年度 | 300自治体 | R12年度 | －<br>52 | 70<br>146 | 168<br>167 | 190<br>199 | 212<br>－ | 234<br>－ | 256<br>－ | 持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要があり、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏づくりに取り組む主体は必ずしも自治体だけではないが、民間の主体が活動主体であった場合は、モデル事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。 | ○ |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 地域循環共生圏創造事業費(令和6年度) | 1 | 7461 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) － | － | － | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | |
|---|---|
| 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） ②目標達成 |
| | （判断根拠） 測定指標1における年度目標を達成している。 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ― | | | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 令和8年度は、地域社会に大きなインパクトをもたらす地域循環共生圏づくりの事例の創出、地域循環共生圏づくりの支援の担い手の拡大を引き続き行うとともに、過年度事業の成果の整理・分析を行い、好事例の横展開を図る。<br>また、全国における地域循環共生圏づくりに関わる取組を登録・可視化し、複合的に地域循環共生圏の創造を推進する。 | | | |
| | | 【測定指標】 | 目標を適切に測定できていることから、測定指標の変更は行わない | | | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。また、有識者からなる会議を設け、地域循環共生圏の広報戦略や事業のあり方についても議論し、地域循環共生圏の形成促進のための知見を得た。 | | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>地域循環共生圏とは、環境・経済・社会を向上させる事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。モデル事業においては、環境面のみならず経済・社会課題を統合的に解決しているモデル地域を形成するとともに、それを支援できる人材・組織の充実を図った。またフォーラムやセミナーで普及活動や担い手育成を行っており、主な目標としては11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>地域循環共生圏の推進は、環境・社会・経済課題の同時解決を原則の一つとしており、多くの課題に共通している原因を根本的に解決する視点を持つことを推奨してモデル事業等を実施している。地域循環共生圏の形成は各地域を持続可能にしていくことであり、すなわちローカルSDGsであることから、おおむねSDGsの目標達成全てに副次的に貢献した。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果 | | | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㊷　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　11－1　放射性物質により汚染された廃棄物の処理 | 担当部局名 | 環境再生グループ（環境再生・資源循環局）<br>環境再生担当参事官室<br>福島環境再生事業監理室<br>放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室 | | |
| 施策の概要 | 放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。 | 政策体系上の位置付け | 11．放射性物質による環境の汚染への対処 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令 和 3 年 3 月 9 日）1.(2)②<br>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和7年6月20日閣議決定）1.（1）②<br>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（平成28年12月20日閣議決定）1.(2)□ | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数（累積） | 0市町村 | H27年度 | 11市町村 | 長期的な目標 | － | － | － | － | － | － | － | ・汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。同地域に含まれる当初の市町村数を長期的な目標値とし、これまでに指定解除された市町村数を実績値として記載。 | － |
| | | | | | 1市町村 | 1市町村 | 1市町村 | 1市町村 | － | － | － | | |
| 2　対策地域内廃棄物処理・指定廃棄物処理に係る埋立処分量 | 0 | H29年度 | 1.8万㎥程度 | R7年度 | 5万㎥(袋)程度 | 2.7万㎥(袋)程度 | 1.8万㎥程度 | 1.8万㎥程度 | － | － | － | ・福島県内の特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）の処理の進捗を示す指標として、特定廃棄物等の埋立処分事業に係る輸送計画における想定搬入量を目標値とし、また福島県内の特定廃棄物の埋立処分施設に搬入した廃棄物の袋数を実績値として記載。 | ○ |
| | | | | | 48,333袋 | 34,323袋 | 27,516㎥ | 37,051㎥ | － | － | － | | |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1)　放射性物質汚染廃棄物処理事業（平成23年度） | 1,2 | 648 | (5)　－ | － | － | (9)　－ | － | － | (13)　－ | － | － | (17)　－ | － | － |
| (2)　－ | － | － | (6)　－ | － | － | (10)　－ | － | － | (14)　－ | － | － | (18)　－ | － | － |
| (3)　－ | － | － | (7)　－ | － | － | (11)　－ | － | － | (15)　－ | － | － | (19)　－ | － | － |
| (4)　－ | － | － | (8)　－ | － | － | (12)　－ | － | － | (16)　－ | － | － | (20)　－ | － | － |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり | |
| | | （判断根拠） | 福島県内の汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。これまで1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めている。また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいる。<br>対策地域内における解体件数は、令和8年3月末時点で18,725件である。可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設が9市町村（12施設）で設置され、令和8年3月末時点で、9施設が処理を完了、3施設が稼働中である。<br>平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和7年度においても測定指標2の目標を超える量の埋立処分を実施していることから③相当程度進展ありと判断した。<br>なお、福島県以外の県においては、各都県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和8年3月末時点で、黒川圏域では汚染廃棄物の処理が終了し、石巻圏域及び仙南圏域では本焼却が終了しているほか、大崎圏域において焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約に取り組んでおり、これまでに那須塩原市、日光市、大田原市、矢板市において暫定保管場所への集約が完了し、那須町においても概ね完了するなど、関係市町において取組が進められている。 | |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ― | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 | |
| | | 【測定指標】 | ・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。<br>・廃棄物の処理の段階が埋立処分に移行しており、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入が必要であるため、現行の指標を維持する。 | |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進した。当該取組を通じて、目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理に当たって、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、特定廃棄物の量・運搬先等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置を講じてきた。当該取組によって、目標3番「すべての人に健康と福祉を」と、目標11番「住み続けられる街づくりを」の達成に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ― | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㊸　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　11－2　放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等 | 担当部局名 | 環境再生グループ（環境再生・資源循環局）<br>環境再生担当参事官室<br>復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室<br>復興再生利用・最終処分戦略担当参事官室<br>放射性物質汚染廃棄物対策事業推進室<br>福島環境再生事業監理室 | | |
| 施策の概要 | 放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。 | 政策体系上の位置付け | 11．放射性物質による環境の汚染への対処 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等<br>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和７年６月20日閣議決定）1.（1）②<br>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（平成28年12月20日閣議決定）1.(2)<br>・福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた再生利用等の推進に関する基本方針（令和７年５月27日決定）全文 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 除染特別地域において返地した除去土壌等の仮置場等の総数 | － | － | 331箇所 | 長期的な目標 | －<br>189 | －<br>234 | －<br>263 | －<br>278 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定 | － |
| 2 福島県外で発生した除去土壌の処分量 | － | － | 福島県外で発生した除去土壌の処分の完了 | 長期的な目標 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>2,298 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針等に沿って設定 | － |
| 3 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の輸送及び処理の推進 | － | － | 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入及び処理の完了 | 長期的な目標 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | 令和7年度の中間貯蔵施設事業の方針等に沿って設定 | － |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 除去土壌等適正管理・原状回復事業（平成23年度） | 1、2 | 649 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 中間貯蔵関連事業（平成23年度） | 3 | 650 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり | |
| | | （判断根拠） | ○ 除染に伴い発生した土壌等を保管中の仮置場等について、中間貯蔵施設への輸送等に伴い、令和8年3月末時点で、除染特別地域においては10か所、福島県内の汚染状況重点調査地域においては令和8年3月末時点で0か所となった。<br>保管物の搬出を終えた仮置場については、平成30年3月に公表した仮置場等の原状回復に係るガイドラインに沿って、順次原状回復工事等を実施している。除染特別地域においては令和8年3月末時点で278か所、福島県内の汚染状況重点調査地域では令和8年3月末時点で1,035か所の仮置場の原状回復が終了し、返地が着実に進んでいる。<br><br>○令和７年３月に策定した除去土壌の埋立処分基準やガイドライン等に基づき、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分等を進めているところである。令和８年３月末時点で、２県２市村（2,298㎡）において処分が実施された。<br><br>○「令和７年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表し、これに沿って事業を行っているところ。<br>方針の中で、輸送については「特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める」という定性的な目標を立てている。令和７年度は、約21万m3の除去土壌等を中間貯蔵施設に搬入した。また、令和8年3月末までに、累計で約1,430万㎥の除去土壌等を搬入した。施設の整備に必要な用地取得については、累計で約1,331haの用地を取得した。これら中間貯蔵施設事業について、順調に進捗している。<br>県外最終処分の実現に向けては、復興再生土の利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議を令和6年12月に設置した。同会議においては、令和7年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を決定し、令和7年8月には、当面5年程度で主として取り組むことを取りまとめた「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ」を決定した。本ロードマップ等に基づき、総理大臣官邸や霞が関の中央官庁の花壇等9か所で復興再生利用の施工を実施した。また、復興再生利用や県外最終処分については、令和7年9月に設置した有識者会議において専門的知見を活用し、技術的な検討を行っているところ。<br>これらを勘案し、③相当程度進展あり と判断した。 | |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | ― | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | ○引き続き、除染により生じた土壌等の適正管理や仮置場等の原状回復を行うとともに、福島県外の除去土壌の処分に向けた取組を着実に進めていく<br>○中間貯蔵施設の整備及び除去土壌等の搬入等についても、引き続き取組を進めていく。 | |
| | | 【測定指標】 | ○適切に測定できていることから、変更しない。 | |
| | 学識経験を有する者の知見の活用 | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>環境再生に関する技術等検討会、放射線審議会、除去土壌の再生利用等に関するIAEA専門家会合等 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>除去土壌の埋立処分が行われたことで、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>福島県外の除去土壌の処分が進み、また福島県内においては中間貯蔵施設の維持管理は周辺住民の健康及び周辺の環境保全に十分配慮しつつ進めた。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ― | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㊹　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　11－3　特定復興再生拠点等の整備 | 担当部局名 | 環境再生グループ（環境再生・資源循環局）<br>環境再生担当参事官室<br>福島環境再生事業監理室 | | |
| 施策の概要 | 福島復興再生特別措置法に基づき、市町村長が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた計画に沿って、特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の復興及び再生の推進に必要な除染や廃棄物の処理事業を実施する。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8　9月 |
| 達成すべき目標 | 帰還困難区域の復興・再生のため、福島復興再生特別措置法に基づき、市町村が定める帰還困難区域内に避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域、及び特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域の復興及び再生を推進する。 | 政策体系上の位置付け | 11．放射性物質による環境の汚染への対処 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等<br>・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針（平成28年12月20日閣議決定）2．（1）<br>・福島復興再生基本方針（改定）（令和5年7月28日）第2部 第4<br>・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和3年3月9日閣議決定）1．（2）②<br>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和7年6月20日閣議決定）1．（1）③<br>・経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）4．（2） | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値<br>R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計) | 0 | H29年度 | 6 | 長期的な目標 | －<br>2 | －<br>2 | －<br>2 | －<br>2 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | ・各自治体の認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。 | － |
| 2 特定帰還居住区域において避難指示解除（全域）に必要な範囲の除染が完了した町村数（累計） | 0 | R5年度 | 5 | R11年度 | －<br>－ | －<br>0 | －<br>0 | －<br>0 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | ・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染に係る進捗状況を踏まえて記載。 | － |
| 3 特定帰還居住区域における解体工事完了町村数(累計) | 0 | R5年度 | 5 | R11年度 | －<br>－ | －<br>0 | －<br>0 | －<br>0 | －<br>－ | －<br>－ | －<br>－ | ・各自治体において認定された特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、廃棄物の処理に係る進捗状況や解体申請の受付期間を踏まえて記載。 | － |

| 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) 特定復興再生拠点整備事業（平成29年度） | 1 | 651 | (5) － | － | － | (9) － | － | － | (13) － | － | － | (17) － | － | － |
| (2) 特定帰還居住区域整備事業（令和5年度） | 2,3 | 19701 | (6) － | － | － | (10) － | － | － | (14) － | － | － | (18) － | － | － |
| (3) － | － | － | (7) － | － | － | (11) － | － | － | (15) － | － | － | (19) － | － | － |
| (4) － | － | － | (8) － | － | － | (12) － | － | － | (16) － | － | － | (20) － | － | － |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり | |
| | | （判断根拠） | 特定復興再生拠点については、令和5年度までに双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村の6町村全ての認定区域について避難指示解除がなされた。なお、特定復興再生拠点区域における解体工事については、令和6年度に飯舘村、葛尾村で解体工事が完了し、残り4町においても概ね完了しているなど、着実に取組を進めているところ。<br>特定帰還居住区域については、令和8年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村の6市町村における「特定帰還居住区域復興再生計画」が認定されており、令和8年3月末までに大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町において、除染や家屋等の解体を実施しているところ。南相馬市及び葛尾村においても除染や家屋等の解体に向けた準備を進めているところ。2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、内閣総理大臣に認定された各市町の特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。<br>令和7年度末までに特定帰還居住区域のうち、651haの除染を完了し、198件の家屋等の解体を完了しており、同区域内のので事業が着実に進んでいることを勘案し、③相当程度進展ありと判断した。 | |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | ― | | |
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 特定復興再生拠点区域の計画に沿って、関係省庁や関係自治体と連携しながら、すでに避難指示解除済の町村においても、新たに家屋等の解体申請が得られたところへの対応を継続し、地元住民の安心・安全の確保をはかる。帰還居住区域復興再生計画に沿って、引き続き、避難指示解除に必要な除染や廃棄物の処理事業に取り組む。 | |
| | | 【測定指標】 | 測定指標①については、長期目標であり、特定復興再生拠点区域の計画に沿って関係省庁や関係自治体と連携しながら、家屋等の解体を着実に進めていく必要があることから測定指標を継続して設定する。<br>特定帰還居住区域については、2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、必要な除染や家屋等の解体を継続する必要があることから、測定目標②③については継続する。<br>【継続】1特定復興再生拠点区域における解体工事完了町村数(累計)<br>【継続】2特定帰還居住区域において避難指示解除(全域)に必要な範囲の除染が完了した町村数(累計)<br>【継続】3特定帰還居住区域における解体工事完了市町村数(累計) | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞ | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除して居住を可能とするものとして定められる区域である特定復興再生拠点区域において、避難指示解除に必要な除染や家屋等の解体を行い、6町村すべての特定復興再生拠点区域で避難指示解除がなされた。また、特定復興再生拠点区域外において、避難指示を解除して住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す区域である特定帰還居住区域については、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町において除染や家屋等の解体に着手している。当該事業により、目標11番「住み続けられるまちづくりを」の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>特定復興再生拠点区域や特定帰還居住区域において、除染や家屋等の解体を行うことにより、福島の住民が、健康上の懸念をはじめとする生活環境上の様々な不安から解放され、確かな安全と安心を実感しながら福島で暮らし、また、次世代を担う子供を安心して生み、育てることができる生活環境を実現することに貢献した。これらにより、目標3番「すべての人に健康と福祉を」の達成に貢献できた。 |
| | 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | ― | | |

令和　7　年度実施施策に係る政策評価書（事後評価）　　（環境省　7　－　㊺　）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 施策名 | 目標　11－4　放射線に係る一般住民の健康管理・健康不安対策 | 担当部局名 | 環境保健部<br>放射線健康管理担当参事官室 | | |
| 施策の概要 | 東京電力福島第一原発事故を受け、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を交付するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制整備を支援した。さらに、原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価、人材育成、リスクコミュニケーションの推進等、国として実施すべき事業を行う。 | 政策評価実施予定時期 | | 政策評価実施時期 | 令和　8年　9月 |
| 達成すべき目標 | 原子力被災者の健康確保、健康不安の解消 | 政策体系上の位置付け | 11．放射性物質による環境の汚染への対処 | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの） | ・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等<br>・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について（令和6年3月19日閣議決定）１．（２）⑦<br>・福島復興再生特別措置法及び同法に基づく福島復興再生基本方針（令和5年7月28日）第３部<br>・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律及び同法に基づく基本方針（平成27年8月25日改定）Ⅲ 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項 | | | | |

| 測定指標 | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 | | | | | | | 測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠 | 達成 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | R4年度 | R5年度 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | | |
| 1 研究の採択等件数（被ばく線量評価、健康影響、健康不安対策等に関する調査研究） | 15 | H24年度 | 20 | － | 20 | 20 | 20 | 20 | － | － | － | 被災者の健康管理、不安対策のため求められる研究課題について、毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることで、政策に必要な知見を得ることとし、研究の採択件数を測定指標として選定する。<br>東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興状況は地域によって様々であり、復興状況に応じた放射線の健康管理・健康不安の解消を図る必要がある。また、過去の研究データや、放射線の健康影響に関する現状課題の分析から、必要な研究課題数の目標値として20件と設定する。 | △ |
| | | | | | 33 | 35 | 29 | 18 | － | － | － | | |
| 2 受講者満足度（%）（保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均） | 83 | R2年度 | 80 | － | 80 | 80 | 80 | 80 | － | － | － | 地域の住民が抱える放射線の健康不安に身近で対応する自治体職員や放射線相談員に対して、研修会の開催や専門家の派遣等を行う事業である。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。 | ○ |
| | | | | | 99 | 98 | 94 | 98.5 | － | － | － | | |
| 3 受講者満足度（%）（住民セミナー、車座意見交換会平均） | 98 | R2年度 | 80 | － | 80 | 80 | 80 | 80 | － | － | － | 地域の住民が抱える放射線に対する健康不安等に対し、自治体だけでは対応が難しい住民セミナーや車座意見交換会の場を通じて、リスクコミュニケーションをきめ細やかに実施している。これが効果的・効率的な事業となっているかを測定する指標として、受講者満足度を選定する。目標値は、平均過去の実績を踏まえて80%以上と設定する。 | ○ |
| | | | | | 97 | 99 | 99 | 96.7 | － | － | － | | |
| 4 「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人（将来生まれてくる子や孫など）への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合（%）（全国アンケート調査） | 40 | R2年度 | 20 | R7年度 | － | － | － | 20 | － | － | － | 原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)の2020/2021報告書において、「放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにない」とされている。一方で、日本国内のアンケート調査では、原発事故による次世代への健康影響が高いと認識している人の割合が約40%という結果がでている。この認識は、被災地の人たちへの差別・偏見にもつながりかねないことから、誰一人取り残さない社会の実現に向け、その割合を2025年に半減させる目標を設定する。 | × |
| | | | | | 46.8 | 37.3 | 38.3 | 38.8 | － | － | － | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5 | 福島県「県民健康調査」の進捗 | ― | H26年度 | 福島県「県民健康調査」の着実な実施 | ― | 「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 | 「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 | 「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 | 「県民健康調査」の円滑な実施のための支援 | ― | ― | ― | 東京電力福島第一原発事故により、周辺地域住民の被ばく線量の把握や、放射線の影響を考慮した健康管理の重要性が指摘されている。福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため平成23年度から福島県が創設した「福島県県民健康管理基金」に交付金（782億円）を拠出しており、国として継続して県民健康調査が円滑に行われるよう、福島県に必要な支援を行っていく必要があることから指標として選定。 | ○ |
| | | | | | | 「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。 | 「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。甲状腺検査対象者のピアサポート体制を準備。 | 「県民健康調査」に係る支援として、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。甲状腺検査対象者のピアサポートを実施。 | 「県民健康調査」に係る支援として、甲状腺検査者の技能維持及び新たな人材育成、心のサポート体制の強化のほか、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーションを実施。 | ― | ― | ― | | |

| 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 | 達成手段（開始年度） | | 関連する指標 | 行政事業レビュー事業番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (1) | 原子力被災者に対する健康管理・健康調査（平成23年度） | 1,2,3,4,5 | 4995 | (5) | ― | ― | ― | (9) | ― | ― | ― | (13) | ― | ― | ― | (17) | ― | ― | ― |
| (2) | ― | ― | ― | (6) | ― | ― | ― | (10) | ― | ― | ― | (14) | ― | ― | ― | (18) | ― | ― | ― |
| (3) | ― | ― | ― | (7) | ― | ― | ― | (11) | ― | ― | ― | (15) | ― | ― | ― | (19) | ― | ― | ― |
| (4) | ― | ― | ― | (8) | ― | ― | ― | (12) | ― | ― | ― | (16) | ― | ― | ― | (20) | ― | ― | ― |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価結果 | 目標達成度合いの測定結果 | （各行政機関共通区分） | ③相当程度進展あり |
| | | （判断根拠） | 指定指標1 有識者による研究成果および次年度の研究計画の評価を踏まえ、令和7年度は18件の調査研究を採択した。<br><br>指定指標2　受講者満足度は99%となり、目標値（80%以上）を達成した。受講者のニーズに即した研修会及び専門家派遣が実施され、事業は効果的・効率的に実施されたものと判断される。<br><br>指定指標3 受講者満足度は97%となり、目標値（80%以上）を大きく上回った。住民セミナー及び車座意見交換会を通じて、地域住民の放射線に対する健康不安等にきめ細かく対応するリスクコミュニケーションを実施できており、事業は効果的・効率的に実施されたものと判断される。<br><br>指定指標4 福島第一原発事故に起因する放射線による健康影響について「起こる可能性が高い」と思っている人の割合を令和7年度に20%以下にすることを目標としており、本年度の調査結果は、昨年度と比較してほぼ同等の38.8%だった。一方、「起こる可能性が極めて低い」と回答した人の割合は5年間で一貫して増加しており、事業開始した令和3年に比べて約2倍の22.6%であったことから目標の達成には至らなかったものの、放射線による健康影響に関する理解の促進については一定の進展がみられた。<br><br>指定指標5 「県民健康調査」の円滑な実施のために、甲状腺検査者の技能維持及び新たな人材育成、心のサポート体制の強化のほか、放射線の健康影響に関する研究調査事業やリスクコミュニケーション事業等の実施により、目標を達成した。 |
| | 目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等 | | 指定指標1 研究の打切りがあったことに加え、環境保健行政に直結する具体的な研究課題に重点化した公募を実施した結果、目標件数である20件（達成率90%）をやや下回った。<br><br>指定指標4 イベント出展やSNS等による広報を実施したが、認識の改善が必要な層へのリーチが十分でなく、意識変容に結びつく効果が限定的であった。また、震災関連報道の減少等風化に関する外部要因も、施策効果の発現に影響を与えたものと考えられ、単なる情報提供にとどまらず、ターゲット層の特性に応じた訴求内容・手法の最適化を図るとともに、正しい知識に基づき国民一人一人の意識に働きかける施策を実施していく必要がある。<br><br>測定指標5　福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 次期目標等への反映の方向性 | 【施策】 | 指定指標1 研究の打切りがあったことに加え、環境保健行政に直結する具体的な研究課題に重点化した公募を実施した結果、目標件数である20件（達成率90%）をやや下回った。<br>指定指標2 目標達成に向けて着実に進展しており、引き続き実施する。<br>指定指標3 目標達成に向けて着実に進展しており、引き続き実施する。<br>指定指標4 イベント出展やSNS等による広報を実施したが、認識の改善が必要な層へのリーチが十分でなく、意識変容に結びつく効果が限定的であった。また、震災関連報道の減少等風化に関する外部要因も、施策効果の発現に影響を与えたものと考えられ、単なる情報提供にとどまらず、ターゲット層の特性に応じた訴求内容・手法の最適化を図るとともに、正しい知識に基づき国民一人一人の意識に働きかける施策を実施していく必要がある。<br>測定指標5　福島県の県民健康調査について、引き続き福島県等関係自治体や関係機関と緊密に連携し状況を把握する必要がある。 | |
| | | 【測定指標】 | 測定指標1　毎年度採択された研究が着実に成果を挙げることを前提として研究の採択件数自体を測定指標として設定していたが、実施した研究の成果の短期アウトカムとしてより適正化を図る観点で、学会発表や査読付き論文への投稿等を通じた公知化件数を測定指標として設定する。<br>測定指標2 受講者満足度（%）（保健医療福祉等関係者研修会、専門家派遣平均）<br>測定指標3 受講者満足度（%）（住民セミナー、車座意見交換会平均）<br>測定指標4「東京電力福島第一原子力発電所事故の被災地における、次世代以降の人（将来生まれてくる子や孫など）への放射線による健康影響について、起こる可能性が高い」と思っている人の割合（%）、については、目標年度となるため、新たな指標を設定する。<br>測定指標5 福島県「県民健康調査」の円滑な実施を指標として設定し、引き続き支援を実施する。 | |
| 学識経験を有する者の知見の活用 | | ＜参考：施策の実施における活用状況＞<br>有識者から、各研究課題の学術的意義や、成果の社会還元の視点で助言を得た。この助言を基に研究課題の採択や評価を実施した。 | SDGs目標との関係 | 【主な目標】<br>「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議の中間とりまとめを踏まえた環境省における当面の施策の方向性」に基づき、事故初期における被曝線量の把握・評価の推進、福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実に取り組んだ。当該取組を通じて、目標3「全ての人に健康と福祉を」、10「人や国の不平等をなくそう」における差別的な慣行の撤廃、11「住み続けられるまちづくりを」における総合的な災害リスク管理の達成に貢献できた。<br>【副次的効果が期待される目標】<br>福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実支援において、自分の意思で検査を受けるか受けないかの選択をできるよう任意性の担保に取り組んだ。当該取組により、目標16「平和と公正をすべての人に」における非差別的な政策の推進に貢献できた。 |
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | | ー | | |